

出水市地域防災計画

令和6年3月
出水市防災会議

目 次

第1編 総 則

第1章 計画の目的等	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の内容	1
第3節 計画の修正	1
第4節 計画の周知	2
第5節 計画の運用	2
第2章 防災機関の業務の大綱	3
第3章 市民及び事業所の責務	8
第4章 市の地勢と災害記録	9
第1節 市の地勢	9
第2節 市の気象	9
第3節 市における災害記録	10
第5章 災害の想定	11

第2編 災害予防対策

第1部 風水害等予防

第1章 災害に強いまちづくり	12
第1節 土砂災害防止対策の推進	12
第1 土砂災害防止事業の推進	12
第2 災害危険箇所等の調査結果の周知	14
第3 災害危険箇所の警戒避難体制の整備	14
第2節 河川災害・高潮等の防止対策の推進	16
第1 河川災害の防止対策	16
第2 高潮災害等の防止対策	16
第3 農地災害等の防止対策	17
第3節 防災構造化の推進	18
第1 建築物の不燃化の推進	18
第2 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保	18
第3 擁壁・ブロック塀等の工作物対策	20

第4節	建築物災害の防止対策の推進	20
第1	公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保	20
第2	重要防災基幹施設の安全性の確保	20
第3	市民等への意識啓発	20
第5節	公共施設の災害防止対策の推進	21
第1	道路・橋梁の災害防止	21
第2	上水道施設の災害防止	21
第3	下水道施設の災害防止	22
第4	電気・ガス・通信施設の災害防止	22
第5	鉄道施設の災害防止	22
第6節	危険物災害等の防止対策等の推進	22
第1	危険物災害の防止	22
第2	高圧ガス施設の災害防止	24
第3	電気工作物及び電気用品の災害防止	24
第7節	農業災害の防止対策の推進	25
第2章	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	26
第1節	防災組織の整備	26
第1	市の応急活動実施体制の整備	26
第2	平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備	27
第3	広域応援体制の整備	27
第2節	通信・広報体制（機器等）の整備	27
第3節	気象観測体制の整備	28
第4節	消防体制の整備	29
第1	消防活動体制の整備	29
第2	消防水利、装備・資機材の整備	30
第5節	避難体制の整備	32
第1	避難所の指定・確保、安全性の点検	32
第2	地域における避難体制の整備	33
第3	各種施設における避難体制の整備	36
第4	避難所の収容、運営体制の整備	38
第5	避難路	39
第6節	救助、救急体制の整備	41
第1	関係機関等による救助、救急体制の整備	41
第2	救助、救急用装備・資機材の整備	44
第7節	交通確保体制の整備	44
第8節	その他の災害応急対策事前措置体制の整備	45
第1	食料の供給体制の整備	45
第2	飲料水の供給体制の整備	46

第3	生活必需品の供給体制の整備	46
第4	医療体制の整備	46
第5	感染症予防、し尿、ごみ処理対策の事前措置	47
第6	住宅の確保対策の事前措置	48
第7	文化財や文教施設に関する事前措置	48
第3章	市民の防災活動の促進	50
第1節	防災知識の普及啓発	50
第1	市民に対する防災知識の普及啓発	50
第2	防災関係機関の職員への防災研修等の実施	52
第2節	防災訓練の効果的実施	53
第3節	自主防災組織の育成強化	54
第1	地域の自主防災組織の育成強化	54
第2	事業所の自主防災体制の強化	56
第4節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	57
第5節	防災ボランティアの育成強化	57
第1	市及び関係機関等における連携体制の整備	57
第2	防災ボランティア活動支援のための環境整備	58
第6節	避難行動要支援者の安全確保対策	58
第1	地域における要配慮者の実態把握並びに避難行動要支援者名簿作成等	58
第2	社会福祉施設・病院等における要配慮者対策	62

第2部 震災予防

第1章	地震・津波災害に強い施設等の整備	63
第1節	土砂災害・液状化等の防止対策の推進	63
第1	土砂災害の防止対策	63
第2	液状化災害の防止対策	63
第3	農地災害等の防止対策	64
第2節	津波災害防止対策の推進	64
第1	津波災害の防止対策	64
第2	津波災害に対する広報体制の整備	64
第3	津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進	65
第3節	防災構造化の推進	65
第1	防災的土地利用の推進	65
第2	建築物の不燃化の推進	65
第3	消防水利の多様化	65
第4	道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保	65
第5	擁壁・ブロック塀等の工作物対策	66

第4節	建築物災害の防止対策の推進（耐震化の推進）	66
第1	公共施設等の重点的な耐震診断・改修の実施	66
第2	市民への意識啓発	67
第5節	公共施設の災害防止対策の推進	67
第1	上水道施設の災害防止	67
第2	下水道施設の災害防止	68
第3	道路・橋梁の災害防止	68
第6節	危険物災害等の防止対策の推進	69
第1	危険物災害の防止	69
第2	高圧ガス施設の災害防止	69
第2章	迅速かつ円滑な震災応急対策への備え	70
第1節	防災組織の整備	70
第2節	通信・広報体制（機器等）の整備	70
第3節	地震・津波観測体制の整備	70
第4節	消防体制の整備	70
第5節	避難体制の整備	71
第6節	救助、救急体制の整備	71
第7節	交通確保体制の整備	71
第8節	その他の震災応急対策事前措置体制の整備	71
第3章	市民の防災活動の促進	72
第1節	防災知識の普及啓発	72
第2節	防災訓練の効果的実施	72
第3節	自主防災組織の育成強化	72
第4節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	72
第5節	防災ボランティアの育成強化	73
第6節	避難行動要支援者の安全確保対策	73

第3編 災害応急対策

第1部 風水害等応急対策

第1章	活動体制の確立	74
第1節	応急活動体制の確立	74
第1	市の応急活動体制の確立	74
第2	関係機関等の応急活動体制の確立	78
第2節	情報伝達体制の確立	79
第1	市の通信連絡手段の確保・運用	79

第3節	災害救助法の適用及び運用	81
第1	災害救助法の実施機関	81
第2	災害救助法の適用基準	81
第3	被災世帯の算定	82
第4	災害救助法の適用手続	82
第4節	広域応援体制	82
第5節	自衛隊の災害派遣	84
第6節	技術者、技能者及び労働者の確保	87
第7節	ボランティアとの連携等	89
第1	ボランティアの受入れ、支援体制	89
第2	ボランティアの受付、登録、派遣	90
第2章	警戒避難期の応急対策	91
第1節	気象警報等の収集・伝達	91
第2節	災害情報・被害情報の収集・伝達	96
第3節	広報	103
第1	市による広報	103
第2	関係機関等による広報	104
第3	報道機関等に対する放送の要請・公表	104
第4	その他の関係機関等への広報の要請・調整	105
第4節	水防対策（水防計画）	106
第1	総則	106
第2	水防組織	106
第3	重要水防区域等	107
第4	水防施設及び水防器具	110
第5	水防警報	110
第6	水位情報	113
第7	水防活動	114
第8	水防活動報告	116
第9	公用負担	116
第10	水害防止対策の推進	116
第5節	土砂災害の防止対策	121
第6節	消防活動	121
第1	市及び市民による消防活動	122
第2	消防応援協定に基づく消防活動	122
第7節	危険物の保安対策	122
第8節	避難の指示、誘導	125
第1	要避難状況の早期把握・判断	125
第2	避難の指示の実施	125

第3	住民避難警戒体制の確立	129
第4	要配慮者の安全確保	129
第5	避難の実施	129
第9節	救助、救急	140
第1	救助、救急活動	140
第2	救助、救急用装備・資機材の調達	141
第10節	交通確保・規制	142
第1	交通規制の実施	142
第2	緊急通行車両の確認等	144
第3	発見者等の通報と運転者のとるべき措置	146
第11節	緊急輸送	147
第1	緊急輸送の実施	147
第2	緊急輸送道路啓開等	147
第12節	緊急医療	147
第1	緊急医療の実施	147
第2	医薬品・医療用資機材等の調達	148
第13節	要配慮者への緊急支援	149
第1	要配慮者に対する対策	149
第2	社会福祉施設等に係る対策	150
第3	高齢者及び障がい者に係る対策	150
第4	児童に係る対策	151
第5	観光客及び外国人に係る対策	151
第6	帰宅困難者に係る対策	152
第7	妊産婦及び乳幼児に係る対策	153

第2部 震災応急対策

第1章	活動体制の確立	154
第1節	応急活動体制の確立	154
第1	市の応急活動体制の確立	154
第2	関係機関等の応急活動体制の確立	158
第2節	情報伝達体制の確立	159
第3節	災害救助法の適用及び運用	159
第4節	広域応援体制	159
第5節	自衛隊の災害派遣	159
第6節	技術者、技能者及び労働者の確保	160
第7節	ボランティアとの連携等	160
第2章	初動期の応急対策	161

第1節	津波予報及び地震情報・津波情報の収集・伝達	161
第1	気象庁による津波予報、地震・津波に関する情報の発表	161
第2	震度情報ネットワークシステムによる地震情報	168
第3	地震津波に対する自衛措置伝達	168
第2節	災害情報・被害情報の収集・伝達	168
第3節	広報	169
第4節	消防活動	169
第5節	危険物の保安対策	169
第6節	水防・土砂災害等の防止対策	169
第1	地震時の河川災害の防止対策	169
第2	地震時の土砂災害の防止対策	170
第7節	避難の指示、誘導	171
第8節	救助、救急	171
第9節	交通確保・規制	171
第10節	緊急輸送	172
第11節	緊急医療	172
第12節	要配慮者への緊急支援	172

第3部 社会基盤の応急対策

第1節	電力施設の応急対策	176
第2節	ガス施設の応急対策	176
第3節	上水道施設の応急対策	176
第4節	下水道施設の応急対策	177
第5節	電気通信施設の応急対策	178
第6節	道路・河川等公共施設の応急対策	178

第4部 特殊災害の応急対策

第1節	道路事故応急対策	181
第2節	海上災害等応急対策	182
第1	海上災害応急対策	182
第2	海上流出油災害対策	186

第4編 事態安定期の対策

第1節	避難所の運営	190
第1	指定避難所の開設等	190

第2	避難所の運営管理	191
第3	広域的避難収容・移送	192
第2節	食料の供給	193
第1	食料の調達	193
第2	食料の供給	194
第3	食料の輸送	195
第3節	給水	196
第1	給水の実施	196
第2	給水の方法	197
第4節	生活必需品の給与	197
第1	生活必需品の調達	197
第2	生活必需品の給与	199
第3	生活必需品の輸送	200
第5節	医療	200
第1	医療救護活動状況の把握	201
第2	被災者の健康状態の把握とメンタルケア	201
第6節	感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	202
第7節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	206
第1	し尿処理対策	206
第2	ごみ処理対策	207
第3	死亡獣畜の処理対策	208
第4	障害物の除去対策	208
第8節	行方不明者の捜索、遺体の処理等	209
第1	行方不明者の捜索	209
第2	遺体の収容、処理、埋葬	210
第9節	住宅の供給確保	211
第10節	文教対策	215
第1	応急教育の実施	215
第2	学用品の調達及び授業料等の減免、育英資金	217
第3	文化財の保護	218
第11節	義援物資等の取扱い	218
第1	義援金の配分	218
第2	義援物資の取扱い	218
第12節	農林水産業災害の応急対策	219
第1	農産物対策	219
第2	林水産物等対策	220
第3	家畜管理対策	221

第5編 災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧	222
第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	222
第2節 激甚災害の指定	223
第2章 被災者の災害復旧・復興支援	224
第1節 被災者の生活確保	224
第1 市民生活相談	224
第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）	225
第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項	225
第4 被災者生活再建支援金の支給	226
第5 県単被災者生活支援金の支給	227
第6 災害弔慰金等の支給	228
第7 税の減免措置	230
第8 職業あっせん等	231
第9 郵便はがき、簡易保険郵便年金等の扱い	231
第10 罹災証明の交付	232
第11 被災者台帳の作成	233
第2節 被災者への融資措置	233
第1 民生関係の融資	233
第2 住宅資金の融資	235
第3 農林漁業関係の融資	237
第4 商工業関係の融資及び利子補助	240

第6編 離島対策

第1章 計画の目的	243
第1節 計画の目的	243
第2章 安全安心向上対策	243
第1節 土砂災害防災対策	243
第2節 高潮災害等の防災対策	243
第3節 火災防災対策及び消防体制の強化	244
第4節 公共施設等の耐災害性の強化	245
第5節 防災組織の強化	245
第6節 避難体制の強化	246
第7節 災害応急対策事前措置体制の強化	246
第8節 地域防災力の向上	247

第1編 総則

第1章 計画の目的等

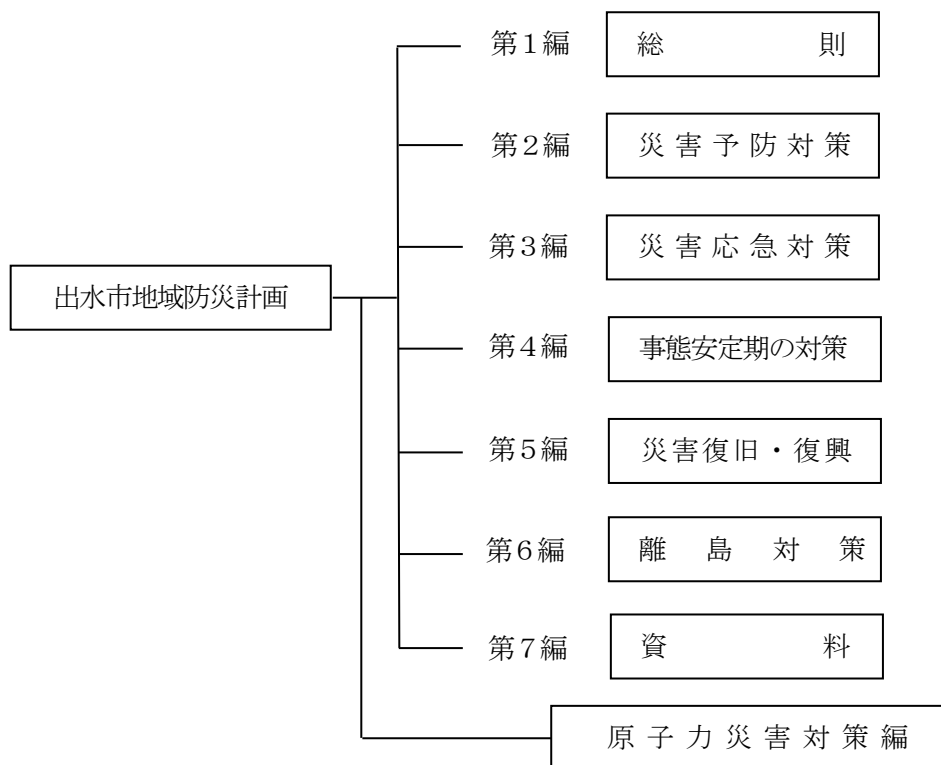
第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（以下「基本法」という。）（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市の地域に係る災害対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって防災に万全を期するものである。

- 1 市の地域における災害の特性並びに市及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、市の地域に係る防災に関し、処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 災害の発生を未然に防止するための防災施設の整備、防災教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害発生の防御又は応急救助の実施その他災害の拡大を防止するための災害応急対策の計画
- 4 災害の復旧に関する計画

第2節 計画の内容

本計画は、第1編総則、第2編災害予防対策、第3編災害応急対策、第4編事態安定期の対策、第5編災害復旧・復興、第6編離島対策、第7編資料、原子力災害対策編、とする。



第3節 計画の修正

本計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは計画を修正するものとする。

この際、国、県及び市の組織改編等に伴う名称変更等、軽微な修正の場合は、防災会議に諮ることなく決裁により処置できるものとする。

なお、決裁処置後は、速やかに防災会議委員へ周知するものとする。

第4節 計画の周知

本計画の内容は、市の職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知するとともに、計画のうち特に必要と認めるものについては、地域住民にも周知を図る。

第5節 計画の運用

本計画は、平常時から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

第2章 防災機関の業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等は、市の地域に係る防災に関し、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 市

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 市防災会議に関する事務
(2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策
(3) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
(4) 災害の防御と拡大防止の対策
(5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護
(6) 被災した市管理施設の応急対策
(7) 災害時における文教、保健衛生対策
(8) 災害時における交通輸送の確保
(9) 被災者に対する融資あっせん等の被災者振興対策
(10) 被災施設の復旧
(11) 市内の防災関係機関が実施する災害応急対策等の調整
(12) 災害対策に関する広域応援協力
(13) その他災害対策に必要な事務又は業務

2 県

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関する事。
(2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。
(3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
(4) 災害の防御と拡大の防止に関する事。
(5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関する事。
(6) 被災した県管理施設の応急対策に関する事。
(7) 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関する事。
(8) 災害対策要員の供給、あっせんに関する事。
(9) 災害時における交通輸送の確保に関する事。
(10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関する事。
(11) 被災施設の復旧に関する事。
(12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関する事。
(13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関する事。

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州管区警察局 (出水警察署)	(1) 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整 (2) 広域的な交通規制の指導・調整 (3) 災害時における他管区警察局との連携 (4) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整 (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整 (6) 災害時における警察通信の運用 (7) 津波警報の伝達
九州農政局 (鹿児島支局)	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに応急復旧 (2) 応急用食料の調達・供給 (3) 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。 (4) 主要食料の安定供給対策に関すること。 (5) その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。
九州森林管理局 (北薩森林管理署)	(1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山、治水事業の実施 (2) 国有保安林、保安施設等の保全 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の調達、供給に関すること。 (4) その他防災に関し森林管理署の所掌すべきこと。
福岡管区气象台 (鹿児島地方气象台)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
第十管区海上保安本部 (串木野海上保安部)	(1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施 (2) 情報の収集及び警報等の伝達 (3) 海難救助等 (4) 排出油の防除 (5) 海上交通安全の確保 (6) 治安の維持 (7) 危険物の保安措置 (8) 緊急輸送 (9) 物資の無償貸付又は譲与 (10) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援 (11) 警戒区域の設定 (12) その他防災に関し海上保安部の所掌すべきこと。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州地方整備局	(1) 港湾、海岸災害対策 (2) 高潮、津波災害等の予防 (3) 直轄公共土木施設の整備と維持・管理 (4) 直轄河川の水防 (5) 直轄国道の防災 (6) 「大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施 (7) その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。

4 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第12普通科連隊 海上自衛隊 第1航空群	(1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか災害通信の支援 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

5 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
鉄道関係機関 (九州旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社、 肥薩おれんじ鉄道株式会社)	(1) 鉄道施設等の防災、保全 (2) 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力 (3) 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力
西日本電信電話株式会社 (鹿児島支店)	電信電話施設の保全と重要通信の確保
日本郵政株式会社 日本郵便株式会社 株式会社ゆうちょ銀行 株式会社かんぽ生命保険 (出水郵便局等)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除 キ 郵政公社医療機関による医療救護活動 ク 災害ボランティア口座 (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本赤十字社 (鹿児島県支部)	(1) 災害時における医療救護（医療、助産及び一時保存を除く死体処理等） (2) 救援物資の備蓄と配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付 (5) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動 (6) 災害時の外国人の安否調査
自動車輸送機関 (日本通運株式会社、 南国交通株式会社、 鹿児島県トラック協会等)	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力
電力供給機関 (九州電力株式会社)	(1) 電力施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給確保 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧
ガス供給機関	(1) ガス施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給確保 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧
出水郡医師会	災害時における助産、医療救護
出水郡歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療 (2) 身元確認
鹿児島県建設業協会 出水支部 出水市建友会	(1) 公共土木施設の被害情報の収集 (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧

6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿児島いずみ農業協同組合	被災組合員に対する営農資金等の融資のあっせん及び防災営農指導
出水平野土地改良区	(1) ダム、ため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備及び防災管理 (2) 農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧
北さつま漁業協同組合	漁船の遭難防止の対策
病院等経営者	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の災害予防対策 (2) 災害時における収容患者の避難誘導 (3) 被災負傷者等の収容保護 (4) 災害時における医療、助産等の救護 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防対策 (2) 災害時における収容者の避難誘導
市社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
北薩森林組合	森林の保護育成及び治山対策の推進並びに森林災害調査
出水商工会議所 鶴の町商工会	被災商工業者に対する融資のあっせん及び被災店舗、商品等被害調査
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせん
学校法人	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防対策 (2) 災害時における幼児、児童、生徒及び学生の避難誘導 (3) 災害時における応急教育対策 (4) 被災施設の災害復旧
水道事業者	(1) 水道施設の整備と防災管理 (2) 災害時における水の確保 (3) 被害施設の応急対策と災害復旧
北薩農業共済組合	被災農作物等の被害調査及び共済目的に対する損失補償
その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧

第3章 市民及び事業所の責務

市民及び事業所は、本計画及び基本法第7条に基づき、災害の発生の未然防止、被害の拡大防止及び災害復旧に寄与するとともに、市が処理する防災業務について自発的に協力するものとする。

1 市民の責務

基本的責務
<p>「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。市民は自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄や防災ハザードマップの確認など、自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市、消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。</p> <p>また、市民は、風水害等に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力するとともに、市が実施する防災業務について、自発的に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p>

2 事業所の責務

基本的責務
<p>事業所の事業者（管理者）は、市及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p>

第4章 市の地勢と災害記録

第1節 市の地勢

本市は、鹿児島県の北西部に位置し、陸の三方を阿久根市、薩摩川内市、さつま町、伊佐市及び熊本県水俣市に接し、北西部は八代海（不知火海）に臨む。

市の地勢は、おおよそ次の三つに分けられる。

一つが南の紫尾山系と東の矢筈山系からなる山岳部で、市の大半を占める。いま一つが小原扇状地と米ノ津沖積面及び近世、現代の干拓地からなる出水平野である。

小原扇状地は、米ノ津川の支流平良川が紫尾山系からの谷口を扇頂として押し出したもので、ほぼ南から北へゆるやかな傾斜をもって海岸の近世干拓地に続いており、表土は、肥よくな腐植土で覆れ、豊かな畑地帯となっている。

この扇状地と矢筈山系の間を米ノ津川が蛇行し、米ノ津沖積面を形成しており、県内有数の水田地帯となっている。

米ノ津川は、紫尾、矢筈両山系を分けるとともに、両山系の水を集めている。

三つめに、高尾野地域は、高尾野川、野田川に囲まれた扇状形の肥沃な田園が八代海に向かってゆるやかに傾斜している。また、野田地域は野田川が流れ、その流域に水田地帯が広がっており、西側の丘陵地帯となっているところは畑である。

なお、「出水」の名の示すように、両山系の豊かな森林に支えられた地下水は、市内各所にゆう水として表れている。

第2節 市の気象

本市は、地形上、北部は海に面し、東部から南部にかけては、山に囲まれた南高北低であるため、その影響を受けて地形的要因、海洋的要因を併せ持っている。

気温は、東西に走る約20kmの海岸線で海に面しているので、黒潮の影響を受けて温暖であり、過去30年間の平均気温は17.5℃である。降水量は、恒風である海からの風が南部の山腹に当たって気温を低下させるため、比較的多く、過去30年間の年間平均降水量は2,223.1mmであり、月別には6月が多く、12月が少なくなっているが、地域別には、南の紫尾山系の高台地にやや多く、東の矢筈山系及び海岸線に比較的少ない傾向がみられる。

しかしながら、平成9年7月には針原地区で過去に例のない土石流災害が発生し、平成18年7月には米ノ津川が溢水する豪雨災害に見まわれた。

降霜は、平均初霜が11月中旬、晩霜が4月の初旬であるが、地区によって相当の差があり、大川内地区及び東部山間地帯は、降霜期間が長く、海岸線に向かうに従って短くなっており、一部には、無霜地帯も存在する。

なお、過去30年間の気候指標の平均値は、次表のとおりである。

区分	平均値	観測所
平均気温	17.5℃	阿久根
平均湿度	74%	阿久根
年降雨量	2,223.1mm	出水
最高気温の極値	37.1℃	阿久根
最低気温の極値	-4.6℃	阿久根
平均気圧	1,010.2hpa	阿久根

第3節 市における災害記録

1 風水害

大雨の発現を季節的に分けると4月～5月の低気圧によるもの、6月～7月の梅雨前線によるもの、8月～9月の台風によるものと分けられるが、特に水害を起こすような大雨は梅雨期、台風期に多くなる。

梅雨期の雨の降り方をみると、梅雨の前期と末期とではかなり異なり、前半では地雨式の降り方で雨量も少ないが、後半は雷を伴った局地的な豪雨が集中的に降ることがある。

(風水害の主なものは、第7編資料第1表)

2 火災

近年における本市の火災の大きいものは多くが冬から春先にかけて火災発生期に発生している。

この時期に火災が多発し、また大火災が多いのは、季節風による強風が吹いており、空気が乾燥していることに加え、火気を使用する機会が多くなっていること等が原因しているようである。

(火災の主なものは、第7編資料第2表)

3 地震

本市では、霧島南東部から大口、出水、長島と続く領域と、霧島南東部から阿久根、甑島北方海域と続く領域とで、地震活動の活発な線状の地震による大きな影響を受けている。

また、出水山地と出水平野の境界付近に全長20kmを超える出水断層帯があり、断層による地震への備えも必要である。(地震の主なものは、第7編資料第3表)

第5章 災害の想定

本市においては、第4章第3節「出水市における災害記録」で示した既往の災害のうち風水害については、最大規模であった平成9年7月10日に発生した針原地区土石流災害、平成11年9月24日の台風18号災害、平成18年7月22日から23日にかけての県北部豪雨災害と同程度の規模の災害を想定災害とする。

また、震災については、平成24年度から2か年計画で鹿児島県が実施した「鹿児島県地震等災害被害予測調査」による11の震源等についての災害想定のうち、鹿児島県北西部直下地震を想定災害とし、予防計画及び応急対策計画並びに復旧・復興計画における目安として位置付ける。

《想定災害総括表》

項 目	H9. 7. 10 針原土石流災害	H11. 9. 24 台風18号災害	H18. 7. 22 ～23 県北部豪雨災害	県北西部直下地震
気象概要	積算雨量 398mm (7/7～9) 時間最大雨量 62mm	最大風速 58.2m/s	積算雨量698mm (7/22～23) 時間最大雨量 78mm	—
震 度 等	—	—	—	マグニチュード7.0 震 度 7
人的被害	死者 21人 負傷者 13人	負傷者 27人	—	死者 100人 負傷者 890人
建物等被害	住家全壊 18棟 半壊 1棟 床上浸水 4棟 床下浸水 17棟 農地 10.2ha 市道 1箇所 河川 3箇所 農業用施設 32箇所 商工施設 6箇所	住家全壊 2棟 半壊 22棟 一部破損 12,084棟 床下浸水 21棟	住家全壊 3棟 半壊 442棟 一部破損 33棟 床上浸水 8棟 床下浸水 623棟 道路決壊 168箇所 河川決壊 46箇所 崖くずれ 105箇所 水道被害 16戸	建物全壊 (消失) 1,900棟 (半壊) 5,900棟 断水人口 43,300人 鉄道被害 新幹線 10箇所 在来線 50箇所 道路被害 60箇所

第2編 災害予防対策

第1部 風水害等予防

第1章 災害に強いまちづくり

本市は、毎年台風、豪雨等により大きな被害を受けており、市民の生命、財産を守るため計画的に風水害に強いまちづくりを行う必要がある。

山地を多くもつ本市には、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流などがあり、災害予防上必要な防災工事を関係機関と連携調整を図り実施していく必要に迫られている。

本章では、災害危険箇所の調査、巡視等、災害予防上必要な措置について定める。

第1節 土砂災害防止対策の推進

本市は、地形・地質条件から山地災害、土石流、急傾斜崩壊等の風水害による斜面崩壊、農地災害等の被害が予想される。

このため、このような災害を防止するため、従来から推進されている各種防災事業を継承し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）に基づき、土砂災害のおそれのある区域についての警戒避難体制の整備などソフト対策を推進する。

第1 土砂災害防止事業の推進

1 土石流危険渓流

土石流の発生が予想される危険渓流については、危険度、緊急度の高い土石流危険渓流等から逐次、砂防事業を促進する。

また、県及び市は、砂防指定地に標識板等を設置し、地域住民に周知を図るとともに、治水上砂防の観点から有害行為を制限し、災害の予防に努める。市は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

（土石流危険渓流は、第7編資料第4表）

2 急傾斜地崩壊危険箇所

本市には、山間地が多く、山崩れを起こす危険のある急傾斜地崩壊危険箇所があることから、計画的に施設の整備を進めており、今後も引き続き、危険度、緊急度の高い急傾斜地崩壊危険箇所から、逐次、事業実施を促進する。

また、県及び市は、急傾斜地崩壊危険区域に標識板等を設置し、地域住民に周知を図るとともに、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれがある行為を制限し、災害の予防に努める。市は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。（急傾斜地崩壊危険箇所は、第7編資料第5表）

3 山地災害危険地区

山地災害危険地区とは、山地に起因する山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、官公署、学校、病院、道路等の施設や人家等に直接被害を与える地区で、地形、地質特性等からみてその崩壊危険度が一定の基準以上のものを国（国有林）及び都道府県（民有林）が調査把握したものであり、市は山地災害危険地区を調査・把握し、山地災害危険箇所等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。（民有林の山地災害危険地区は、第7編資料第7表）

山地災害危険地区の位置情報

- (1) 国有林（国が調査し把握）の山地災害危険地区位置情報

URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/zumen.html>

- (2) 民有林（県が調査し把握）の山地災害危険地区位置情報

URL : <http://www.pref.kagoshima.jp/ad11/sanchimap.html>

4 がけ地近接住宅

がけ地近接住宅については、実態の把握に努め、危険住宅居住者には移転事業の説明を行い、移転を推進する。

5 水防計画に基づく危険区域

水防管理者は、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は水防計画により指定された河川について水防警報が発せられたとき等には、水防計画に定めるところにより危険区域内の堤防等の巡視を行うとともに、当該地区ごとに監視のために水防団員（消防団員）を配置する。通報その他災害予防上必要な事項については、同計画の定めるところによる。

6 主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が必要に応じてパトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止めを行い、被害の未然防止に努める。

7 土砂災害警戒区域等

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域として県が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒特別区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。（土砂災害警戒区域等は、第7編資料第6表）

8 その他の災害危険箇所

市は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

また、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

9 下水道事業の推進

市街地等の浸水防止対策を図るため、市街地等の公共下水道事業を推進する。

第2 災害危険箇所等の調査結果の周知

1 災害危険箇所の点検体制の確立

市は、県北薩地域振興局建設部、同局農林水産部、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

住民は、住民自身による災害危険箇所の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに市（くらし安心課又は建設部等）に通報するものとする。

2 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

市は、災害危険箇所の内容を住民が十分認識するよう、国・県等の調査結果を周知・公表する。

危険箇所以外でも災害発生の可能性があるため、市は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

3 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

市は、災害危険箇所に係る避難場所、避難所、避難路、避難方法を次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

- (1) 災害危険箇所、避難場所、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した自治会ごとの防災ハザードマップを作成・掲示・配布する。
- (2) 広報紙・ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や自治会等の総会、自治会連合会等あらゆる機会・手段を通じての周知を図る。

第3 災害危険箇所の警戒避難体制の整備

1 災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難するように心がけなければならない。

なお、市は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

2 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

市は、人家等に被害を与える恐れがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

3 避難計画の整備

市は、特に、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に、下記の内容の避難計画を作成するものとする。

(1) 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数人口及び避難等の際に留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

(2) 住民への情報伝達方法の整備

市防災行政無線のほか、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

(3) 避難場所、避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。また、指定緊急避難場所や指定避難所での住民の世帯人の配備等の措置を講じる。

(4) 避難誘導員等の指定

避難する際、消防団員や自主防災組織のリーダー等を誘導員に定め、特に、地域の独居の高齢者等の要配慮者については、誘導を行う隣接住民を定めておくなどの措置を講じる。

(5) 避難指示等の基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報の補足情報となる河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル1、2、3、4）、気象庁の防災情報システムや気象庁ホームページの土砂災害警戒判定メッシュ情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるもの

とする。

(6) 防災ハザードマップ等の作成

市町村は土砂災害に関する情報の伝達方法・避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

4 住民の自主的避難の指導

市は、豪雨時等において土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合又は地震発生のおそれ若しくは地震発生後の二次災害が予想される場合における住民の自主的避難について、あらゆる機会を通じて住民に対して指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供できるよう努めるものとする。

避難対象地区内の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで早めに行うよう努める。このため、市及び各防災機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

第2節 河川災害・高潮等の防止対策の推進

第1 河川災害の防止対策

水防計画に基づいて、市内河川、水路及び海岸の危険区域を指定し、既設量水標を適時巡視する。

なお、危険箇所の改修については、緊急性を考慮して、市が管理する河川、水路は計画的に実施するとともに、2級河川は県に要請するものとする。

河川及び海岸の危険箇所等は、第3編第1部第2章第4節「水防対策（水防計画）」のとおりである。

第2 高潮災害等の防止対策

1 港湾施設改修事業

港湾施設の整備について国及び県に要請し、早期実現を図る。

2 海岸保全施設整備事業

市は、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、引き続き、社会資本整備重点計画に基づき、海岸保全施設の整備を図る。

なお、既存海岸保全施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

また、情報伝達手段の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

3 水門施設の維持補修事業

市内にある河川、水路の水門の管理については、それぞれの水門管理者に水門の点検、油さし、故障箇所の発見及び修理に当たらせるものとする。

4 水門の開閉

水門管理者は、台風、高潮又は津波襲来のおそれがあるときは、新聞、テレビ、ラジオ、その他により、潮位の把握に努め、適時門扉を開閉するものとする。水門の設置箇所は、次表のとおりである。

設置箇所	数量	管理者
高尾野川	3	県
野田川	1	
米ノ津川	7	
平良川	10	
高柳川	5	
福ノ江排水機場	1	市
江内排水機場	1	
合計	28	

第3 農地災害等の防止対策

本市はシラス等の特殊土壌が広く分布し、台風や集中豪雨により、農地の表土流出や斜面崩壊等の災害が多発し、農地・農業用施設等に被害が及んでいる。これらの被害を防止、軽減するために、排水路、ため池、排水機場等の農地防災・保全施設の整備を行い、農村地域の災害発生防止に努める。特に豪雨等により決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池（防災重点ため池）のうち、対策が必要なものについては計画的な整備に努める。

また、ダム・ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示した防災ハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

《重点防災ため池一覧》

ため池の名称	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m ³)
大平ため池	9	36	23,000
上谷池	8.4	25	14,000
上ノ原池	4	145	8,000
一本松迫池	7.1	52	17,600
野首迫池	5.5	29	4,600
田平池	5.4	58	8,300
竹林池	6	93	18,000
受口池	4.2	47	7,000
長迫池	5	29	4,200
大道添池	6.4	28	5,300
若宮池	2.6	29	3,000
下世美池	6.5	48	7,000
冷筋池	3.2	83	36,000
平坊ため池	2	48	5,000
犬待ため池	5	70	19,700
小島ため池	5	70	50,000
浦田池	7.8	20	10,000

第3節 防災構造化の推進

第1 建築物の不燃化の推進

1 不燃耐震性建造物の建築促進

(1) 防火、準防火地域の指定

都市計画法に基づく防火地域、準防火地域の指定地区の設定がなされていないので、用途地域指定の促進を図る。

(2) 住宅の不燃化促進

一般住宅について、公庫住宅等の融資制度活用による不燃化及び公営住宅の不燃化を促進するとともに、各種制度の説明、技術的相談に応じる等不燃耐震性建築物の建築を促進する。

2 公共建築物の耐震、不燃化対策

市有の木造建築物は、順次不燃化を図るとともに、新築は、努めて耐火建築物等とする。

また、耐震、耐火等に関する防災資料を公共建築物所有者に配布して、耐震、不燃化を促進する。

3 消防水利・貯水槽等の整備

市は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

4 火災予防

出水市火災予防査察規程に基づき、査察を実施するほか、講習会、その他防災行事を通じて防火思想の普及高揚を図る。

第2 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

1 道路の整備（延焼遮断帯機能確保）

道路は、市民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災に際して、延焼遮断帯としての機能を発揮する。

このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、市街地内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

2 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

市は、公園・緑地・空地等を計画的に配置・整備し、避難地としての機能を強化する。なお、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策

を推進するものとする。

3 災害発生時等に備えた防災拠点の整備

(1) 本市は、平成19年6月に「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」を締結している。本協定に基づき、大規模災害時には本市のみならず県内自治体の被災者を一時収容できる広域連携施設が必要であることから、出水市総合運動公園を大規模災害発生時の地域防災拠点である「防災公園」と位置付け、全天候対応施設の「屋根付き市民ふれあい広場」を構成する各施設は、下記役割で運用する。

また、当時の状況により、車中泊による避難場所及び川内原子力発電所の事故発生時、霧島市、伊佐市及び出水市内への広域避難者対象の避難退域時検査場所（候補地）として運用する。

ア 屋根付き広場

- (ア) 消防・自衛隊等の救援部隊等の拠点
- (イ) 救援部隊等の一次集合場所（燃料給油、物資補給点、編成完結）
- (ウ) 物流拠点（プッシュ型支援物資の集積・配分場所）

イ 防災四阿及び周辺

- (ア) 炊出し、入浴、給水拠点
- (イ) マンホールトイレ設置

ウ 防災備蓄倉庫

防災備品・消耗品等の備蓄及び保管

(2) 本市は県境に位置していることから、今後、整備を予定している南九州道西回り自動車道に直結する「道の駅」を、広域の「防災・防疫拠点」として位置付け、その機能強化に努める。

なお、当該道の駅は、川内原子力発電所から30km以上離れた緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏外に設置し、万一の原発事故の際の利用も想定する。

ア 大規模災害発生時の拠点としての役割

- (ア) 消防・自衛隊等の救援部隊等の拠点
- (イ) 救援部隊等の一次集合場所（燃料給油、物資補給点、編成完結）
- (ウ) 支援物資の中継拠点（プッシュ型支援物資の集積・配分場所）
- (エ) 炊出し、入浴、給水拠点
- (オ) 災害廃棄物処理用重機置き場

イ 上記以外の災害発生時の役割

- (ア) 車中泊による避難場所（附帯設備として水、電源、照明設備が必要）
- (イ) 支援物資の中継拠点（プッシュ型支援物資の集積・配分場所）
- (ウ) 川内原子力発電所の事故発生時、水俣市への広域避難者対象の避難退域時検査場所及び簡易除染場所（候補地）
- (エ) 家畜の伝染病発生時の車両消毒場所（候補地）

第3 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

市は、道路部に擁壁を設置する場合については、設計時に安定性を考慮しているが、道路防災総点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講じる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

市は、パンフレットの配布や年2回の建築物防災週間において、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について指導するとともに、引き続きブロック塀等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を行う。

第4節 建築物災害の防止対策の推進

第1 公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

市は、庁舎、学校、公民館、公営住宅等の所管施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の安全性の確保を図る。

第2 重要防災基幹施設の安全性の確保

市庁舎（出先施設を含む。）、消防等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。

このため、災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるよう安全性の確保を行う。

第3 市民等への意識啓発

1 建築物の不燃化等の必要性の啓発

県及び市は、建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及啓発を図るとともに、既存建物については、改修時の相談に応じる。

このほか、講習会等において不燃化等の必要性を啓発する。

2 がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

3 特殊建築物等の安全性の確保

不特定多数の者が利用する病院、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、建物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせ、県に報告する（建築基準法第12条）定期報告制度により、安全確保を図る。

また、消防署は定期的に防火査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、特殊建築物の安全確保に対して指導を行う。

第5節 公共施設の災害防止対策の推進

第1 道路・橋梁の災害防止

1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、既存道路施設等の安全性を基本に、以下の防災対策等の整備に努める。

(1) 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を計画的に実施する。

(2) 所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替え、補強、落橋防止措置等の対策工事を実施する。

(3) 道路施設の老朽化対策

道路機能を確保するため、老朽化した道路施設について、長寿命化計画等の作成・実施等により、その適確な維持管理に努める。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路ネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等の防災対策を推進する。

3 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

第2 上水道施設の災害防止

1 災害に強い水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は日常生活に不可欠なため、水道事業者は、災害に備え機能が保持できるよう施設整備を行い、今後、施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに、引き続き以下の対策により、災害に強い上水道施設の整備を推進する。

(1) 水源、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化

- (2) 老朽管等の鋳鉄管等への敷設替えの推進
- (3) 老朽水道施設、配水管、管路施設の点検・補修の推進
- (4) 浄水場等の堅牢化・停電対策の推進
- (5) 広域的なバックアップ体制の推進

2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者への応急給水施設等の整備を推進する。

第3 下水道施設の災害防止

1 老朽施設、管路施設等の点検・補修

下水道事業者は、災害に備えその機能が保持できるよう施設整備を行い、引き続き以下の対策を推進し、災害に強い下水道施設の整備を推進する。

- (1) 耐震性の高い管路施設整備の推進
- (2) 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 広域的なバックアップ体制の推進
- (4) 処理場等の耐震化・停電対策の推進

2 集中監視システムの活用

集中監視（処理場等）システムを活用して施設の被害状況を把握し、早期復旧体制の確立を図る。

第4 電気・ガス・通信施設の災害防止

電気・ガス・通信の各事業者は、災害が発生した場合、それぞれの施設の災害を防止し、ライフラインの確保ができるよう災害予防措置を継続して講じるものとする。

第5 鉄道施設の災害防止

鉄道施設は特に災害時の強力な輸送手段となることから従来から災害に強い施設構造で整備されているが災害時における鉄道輸送の重要性から、鉄道事業者は、災害予防措置を継続して講じるものとする。

第6節 危険物災害等の防止対策等の推進

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、危険物や高圧ガス等の漏えい・爆発等による被害を極力最小限に抑えられるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策の推進に努める。

第1 危険物災害の防止

1 危険物災害の防止対策の実施状況

(1) 危険物施設等の保安監督・指導

市は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(2) 危険物の施設数は次のとおり。(令和5年1月1日現在)

製 造 所		2
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	14
	屋外タンク	44
	屋内タンク	3
	地下タンク	24
	移動タンク	42
	屋外貯蔵所	0
取 扱 所	給油取扱所	営業用 29
		自家用 13
	一般取扱所	22
移送取扱所		2
計		195

2 危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため、市長は、消防法に基づき、次の予防措置を講ずるものとする。

(1) 立入検査等の実施

- ア 危険物施設の施工中又は完成時に検査を実施する。
- イ 危険物の施設の定期的保安検査を実施する。
- ウ 危険物の運搬、移送中の事故防止を図るため、路上検査を実施する。

(2) 定期的自主検査の指導

危険物施設の所有者、管理者または占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

(3) 危険物取扱者への保安教育等の実施

危険物施設に従事している危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施する。

(4) 事業所における保安教育等の実施

(3)による講習のほか、事業所が自ら予防規定を策定し、従業員に対する保安教育や、災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

(5) 消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

第2 高圧ガス施設の災害防止

1 高圧ガス施設の災害防止対策の実施状況

本市における高圧ガス施設の現況（平成29年4月1日現在）は、以下のとおりである。

プロパンガス及びアセチレンガス等の貯蔵及び取扱施設 274箇所

2 高圧ガス施設の災害防止対策の実施方策

高圧ガスによる災害防止のため、県は高圧ガス保安法及び液化石油ガス法等に基づき、次の予防措置を講ずるものとする。

(1) 立入検査等の実施

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵所の完成時における完成検査

イ 高圧ガス製造、販売、貯蔵、消費場所及び容器検査所の立入検査

ウ 高圧ガスの移動中の事故防止を図るため、防災工具整備の指導及び路上取締り

エ 高圧ガス製造施設の定期的保安検査受検届出の受理

(2) 定期的自主検査の指導

高圧ガス製造業者等に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施

(3) 講習会等による関係法規の周知徹底

関係法規の遵守について、製造業者、販売業者等に対する講習会・研修会の開催と高圧ガス関係団体を通じての関係者への周知徹底

(4) 事業所における保安教育等の実施

(3)による教育のほか、製造業者が危害予防規程を制定し、保安教育計画の作成及びそれに基づく従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、販売業者、高圧ガス貯蔵所有者等の従業員に対する保安教育の徹底を図るための指導

(5) 消費者保安対策

液化石油ガスの消費先での事故防止を図るため、自動ガス遮断装置等安全器具の設置を促進するなどの消費者啓発

第3 電気工作物及び電気用品の災害防止

電気による出火及び災害防止のため、電気工作物に関する規制については、電気事業法、その他の電気関係諸法令で規制されているが、これらの法規に基づき、次のような電気保安対策を強化する。

1 電気事業者は、施設全般にわたる電気工作物の点検・測定状況等を把握し、適切な措置をする。

2 自家用電気工作物施設者は、保安体制の確立を図り事故を未然に防止する。

3 住宅等における一般用電気工作物は、電気事業者が行う定期調査結果による不良電気工作物の適正化を図る。

第7節 農業災害の防止対策の推進

風水害等による農作物等の被害を軽減し、農家経営の安定を図るため、農作物及び農業関連施設の被害予防及び事後対策を推進する。

1 農作物等被害予防指導体制の確立

農作物等被害予防対策を推進するためには、県・市はもとより、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図らなければならない。

このためには、これらの機関の機能を最大限に活用しながら、被害予防に関する技術指導の末端農家への迅速な浸透を図るため、関係機関、団体の積極的協力を要請する。

2 農作物等被害者予防対策の確立

それぞれの地域の特性を生かした作目及びその組合せ、作付体系等、防災営農の積極的な推進に努め、農作物等被害予防対策を確立するとともに、農業災害対策に関する知識の普及・啓発に努める。

3 作目別被害予防対策

本市の地理的条件の違いによる災害の発生状況を考慮した各作目ごとの予防対策指導を徹底するとともに、事後対策指導を実施し、被害を最小限にとどめる。

4 防災営農施設の整備

風水害等の災害による農作物の被害を軽減・防止するために、防災営農施設の整備を行い、農家の経営安定と併せて地域農業の健全な発展を図る。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

本章では、このような災害応急対策の事前の備えについて定める。

第1節 防災組織の整備

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、市内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進する。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

第1 市の応急活動実施体制の整備

1 職員の動員・配備体制の強化

職員（要員）を災害発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで極めて重要である。

市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、情報の収集・伝達や各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルの作成を図る。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、以下の対策を推進する。

(1) 災害対策本部運営マニュアルの作成

本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルの作成を図る。

(2) 配備要員の育成

配備要員（避難所を含む。）が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に以下の点について習熟できるよう、重点的に研修を行う。

ア 動員配備・参集方法

イ 本部の設営方法

ウ 防災無線ほか各種機器の操作方法等

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

1 情報連絡体制の充実

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

市及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を進める。

(1) 積極的な情報交換

市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制の充実に努める。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

3 自衛隊との連絡体制の整備

(1) 連絡手続等の明確化

市は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるよう明示しておく。

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

市は、本市を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第3 広域応援体制の整備

市は、消防以外の分野についても、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、防災広域応援協定を締結するよう努める。

第2節 通信・広報体制（機器等）の整備

風水害等の災害は、通信機器等の損壊等による通信の途絶やふくそう等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び各防災関係機関は、定期的な訓練等を通じ平常時から通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

1 通信施設の整備

市は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための防災行政無線設備（屋外拡声方式及び戸別受信方式）並びに災害現場等との通信を確保するための移動系無線設備の保守・点検に努める。特に、戸別受信方式は、災害発生の危険性の高い、災害危険箇所のある地区などの整備を重点的に積極的に進める。

2 通信施設の運用体制の充実

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実に努める。

第3節 気象観測体制の整備

風水害による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、市は雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る。また、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の提供等に積極的に協力するものとする。

市内の雨量・水位等の観測施設は、以下のとおりである。

1 雨量の観測局

- (1) 気象庁：市消防本部
- (2) 県：針原自治公民館、大川内農業者トレーニングセンター、丸塚自治公民館（市のデータを利用）、紫尾山、野田支所、江内
- (3) 市：平松上自治公民館、日添自治公民館、愛護自治公民館、青年の家、定之段緑の回廊、上場小学校、丸塚自治公民館
（参考）蕨島、高尾野支所、江内出張所、高尾野ダム管理事務所（2箇所）
御手洗ダム管理事務所（2箇所）、嶽ダム管理事務所（2箇所）
出水平野土地改良区（高川ダム管理事務所（2箇所））

2 水位の観測局

- (1) 県：米ノ津川（春日橋）水位観測所
- (2) 市：高尾野川（千間山）水位観測所、野田川（早風、上特手）水位観測所

3 潮位の参考

- (1) 県：米ノ津川河口
- (2) 市：みなと公園

4 風速の参考：市消防本部

第4節 消防体制の整備

風水害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。

このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。
さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

第1 消防活動体制の整備

1 消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員）

(1) 消防組織の整備状況

市の消防組織は、常備消防（消防本部、消防署）と非常備消防（消防団）により構成されており、その整備状況は以下のとおりである。

《消防組織の整備状況》

区分	常備消防				非常備消防		
	消防本部	消防署	分 署	消防職員	消防団	分 団	消防団員
人員	1 2	4 4	1 9	7 5	1	1 1	4 4 1

(2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

(3) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化策の推進

市は、以下のとおり、消防団の育成・強化に努め、地域社会の防災体制の強化を図る。

(1) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会の財産であることから、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、地域住民が消防団へ積極的に参加、協力する環境づくりを進める。

(2) 消防団への入団促進

消防団への入団者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への入団を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 地域住民の出火防止・初期消火体制の整備

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

市は、一般家庭内における出火を防止するため、消防団、自主防災組織等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

市は、地域単位で、自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備

(1) 事業所に対する出火防止の指導

市は、消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には協力して初期消火体制が確立できるよう努める。

第2 消防水利、装備・資機材の整備

1 消防水利の整備（耐震性貯水槽等）

(1) 消防水利の整備状況

市内の消防水利の保有状況は、次のとおりである。 (令和5年1月1日現在)

区分	公設	私設	計
消火栓	750	10	760
防火水槽（100m ³ 以上）	2	0	2
防火水槽（60～100m ³ 未満）	0	0	0
防火水槽（40～60m ³ 未満）	109	5	114
防火水槽（20～40m ³ 未満）	97	0	97
小計	958	15	973
その他の水利（自然水利等）	19	0	19
水利合計	977	15	992

(2) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽など水利の多様化を基本に、以下の方策により水利を整備する。

ア 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

イ 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、畑地かんがい用貯水池、給水栓を消火用水として活用する。

2 消防用装備・資機材の整備（装備・車両等）

(1) 消防機械保有状況

消防本部及び消防団における消防機械保有状況は、以下のとおりである。

区 分	消防本部・署・分署現有	消防団現有	計
普通消防ポンプ車	2	13	15
水槽付消防ポンプ車	1	0	1
はしご車	1	0	1
小型動力ポンプ	3	12	15
小型動力ポンプ積載車	1	12	13
化学消防車	0	0	0
消防艇	0	0	0
ヘリコプター	0	0	0
その他の消防車両	9	1	10

※救急自動車及び救助工作車の状況は、第6節「救助、救急体制の整備」参照

(2) 消防用装備・資機材の整備方策

国の示す消防力の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備
県単補助金等の利活用並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

3 通信手段・運用体制の整備（消防本部・団）

(1) 消防通信手段の整備状況

緊急通報用の専用電話及び消防・救急活動における通信手段は、次のとおり整備されており、これ
らは消防緊急通信指令施設に集約され通信指令業務を一元化している。

《火災報知専用電話（119回線）の整備状況》

INS119	携帯電話119	携帯電話転送用	衛星受信
4	4	2	1

《消防通信体制の整備状況》

(令和4年1月1日)

消防救急デジタル無線				アナログ無線		
消防本部			消防団	消防本部		
基地局	移動局			移動局	防災相互波	署活動波
	車載型	携帯型	その他	車載型	携帯型	携帯型
2	13	21	5	25	1	22

(2) 消防通信手段・運用体制の整備方策

ア 消防・救急無線については、デジタル化の整備により、基地局・移動局が充実し、災害時の輻輳・
混信が回避されるとともに個人情報等の秘匿性が高まることから高度で安定した通信体制の運用に
努める。

イ 消防・救急無線による大規模災害時の広域応援体制時における他の消防機関の部隊等との通信確
保を図る。

- ウ 消防緊急通信指令システムについては、システムの高機能化により、緊急時における迅速な出動指令等の運用に努める。
- エ 消防救急活動に必要な救急医療、消防水利、道路、気象情報等を管理し、バックアップ体制を強化する。
- オ 被害情報及び消防情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
- カ 住民への情報提供及び平常時からの住民の防災意識・防災行動の向上を啓発する体制整備を図る。

第5節 避難体制の整備

風水害等の災害時には、河川出水、斜面崩壊、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

風水害時等における市長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策については、第3編第1部第2章第8節「避難指示、誘導」に基づいて実施することとし、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

なお、避難に際しては、特に、高齢者、障がい者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

第1 避難所の指定・確保、安全性の点検

1 避難場所及び避難所の指定

市は、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

また、市長は、浸水想定区域が市内にあることから洪水予報用の伝達方法及び避難場所等について住民に周知するため、防災ハザードマップの配布その他の必要な措置を講じる。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

(2) 指定避難所等

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

2 避難所の確保と整備

(1) 避難所の確保

避難所は、指定避難所のほか、学校、公民館、神社、寺院、旅館、倉庫等の既存建物を応急的に整備して確保する。

(2) 避難所の指定等

避難所の指定に当たっては、大規模災害時にも対応できるよう量的な確保に努めるとともに、可能な限り耐震構造に優れた施設を指定し、併せて避難所である旨を明確に表示しておく。また、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(3) 避難所の整備

避難所に指定した建物には、通信機器、ラジオ・テレビ等について整備しておく。また、指定避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者や感染症の疑いがある者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討を行い、必要な整備に努める。

(4) 避難所における備蓄等の推進

避難所に食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し器具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所の設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める

3 避難所・避難路の安全点検

避難所の指定や避難路の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

第2 地域における避難体制の整備

1 避難の指示・誘導體制の整備

(1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア 市長の避難措置は、原則として高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の3段階に分け実施す

るが、状況により、段階を経ず直ちに避難指示、緊急安全確保を発令する。

イ 市長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行う。

ウ 市長は、避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、第3編第1部第2章第8節「避難指示、誘導」により行う。

エ 市長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（危機管理防災課長、出水地域振興連絡協議会長）に報告しなければならない。

(2) 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、身体障がい者等の避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 状況に応じた誘導員の配置や、車両による移送などの方法を講じる。

エ 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して避難を指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して避難を指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

オ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

2 自主避難体制の整備

(1) 市は、土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報紙をはじめあらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。

(2) 自主防災組織は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

(3) 住民は、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断したりした場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛け

るものとする。

3 避難指示等の伝達方法の周知

避難指示等の伝達は、市民及び本市に滞在する人々への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように、あらかじめ複数の伝達システムや伝達体制を整備しておく。

(1) 避難指示等の伝達体制

- ア 同報無線や自治会の放送を利用して伝達する。
- イ 自主防災組織等を通じ、関係者により直接口頭及び拡声器により伝達する。
- ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。
- エ 広報車による呼びかけにより伝達する。
- オ テレビ、ラジオ、電話等の利用により伝達する。

(2) 伝達方法の工夫

市長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

4 要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、以下の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）や県が作成した「要配慮者の避難支援モデルプラン」を参考にして、「避難支援プラン」を作成し、民生委員、自主防災組織等との連携・協力を図りながら、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

市長は、日頃から避難行動要支援者の掌握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。また、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

なお、浸水想定区域内の要配慮者関連施設のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、市地域防災計画に、その名称及び所在地並びに利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるような洪水予報等の伝達方法を定めておく。

(第3編第1部第2章第4節第10参照)

(2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

市長は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法について、事前に具体的に定めておくものとする。

(3) 要配慮者の特性に合わせた避難所等の指定・整備

避難所や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分に配慮したものとする。

なお、避難所においては、高齢者や身体障がい者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

第3 各種施設における避難体制の整備

1 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、寝たきりの高齢者や心身障がい者、重症患者、新生児、乳幼児等いわゆる「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

(1) 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導に当たっての協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常装置を設置する等、緊急時における避難指示や誘導に当たっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 防災教育・避難訓練の実施

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が災害時において適切な避難行動がとれるよう定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的実施するよう努める。

2 駅、スーパー等不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、施設管理者は、日頃から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制作りを努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

3 学校における児童生徒の避難体制の整備

教育長は、市内の学校における児童生徒の避難体制を、県立高等学校及び養護学校の校長は自校における児童生徒の避難体制を、以下の方法により整備する。

(1) 集団避難計画の作成

ア 教育長は、市内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、学校の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

また、県立高等学校及び養護学校の校長は、市の児童生徒の集団避難計画に準じ、実情に応じた具体的な避難計画を作成する。

イ 避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導體制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 校長は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるよう努める。

ウ 危険な校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるようにしておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 児童生徒を家庭に帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

カ 児童生徒が家庭にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者

に周知しておく。

キ 校長は、災害種別に応じた避難訓練を日頃から実施しておく。

ク 校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。

ケ 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

(4) 避難場所の指定・確保

教育長は、本計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を定めておく。

第4 避難所の収容、運営体制の整備

1 避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては知事の通知を受けた市長が行う。市長は救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告するものとする。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、市長が実施し避難所を開設したときは、住民等に対し周知・徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、県防災Web、市独自のアプリケーションその他の手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制の構築に努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設できるようにしておく。

2 避難所の運営体制の整備

市は、各避難所に、避難所の運営に当たる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、避難所運営マニュアル（第2版（令和5年4月11日））の随時見直しを行う。また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

なお、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策に努める。

3 避難所の生活環境改善システムの整備

県及び市は、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

4 避難所巡回パトロール体制の整備

県及び市は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第5 避難路

災害時に備えて予め避難路を指定することは、かえって危険な場合も想定されることから、避難路については避難指示の発令のときに市からの情報提供や市職員の誘導などによるものを基本とする。

ただし、国道、県道等の避難上支障のない幅員を有し、広域の避難場所へ至る道路等で、地域の実情及び災害特性に応じ、被災が想定されない安全な区域にある又は安全区域外にあるが災害に対して安全な構造を有し、想定される災害に対して迂回等の代替措置を取ることができる道路等については、避難を安全かつ迅速に行うために避難路として指定するものとする。

また、大規模地震時の救援・復興活動の骨格となる路線で、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第3項第2号に規定されている道路として、鹿児島県地域防災計画地震災害対策編第3部第2章第10節（緊急輸送）に記載されている緊急輸送道路ネットワーク計画における第一次緊急輸送道路を避難路として指定する。

併せて、出水市道路総合整備計画に位置付けられている都市計画道路、主要幹線道路、都市幹線道路等で、市内の骨格的な道路ネットワークを形成する道路についても、避難路としての要件を満たす区間について指定するものとする。

なお、地震等の建築物等による二次災害を防止するため、建築物耐震改修促進計画に基づく耐震改修の促進や危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備を進めるものとする。

1 避難路としての幅員の基準

基本的な考え方として、耐震改修促進法第6条第2号に基づき、大規模地震等を想定した場合、幅員12m以上が延焼防止、倒壊建築物による通行妨害等に有効であることから、幅員12m以上の道路等を避難路として指定するものとする。

ただし、幅員12m以下であっても、耐火建築物が多い、又は通行に支障を及ぼす建築物が存在しない等により避難の安全性が確保できると認められる道路等についても避難路として指定するものとする。

また、地震以外に大雨等による浸水等に備え、それぞれの地域実情及び災害特性を考慮して避難路を指定するものとする。

2 避難路の指定

(1) 緊急輸送道路ネットワーク計画における第一次緊急輸送道路

- ア 国道3号
- イ 国道328号
- ウ 国道447号
- エ 国道504号

オ 南九州西回り自動車道（供用区間）

(2) 出水市道路総合整備計画における都市計画道路、主要幹線道路、都市幹線道路等

ア 都市計画道路

- (ア) 春日線（県道 370 号出水停車場線・県道 372 号沖田新蔵線・県道 373 号荘上鯖淵線）
- (イ) 米ノ津阿久根線（県道 373 号荘上鯖淵線・県道 374 号出水高尾野線・国道 447 号）
- (ロ) 仲町上知識線（県道 373 号荘上鯖淵線）
- (ハ) 仲町花見ヶ城線（市道西ノ口上町線）
- (ニ) 花立八幡線（市道八幡花立線）
- (ホ) 旭町線（市道出水停車場線）
- (ヘ) 出水駅東口広瀬線（市道広瀬松尾線・市道出水駅東線）
- (ヘ) 出水駅東西自由通路（市道出水駅東西線）

イ 主要幹線道路

- (ア) 県道 372 号沖田新蔵線の一部
- (イ) 県道 374 号出水高尾野線の一部
- (ロ) 広域農道

ウ 都市幹線道路

- (ア) 県道 367 号脇本荘線
- (イ) 県道 368 号荒崎田代線
- (ロ) 県道 373 号荘上鯖淵線
- (ハ) 県道 378 号荒崎黒之浜港線
- (ニ) 市道六月田上村線
- (ホ) 市道上村六月田線の一部
- (ヘ) 市道上村特攻碑前線の一部
- (ヘ) 市道上知識武本線
- (ヘ) 市道大野原清水線
- (ニ) 市道下高尾野線の一部
- (ト) 市道麓線
- (シ) 市道中央横線の一部
- (ス) 市道西水流上の原線
- (セ) 市道中郡～下高尾野線の一部

エ 補助幹線道路

- (ア) 県道 368 号荒崎田代線の一部
- (イ) 県道 374 号出水高尾野線の一部
- (ロ) 市道荘上下線
- (ハ) 市道朝熊米ノ津町線

- (カ) 市道西大野原1号線の一部
- (キ) 市道西大野原西町線
- (ク) 市道上使線の一部
- (ケ) 市道西ノ口小原線
- (コ) 市道宇都野々小松線
- (カ) 市道木牟礼線
- (キ) 市道西部縦線
- (ク) 市道江内中央線の一部
- (ケ) 市道千間山線
- (コ) 市道御岳線の一部
- (カ) 市道上使道線
- (キ) 市道餅井脇本線

(3) その他道路

- ア 県道水俣出水線の一部
- イ 主要地方道出水菱刈線の一部

第6節 救助、救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助、救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備に努める。

第1 関係機関等による救助、救急体制の整備

1 市（常備消防を含む）の救助、救急体制の整備

- (1) 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の体制整備に努める。
- (2) 市は、予想される災害、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の保管場所、具体的確保方法や関係機関への協力要請等について十分に検討しておく。
- (3) 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- (4) 傷病者の速やかな搬送を行うため、救急医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。
- (5) 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- (6) 土砂崩れ等による生き埋め等からの救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

2 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

3 警察、海上保安部、自衛隊との連携

市は、日頃から警察、海上保安部、自衛隊との相互情報、連絡体制等について十分に検討しておく。

4 孤立化集落対策

市は、土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、別記「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と市との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

別記

孤立化集落対策マニュアル

1 目的

大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。

このため、市において、孤立化の未然防止と応急対策の迅速な実施のためのマニュアルを策定し、当該マニュアルに基づき、市及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより地域住民の安全確保を図る。

2 孤立化集落対策

(1) 孤立化のおそれのある集落の把握

道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落の把握にあたっては、警察、消防、県北薩地域振興局建設部出水支所、NTT等防災関係機関からも意見を聴取する。

〈孤立化のおそれのある集落の定義〉

ア 道路状況

- (ア) 集落につながる道路等において迂回路がない。
- (イ) 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- (ロ) 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- (ハ) 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

イ 通信状況

- (ア) 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- (イ) 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

(2) 孤立化の未然防災対策

孤立化を未然に防止するため、市は県及び防災関係機関等と連携しながら、以下の対策に取り組む。
また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

ア 市

- (7) 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（自治会長等）を「災害情報連絡員」として任命し、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。
- (8) 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九電、NTTなどの防災関係機関の施設がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- (9) アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- (10) 市が整備している防災行政無線移動局（携帯型）については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備し、連絡手段の多様化を図る。
- (11) 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

イ NTT

孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

ウ 道路管理者（県・市等）

孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県・市等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

(3) 孤立化した場合の対応

ア 市

- (7) 孤立化した集落が発生した又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに報告する。
- (8) 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
- (9) その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

イ 県

- (7) 市から孤立化情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
- (8) 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
- (9) 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

ウ NTT

⑦ 孤立化した集落との連絡手段を確保するため、備蓄している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。

⑧ 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

エ 道路管理者（県・市等）

建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

オ 自衛隊

大型ヘリ等による被災状況の把握、救出・救助、安否情報等を実施するとともに、避難所における炊飯支援や仮設トイレ、テント等の資機材を提供する。

カ 警察

安否確認、行方不明者の搜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

5 住民の救助、救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要となる。

このため、一般住民は、日頃から県や市が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助、救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第2 救助、救急用装備・資機材の整備

1 救助用装備・資機材等の整備方針

- (1) 土砂崩れ等による生き埋め等の救出、救助事象に対応するため、消防署、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材の整備を図る。
- (2) 災害時に同時多発する救助、救急事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

2 救急用整備・資機材等の整備方針

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

《救急用装備・資機材等の整備》

区 分	整 備 内 容
車 両	高規格救急車
救 急 資 機 材	高度救急資機材、非常用救急資機材、消防用救護資機材、トリアージ・タッグ

第7節 交通確保体制の整備

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

1 啓開道路の選定

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り、路線をあらかじめ定めておく。

2 道路啓開の作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において関係機関及び関係業者が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開体制の充実を図る。

3 道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

4 関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

5 交通規制

市の管理する道路について、道路、橋梁等交通施設の巡回調査又は発見通報等により、道路の損壊、決壊等の災害により交通施設等の危険な状況が予想され、交通が危険であると認められる場合の交通規制を実施する体制の整備に努める。

6 緊急通行車両の事前届出

市が保有する車両のうち、災害応急対策を実施するものについて、緊急通行車両の事前届出を行い、届出済証の交付を受け、災害時に速やかに緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受けられるようにしておくものとする。

第8節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

その他の災害応急対策事前措置体制について、整備計画を推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第1 食料の供給体制の整備

1 食料の備蓄計画の策定

市は、必要とされる食料の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な食料備蓄計画を策定しておくものとする。なお、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

2 食料の調達に関する協定等の締結

市は、災害時の食料調達について、民間流通業者等と協力協定の締結に努めるものとする。

第2 飲料水の供給体制の整備

1 給水施設の応急復旧体制の整備

(1) 給水能力の把握

上水道管理者は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておくものとする。

(2) 復旧に要する業者との協力

上水道管理者は、取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期す。

(3) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

上水道管理者は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。

(4) 広域応援体制の整備

上水道管理者は、日頃から取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、相互応援体制の整備に努める。

2 耐災害性の水道施設の整備促進

災害に強い水道施設及び災害時に最大限、水の確保が可能な施設についても計画的に整備を行う。

第3 生活必需品の供給体制の整備

備蓄物資のみでは不足する場合、市は、大手スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし、関係業者等の把握に努める。

第4 医療体制の整備

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関も被害を受けて混乱が予想されるため、発災時に備えて、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成や関係機関の協力体制など、市及び関係機関は、必要な医療体制の整備に努めるものとする。

1 救護班体制の整備

市は、出水保健所（県北薩地域振興局保健福祉環境部出水支所）と連携して、日本赤十字社、出水郡医師会等と協力し、災害時の救護班の編成計画を作成しておく。

市は、救護班の設置場所や運営に関して、関係医療機関等の協力関係をあらかじめ定めておく。

また、傷病者が極めて多数発生した場合を想定した現場救護所の設置についても考慮しておく。

2 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電・断水等にも対応できる医療体制の確立に努める。

3 後方搬送体制の整備

負傷者の後方搬送について、市は、関係機関と協力し、それぞれの役割分担を明確にしておく。

また、各救護班や医療機関は、傷病程度の選別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動について、日頃から訓練し、習熟に努める。

4 透析患者や在宅難病患者への対応

透析患者や在宅難病患者については、市は、断水時における透析施設への水の優先的供給や在宅難病患者の近隣市町への搬送を行う必要があるため、出水郡医師会等関係機関との連携による情報提供を行う体制を整える。

第5 感染症予防、し尿、ごみ処理対策の事前措置

1 感染症予防対策

(1) 避難所の運営に際しては、下記事項に留意する。

ア 日々の清掃・消毒要領

イ 毎朝の健康チェック要領

ウ マスク・手洗い等の確行

エ 3密防止のための離隔距離の確保

(2) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

市は、感染症予防に必要な非接触型体温計、消毒用布、マスク、ゴム手袋、フェイスシールド、ガウン、アルコール消毒液及びスプレー容器の整備に努める。

(3) 感染症予防の実施体制の整備

災害による感染症予防のため各種作業実施の組織編成について、市は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成しておく。

感染症予防班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

2 し尿処理対策

(1) 仮設トイレの設置計画の策定

市は、県地震等災害被害予測調査（平成24～25年度）や県災害廃棄物処理計画（平成30年3月）、市の災害廃棄物処理計画等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び市内業者の在庫について調査し、必要に応じ迅速な設置に努める。

(2) 広域応援体制の整備

北薩広域行政事務組合は、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

3 ごみ処理対策

(1) 市は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村等との連携・協力のあり方等について、市災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(2) 国、県及び市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

第6 住宅の確保対策の事前措置

1 住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、市は、住宅の供給体制の整備に努めるものとする。

(1) 市は、国・県で確保している応急仮設住宅用資材等を円滑に調達ができるように、入手手続を整えておくものとする。

(2) 市又は県は、災害により住家を失った人に対して迅速に住宅を提供できるよう、県営や市営の公営住宅の空き状況を常に把握しておくものとする。

2 応急仮設住宅建設予定候補地の把握

市は、速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地のリストを作成し、把握しておくものとする。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

また、市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第7 文化財や文教施設に関する事前措置

1 文化財に関する事前措置

市は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導及び文化財の耐震調査の指導を行う

ものとし、文化財の所有者又は管理者は、文化財防火デーの防災訓練を実施するものとする。

2 文教施設に関する事前措置

市文教施設の管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。

第3章 市民の防災活動の促進

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から市民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、市民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

また、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、次のような取組を行い、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

- 1 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
- 2 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- 3 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- 4 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

本章ではこのような市民の防災活動の促進について、その対策を定める。

第1節 防災知識の普及啓発

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、市民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関する防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実施研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、県及び市は、市民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。

第1 市民に対する防災知識の普及啓発

1 市民への防災広報等による防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等災害安全運動の一環として、各対策実施機関に災害防止運動を行い、市民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

(1) 防災知識の普及・啓発の内容

市民への防災知識の普及・啓発の内容は、おおむね以下のとおりである。

なお、普及に際しては、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。

ア 市民等の責務

- ㊦ 自ら災害に備えるための手段を講じておくこと。
- ㊧ 自発的に防災活動に参加すること。

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

- ㊦ 家庭での予防・安全対策
 - a 災害に備えた2～3日分の食糧、飲料水等の備蓄
 - b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ㊧ 出火防止、初期消火等の心得
- ㊨ 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生した時の行動
- ㊩ 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動
- ㊪ 災害時の家庭内の連絡体制の確保
- ㊫ 災害危険箇所の周知
- ㊬ 避難路、緊急避難場所等及び避難方法の確認
- ㊭ 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備
- ㊮ 風水害、震災に備えての損害保険の加入
- ㊯ その他

エ 災害応急措置

- ㊦ 災害対策の組織、編成、分掌事務
- ㊧ 災害調査及び報告の要領、連絡方法
- ㊨ 感染症予防の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領
- ㊩ 災害時の心得
 - a 災害情報の聴取及びその聴取方法
 - b 停電時の照明
 - c 非常食糧、身の廻り品等の整備及び貴重品の始末
 - d 屋根・雨戸等の補強
 - e 排水溝の整備・清掃
 - f 初期消火、出火防止の徹底
 - g 避難の方法、避難路、緊急避難場所等の確認
 - h 高齢者等要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援

(4) その他

オ 災害復旧措置

カ 被災地支援

キ その他災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(2) 防災知識の普及・啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。

(3) 防災知識の普及・啓発の方法

市は、広報紙、広報車の巡回、各種会合などを活用し、市民に対して防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

2 学校教育・社会教育における防災知識の普及・啓発

幼稚園、小・中学校における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

また、青少年、婦人、高齢者、障がい者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、各種社会教育施設等を利用しつつ、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等を実施する。

いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

3 災害教訓の伝承

県及び市は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

市及び防災関係機関は、職員に対して、防災対策の責務・役割を周知徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお、災害時において、市及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化、飲料水、食糧、医薬品・非常持ち出し品の用意など防災準備を行うとともに、様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努めるものとする。

第2節 防災訓練の効果的实施

災害時において災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。

このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、それぞれ目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

1 防災訓練の目標・内容の設定

(1) 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、市民等の参加者がより実践的な防災活動のノウハウを習得することを目指すものとする。

(2) 訓練の内容

防災訓練の実施に当たっては、次の訓練等を行う。

- ア 動員訓練、非常参集訓練
- イ 通信連絡訓練
- ウ 水防訓練
- エ 避難訓練
- オ 医療・救護訓練
- カ 給水・給食（炊飯）訓練
- キ 輸送訓練
- ク 消防訓練
- ケ その他必要な訓練

2 訓練の企画・準備

(1) 訓練の時期

防災訓練の効果が期待できる時期に実施するものとする。

(2) 訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、崖崩れ等土砂災害の恐れのある地域、洪水・浸水の恐れのある地域において十分検討する。

3 訓練の方法

訓練実施各機関は単独に又は他の機関と共同して、以下に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。

(1) 市等が行う訓練

ア 総合防災訓練

市長は、各防災関係機関と十分連携をとりながら総合的な防災訓練を実施する。

イ 消防訓練

市長及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じ隣接市町等と合同で実施する。

ウ 非常通信訓練

市長は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

エ 急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

市長は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して土石流や崖崩れ等土砂災害に対する避難訓練を実施するように努める。

(2) 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事業所、作業場、量販店等の管理者は、市や消防機関その他関係機関と協力して、入所者、従事者や利用者等の人命保護のため、避難訓練を実施するよう努める。

4 訓練結果の評価・総括

(1) 訓練結果の評価・記録

訓練を実施した場合は、実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用するものとする。

(2) 訓練結果の報告

訓練を実施した各機関の長は、実施結果を訓練実施の日から20日以内に防災会議の会長に報告する。

第3節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するために、市及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、市民一人一人が災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の整備・強化を推進するとともに、多数の者が出入りし、又は利用する施設及び危険物を製造若しくは、保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。

第1 地域の自主防災組織の育成強化

1 自主防災組織の育成強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、市は災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自

主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の整備計画の作成

市は、自主防災組織の整備計画を定め、消防本部等と連携をとりながらその組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。

2 自主防災組織の組織化の促進

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重要推進地区とする。

ア 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害のおそれがある地区

イ 土石流危険渓流のある地区

ウ 山地崩壊危険区域のある地区

エ 家屋密集等消防活動困難地区

オ 津波危険のある地区

カ 高齢化の進んでいる過疎地区

キ 土砂災害警戒区域等のある区域

ク その他危険区域

(2) 自主防災組織の組織づくり

自治会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

ア 自治会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ 自治会の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。

ウ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って自主防災組織を育成する。

3 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア 平常時の活動

① 防災に関する知識の普及

② 防災訓練（避難訓練、消火訓練、図上訓練等）の実施

- (g) 情報の収集伝達体制の確立
- (h) 火気使用設備器具等の点検
- (i) 2～3日分の食糧・防災用資機材の備蓄及び点検等
- (j) 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ 災害発生時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集
- (イ) 住民に対する避難指示等の伝達、確認
- (ロ) 責任者による避難誘導
- (ハ) 救出・救護の実施及び協力
- (ニ) 出火防止及び初期消火
- (ホ) 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第2 事業所の自主防災体制の強化

1 工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

(1) 自衛消防隊等の設置の目的

中高層建築物、大型スーパー、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等の設置を促進する。

(2) 自衛消防隊等の設置対象施設

ア 中高層建築物、大型スーパー、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設

イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防隊等を設置し、防災防止にあたることが効果的である施設

エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

(3) 自衛消防隊等の設置要領

消防機関は、事業所の規模、形態により、例えば、大型スーパー、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りする建物は、消防法第8条の規定による防火管理者を選任することによるほか、管理権限が別れている複合用途の雑居ビル等の場合、統括防火管理協議会を中心とする防火体制の整備を指導するなど、その実態に応じた組織づくりを指導する。

また、危険物施設や高圧ガス施設等の場合、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所及び相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は、消防計画や防災計画を策定する。

2 自衛消防隊等の活動の推進

(1) 自衛消防隊等の規約及び活動計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自衛消防隊等の活動推進

ア 平常時

- ① 防災訓練
- ② 施設及び設備等の点検整備
- ③ 従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時

- ① 情報の収集伝達
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 避難誘導・救出救護

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

地区防災計画策定地区は平松東地区（平成29年3月策定）

第5節 防災ボランティアの育成強化

風水害等の大規模災害時においては、個人のほか専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

第1 市及び関係機関等における連携体制の整備

市及び関係機関等においては、平常時から当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

市社会福祉協議会は、「福祉救援ボランティア活動支援マニュアル」の作成に努め、ボランティア活動が円滑に行えるようにする。

1 ボランティアの登録、把握

市は、市社会福祉協議会、日本赤十字社出水市地区、その他のボランティア関係団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておくものとする。

2 大規模災害時のボランティア活動拠点の確保

市は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時のボランティア活動拠点の確保についても配慮するものとする。

3 消防本部による環境整備

消防機関は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃からボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内のボランティアの把握、ボランティア団体との連携、ボランティアの再研修、ボランティアとの合同訓練等に努めるものとする。

4 日本赤十字社出水市地区及び市社会福祉協議会による環境整備

日本赤十字社出水市地区及び市社会福祉協議会は、防災ボランティアの養成やボランティアコーディネーターの設置など、日本赤十字社鹿児島県支部、県社会福祉協議会と協力しボランティア活動を支援する環境整備に努めるものとする。

第6節 避難行動要支援者の安全確保対策

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を「避難行動要支援者」という。市及び防災関係機関は、平素から避難行動要支援者の安全を確保するための対策を推進する。

第1 地域における要配慮者の実態把握並びに避難行動要支援者名簿作成等

1 要配慮者の実態把握

市は、市の各部局等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって整理し、要配慮者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。

特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、また定期的に更新し、把握に努める。

また、要配慮者に関する情報等は、自主防災組織や町内会等の範囲ごとに把握する。なお、掌握した

名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、プライバシーには十分留意するものとする。

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- (1) 要介護3以上の判定を受けた者
- (2) 身体障がい者手帳1級、2級に該当する者（心臓、腎臓機能障害のみの者を除く。）
- (3) 療育手帳A1、A2の判定を受けた者
- (4) 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する者
- (5) 指定難病の医療費支給認定を受けている難病患者
- (6) 小児慢性特定疾病の医療費支給認定を受けている小児慢性特定疾病児童
- (7) 前各号以外の者で、市長が避難支援等の必要を認めた者

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、下記に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部局で把握している要配慮者に関する情報を集約する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所
- (5) 電話番号
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) その他、避難支援等の実施に関し必要と認める事項

4 名簿の提供

市は、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難行動要支援者本人から同意を得た上で避難行動要支援者名簿の名簿情報を、あらかじめ避難支援等関係者に提供する。

また、市は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

5 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は、常に変化することから、避難行動要支援者の把握に努め、定期的に名簿情報の更新を行うものとする。

6 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 自主防災組織、自治会長
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 出水市社会福祉協議会
- (4) 出水警察署
- (5) 出水市消防本部、出水消防署、出水市消防団
- (6) その他市長が認める団体

7 情報の漏えいを防止するための措置

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- (2) 基本法第49条の13に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- (3) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。
- (4) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- (5) その他個人情報の適正管理について、避難支援等管理者と協議するものとする。

8 円滑に避難を行うための措置

市は、災害に関する予報若しくは警報の通知を知り得た場合は、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を、関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、住民その他の関係のある公私の団体に対し、予想される災害の実態及びこれに対してとるべき避難の準備、その他の措置について、必要な通知又は警告をする。なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

また、必要な通知又は警告するにあたっては、避難行動要支援者が避難の勧告又は指示を受けた場合に、円滑に避難ができるよう、特に配慮しなければならない。

9 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際して、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

10 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

市は、災害発生時等の支援体制の充実を図るため、日頃から避難支援等関係者との情報共有を図り、避難行動要支援者一人一人の個別避難計画の作成を推進する。

11 緊急連絡体制の整備

市長は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態に合わせ、家族はもちろん地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

なお、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

併せて、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

12 防災設備・物資・資機材等の整備

市は、災害発生直後の食糧・飲料水等については、住民自ら家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

13 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

市は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

また、市は、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

14 外国人対策

外国人に対しては、外国人登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1 防災設備等の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

2 組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日ごろから、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的実施し、また、各種災害対応マニュアルの作成に努める。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、上記1から4の事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。

6 県及び市による非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等の確認

県及び市は、要配慮者利用施設の非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

第2部 震災予防

第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備

地震・津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

本章では、このような地震・津波災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進

本市は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、急傾斜地の崩壊等の被害を受けやすく、地震時においても、斜面災害、液状化、農地災害等の被害が予想される。

このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続して実施しながら、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

第1 土砂災害の防止対策

第2編第1部第1章第1節「土砂災害防止対策の推進」により行う。

第2 液状化災害の防止対策

1 法令遵守の指導

県及び市は、地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っている。阪神・淡路大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

2 地盤改良及び構造的対策の推進

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。

また、地震災害時には低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測されている。

したがって、市は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、以下の液状化対策を推進する。

(1) 地盤改良の推進

液状化のおそれのある地区での産業用地の整備及び地域開発等に当たっては、地盤改良等の推進を図る。

(2) 構造的対策の推進

市及び防災関係機関の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

3 液状化対策手法の周知

県及び市は、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等について、市

民や関係方面への周知に努める。

第3 農地災害等の防止対策

市は、ため池や農道橋などの農業用施設について、県と連携を図りながら、必要に応じて耐震性の診断を実施し、対策の必要なものはその整備に努める。

また、ダム・ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示した防災ハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

第2節 津波災害防止対策の推進

本市は、幸い地震津波の発生による大きな被害は受けていない。しかしながら、八代海、島原半島等でひとたび大きな地震が発生すれば、津波が発生するおそれがある。

このため、各種沿岸保全施設等の整備事業の推進と津波発生時の危険地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備並びに津波知識の学習の機会づくりや意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施する。

第1 津波災害の防止対策

1 海岸保全施設整備事業の推進

(1) 海岸保全施設の整備状況

本市の海岸線は、総延長約29,000m、海岸保全区域指定延長20,950mであり、昭和25年度から出水海岸の保全事業などが推進されている。

(2) 海岸保全施設の整備方針

県及び市は、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも引き続き、海岸保全基本計画に基づき、海岸保全施設の整備を図る。

2 海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進

県及び市は、従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加えて、地震及び津波災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

また、護岸施設の液状化対策の検討や情報伝達手段の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

第2 津波災害に対する広報体制の整備

地震時、津波に関する避難指示が出されたとき、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線（屋外同報系等による）等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。

第3 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

市は、広報紙、パンフレット、防災ハザードマップ等を活用し、市民に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発に努めるとともに津波の発生を想定した住民参加の訓練の実施に努める。

第3節 防災構造化の推進

震災対策に係る防災構造化の推進については、第2編第1部第1章第3節「防災構造化の推進」によるほか、次のとおりとする。

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている都市等の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

第1 防災的土地利用の推進

市は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。

また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転促進を図る。

第2 建築物の不燃化の推進

1 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図る。

2 その他の地震火災防止事業

地震時の建物やブロック塀等の倒壊を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。

第3 消防水利の多様化

消防力の基準等に照らし消防力施設等の整備を図るとともに、地震による災害に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の活用など、消防水利の多様化について検討しておく。

第4 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

1 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、市民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、地震災害時において人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を發揮するほか、特に、地震火災に際して、延焼遮断帯としての機能を發揮する。

このため、道路管理者は、地震災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、市街地内の道路については、多重性・代替性の確保

が可能となるよう体系的に整備する。

2 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

都市公園、農村公園等のオープンスペースを利用し、避難地として機能を高める。なお、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第5 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

道路部に擁壁を設置する場合は、設計時に地震時の安定性を考慮しているが、道路防災総点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講じる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

県及び市は、これまでパンフレットの配布等や年2回の建築物防災週間において、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について指導しており、引き続きブロック塀等の安全化指導や修繕補強等の改修指導を実施する。

3 自動販売機の転倒防止

自動販売機の普及に合わせて、地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。設置者においては、道路上の違法設置機の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底するなど安全化対策を指導する。

第4節 建築物災害の防止対策の推進（耐震化の推進）

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。

このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定める「県建築物耐震改修促進計画」（平成19年7月）に基づき、計画的かつ効率的に耐震診断・耐震改修の促進に努める。

震災対策に係る建築物災害の防止対策の推進については、第2編第1部第1章第4節「建築物災害の防止対策の推進」によるほか、次のとおりとする。

第1 公共施設等の重点的な耐震診断・改修の実施

市の庁舎、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災拠点施設となるほか、学校、公民館などは避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、これらの防災拠点施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

さらに、乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園、保育所についても、その安全性の確保を図る必要があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

また、市は、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、屋外広告物、窓ガラス、外壁材、天井、配管等の非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお、大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

第2 市民への意識啓発

市民に対し、以下の意識啓発を実施する。

- (1) 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発
- (2) がけ地近接危険住宅の移転に対する指導
- (3) コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

第5節 公共施設の災害防止対策の推進

震災対策に係る公共施設の災害防止対策の推進については、第2編第1部第1章第5節「公共施設の災害防止対策の推進」によるほか、次のとおりとする。

上・下水道、電気、ガス、通信等ライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港、河川、砂防施設等の公共施設は、都市・地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

第1 上水道施設の災害防止

1 地震に強い上水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は日常生活に不可欠なため、水道事業者は、災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、今後、施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに、引き続き、以下の対策により、地震災害に強い上水道施設の整備を推進する。

- (1) 水源、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 耐震性の劣る石綿セメント管等から鋳鉄管等への敷設替えの推進
- (3) 老朽水道施設、配水管、管路施設の点検・補修の推進

- (4) 浄水場等の耐震化・停電対策の推進
- (5) 広域的なバックアップ体制の推進
- (6) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者への応急給水施設等の整備を推進する。

第2 下水道施設の災害防止

下水道事業者は、下水道施設について、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、今後、施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに、引き続き以下の対策を推進し、地震災害に強い下水道施設の整備を推進する。

- (1) 耐震性の劣る配管から铸铁管への敷設替えの推進
- (2) 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 広域的なバックアップ体制の推進
- (4) 処理場等の耐震化・停電対策の推進

第3 道路・橋梁の災害防止

1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、既存道路施設等の耐震性の確保を基本に、以下の防災、耐震対策等の整備に努める。

(1) 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を計画的に実施する。

(2) 所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の耐震対策工事を実施する。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

地震直後からの救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、上記による防災、耐震対策を推進する。

第6節 危険物災害等の防止対策の推進

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、地震時の危険物や高圧ガス等の漏えい・爆発等による被害を極力最小限に押えられるよう予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策を推進する。

第1 危険物災害の防止

第2編第1部第1章第6節第1「危険物災害の防止」による。

第2 高圧ガス施設の災害防止

第2編第1部第1章第6節第2「高圧ガス施設の災害防止」による。

第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え

地震・津波災害に際して、迅速かつ円滑な震災応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

本章では、このような震災応急対策への事前の備えについて定める。

第1節 防災組織の整備

地震が発生した場合、人命の損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、津波や水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

以下第2編第1部第2章第1節「防災組織の整備」に同じ。

第2節 通信・広報体制（機器等）の整備

大規模な地震・津波が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶やふくそう等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び各防災関係機関は、平常時から通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

以下第2編第1部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」に同じ。

第3節 地震・津波観測体制の整備

地震・津波による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

地震観測： 出水市役所（文部科学省）、桂島（鹿児島県）
高尾野支所（鹿児島県）、野田支所（鹿児島県）

第4節 消防体制の整備

地震・津波の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。

このため、消防本部等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

以下第2編第1部第2章第4節「消防体制の整備」に同じ。

第5節 避難体制の整備

地震時には、津波や延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震・津波災害時における市長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、防災ハザードマップ及び海拔表示板等を作成し、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障がい者その他の要配慮者の安全な避難について留意する。

以下第2編第1部第2章第5節「避難体制の整備」に同じ。

第6節 救助、救急体制の整備

地震時には、建物倒壊、火災、水害、地すべり等の被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助、救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

以下第2編第1部第2章第6節「救助、救急体制の整備」に同じ。

第7節 交通確保体制の整備

地震時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

以下第2編第1部第2章第7節「交通確保体制の整備」に同じ。

第8節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備

その他の震災応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等の整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

以下第2編第1部第2章第8節「その他の災害応急対策事前措置体制の整備」に同じ。

他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第3章 市民の防災活動の促進

地震・津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から市民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、市民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

本章では、このような市民の防災活動の促進について、その対策を定める。

第1節 防災知識の普及啓発

地震・津波災害に際して的確な行動がとれるよう、市民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進する。

以下第2編第1部第3章第1節「防災知識の普及啓発」に同じ。

第2節 防災訓練の効果的实施

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して訓練を行う必要がある。

このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

以下第2編第1部第3章第2節「防災訓練の効果的实施」に同じ。

第3節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は最小限にするためには、市及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、市民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備・強化を推進するとともに、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。

以下第2編第1部第3章第3節「自主防災組織の育成強化」に同じ。

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2編第1部第3章第4節に同じ。

第5節 防災ボランティアの育成強化

地震・津波災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、地震・津波災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

以下第2編第1部第3章第5節「防災ボランティアの育成強化」に同じ。

第6節 避難行動要支援者の安全確保対策

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人等は、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を「避難行動要支援者」という。

市及び防災関係機関は、平素から、避難行動要支援者の安全を確保するための対策を推進する。

以下第2編第1部第3章第6節「避難行動要支援者の安全確保対策」に同じ。

第3編 災害応急対策

第1部 風水害等応急対策

第1章 活動体制の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、市及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

本章では、このような活動体制の確立に係る対策を定める。

第1節 応急活動体制の確立

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に到るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、それぞれの組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第1 市の応急活動体制の確立

1 災害状況等に応じた活動体制の確立

市は、風水害等の災害が発生した場合、防災関係機関と連携・協力し、応急対策を実施するとともに、市及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調整を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、市災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策に当たる。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報連絡体制の確立

市の区域に各種の気象警報が発令されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、くらし安心課職員による情報連絡体制を確立する。

イ 災害警戒本部の設置

(1) 市内に小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報が発令され災害の発生が予想される場合、災害警戒本部を設置する。

(2) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は政策経営部長を、副本部長は本庁くらし安心課長をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き、くらし安心課職員をもって充てる。

(2) 市災害対策本部の設置

ア 市災害対策本部の設置又は廃止

(1) 市災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

- a 市内に重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められたとき。
- b 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
- c 市内に特別警報が発表されたとき。

(4) 市災害対策本部の廃止

本部長は、市の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、市災害対策本部を廃止する。

- (5) 市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

イ 市現地災害対策本部の設置又は廃止

(7) 現地対策本部の設置

本部長は、災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において、災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(8) 現地本部の廃止基準

本部長は、現地本部の事務が終了したと認めるとき、現地本部を廃止する。

2 市災害対策本部の組織

(1) 本部の組織

ア 本部の構成

- (7) 本部に、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部付を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長を、本部付は教育長をもって充てる。

なお、市長に事故や不測の事態があった場合は、副市長、政策経営部長及びあらかじめ指定された部長の順で市長に代わる意思決定を行う。

- (8) 本部の組織、編成、所掌事務及び災害対策要員は、出水市災害対策本部規程の定めるところによる。

イ 本部の設置場所

本部は、災害による被災のおそれがない場合は、原則として市庁舎に設置するが、庁舎が被災して使用できないときは、市消防本部に設置し、当該消防本部が使用できないときは、市長が定めた場所に設置する。

ウ 本部会議

- (7) 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、本部付、各対策部長及び各支部長等をもって構成する。

- (8) 本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。

- a 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- b 県、他の市町、その他防災機関との連絡調整に関すること。

- c 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- d 災害救助法の適用に関すること。
- e その他重要事項に関すること。

(2) 現地本部

ア 現地本部の構成

⑦ 現地本部に現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）、現地災害対策本部員及び現地災害対策要員を置き、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

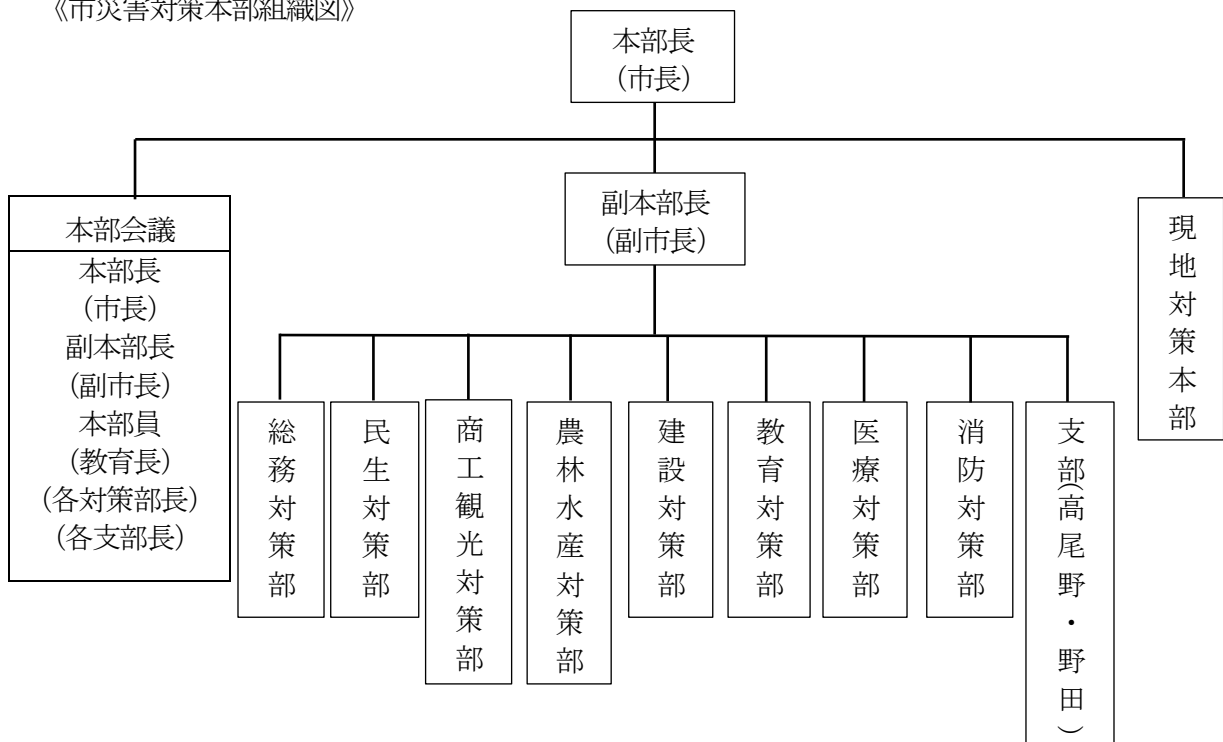
⑧ 本部長は、現地本部を設置したときは、直ちにその旨を関係機関に通知する。

イ 現地本部の所掌事務

本部の現地機関としての事務は、次に掲げるとおりとする。

- ⑦ 被害状況及び被災地の対応状況の把握並びにこれらの情報の本部及び関係機関への連絡
- ⑧ 被災地からの要望の把握及び本部への伝達
- ⑨ 被災地の支援に従事する市の職員又は市に申し出のあった機関等の人員の配置並びに支援物資の輸送及び供給に関する連絡調整
- ⑩ その他現地本部の役割を果たすために必要な事務

《市災害対策本部組織図》



3 職員の配備体制

市は、風水害等による災害発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定めた基準により配備体制をとる。

(1) 配備区分の決定

市長は、出水市災害対策本部規程の定めるところにより災害対策本部等の配備区分を決定する。

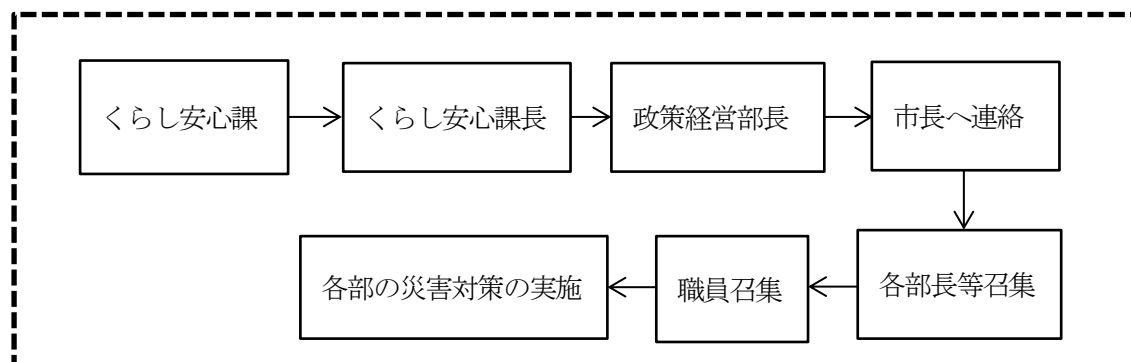
なお、災害の態様により、支障がないと認められるときは、配備体制を変更することができる。

(2) 動員の伝達方法

動員配備の伝達系統は、次のとおりとする。

《動員配備の伝達系統図（時間外も含む）》

気象警報等発表



(3) 自主参集

ア 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で放送される気象情報により各種予警報等の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは、配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所に参集するよう努める。

イ その他の職員の参集

その他の職員にあつては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合には、最寄りの避難所に参集し、応急活動に従事するかその地域に残り被害情報の収集に当たるものとする。

《配備基準》

体制	基準	配備基準	活動内容
体情 制報 連絡	市内に各種の気象警報等が発表されたとき	くらし安心課職員	降雨状況や被害情報の収集を行うため、県や関係機関との連絡調整に努める。
災害 警戒 本部 体制	1 市内に小規模な災害が発生したとき 2 各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき。	1 政策経営部長 2 くらし安心課職員 3 各部長、各支所長及びその指名する者	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害 対策 本部 体制	第1 配備 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。	1 災害対策本部会議要員 2 災害対策配備要員及び災害調査員に指定された第1配備要員 3 各対策部長の指名する者	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2 配備 相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。	1 災害対策本部会議要員 2 災害対策配備要員及び災害調査員に指定された第2配備要員 3 各対策部長の指名する者	
	第3 配備 市内全域にわたり大きな被害若しくは甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき。	全員待機して防災業務に従事及び業務継続を準備する。	

第2 関係機関等の応急活動体制の確立

1 防災関係機関の組織

防災関係機関は、風水害等の災害発生に際して、各々の防災業務計画等に規定された防災組織を確立し、応急対策を実施する。

2 市民の役割

市民は、自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応も含めて、初動段階において、自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

3 各種団体・組織・個人の役割

スーパーなど物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となるため、これら組織、地域の防災力を総動員して有機的な対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、災害発生直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してきた救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜各種団体の協力等を得てその防災体制を確立する。

第2節 情報伝達体制の確立

風水害等の災害発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確定要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

第1 市の通信連絡手段の確保・運用

1 市の情報管理体制の確立（情報の共有・統制）

(1) 市防災行政無線システム等の運用

市は、災害時においては、市防災行政無線を主体とする無線通信システムを関係各課や関係機関等との通信に当たっての基幹通信手段とする。

(2) 連絡用電話の指定等

市は、外部団体や市民等に利用されることが多いNTT一般加入電話（災害時優先電話、非常・緊急通話の利用等）について、事前に定められた電話の中から災害時の連絡用電話を指定し、市本部としての窓口の統一を図る。指定された連絡用電話は、防災活動以外の通常業務に使用することを制限し、通信連絡に充てる。

(3) 情報連絡責任者

上記の手段による情報連絡を管理するため、本部室に情報連絡責任者を置く。情報連絡責任者は、対外的な情報連絡（各機関との調整や協力等）に当たっての管理・統括上の意思決定を主とし、政策経営部長がその任に当たる。情報連絡の管理・統括の実務は、くらし安心課（災害対策本部設置時は本部総務班）が行う。

2 市防災行政無線の通信連絡体制の確立

災害の程度に応じて有線通信施設が被災し、通信連絡が一時的に困難となることが想定されるため、市防災行政無線を主体とする通信連絡体制を確立する。

(1) 市防災行政無線の統制

風水害等の災害が発生すると、くらし安心課（災害対策本部設置時は本部総務班）無線担当者が作動状況を点検し、通信連絡体制を確立する。この際、市防災行政無線の通信の途絶やふくそうを防止し、迅速かつ的確な通信連絡が行われ、応急対策が円滑に行われるよう留意する。

特に、被災地からの情報収集をはじめとする緊急・重要通信を優先し、効果的な運用を図る。

(2) 県との通信連絡体制の確立

県とは、県防災行政無線の回線を利用して交信し、情報連絡を行う。

(3) 市各班との通信連絡体制の確立

災害現場等に出動している職員との連絡は、市防災行政無線等により行う。また、必要に応じ災害現場に伝令を派遣する。伝令は、徒歩、自転車又は自動車を使用する。市防災行政無線を使用する際、通信の混乱が予想されるため必要に応じ適切な通信の統制を実施し、円滑、迅速な通信の確保に努める。

3 有線通信途絶の場合の措置

災害の程度によっては、自己が保有する無線通信手段自体が故障したり、通信回線のふくそう等のため通信が不能になることも予期されるため、各種通信施設が利用不能となる最悪の事態も想定し、通信可能な地域まで各種交通機関を利用するなど、あらゆる手段を尽くして連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

(1) 各機関の無線通信手段の利用

災害時に有線通信施設が使用不能となったとき、次に掲げる専用通信施設の利用を図るものとする。利用に当たっては、あらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

ア 消防無線電話

市消防無線電話を利用し、消防無線車を通じ通信連絡する。

イ 警察電話による通信

出水警察署の警察有線電話を利用し、通信相手機関を管轄する派出所、駐在所等を経て通信連絡する。

ウ 警察無線電話による通信

出水警察署の警察無線電話を利用し、イ項に準じて通信連絡する。

(2) 九州総合通信局の災害対策用移動通信機器等の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線局、MCA用無線機、衛星携帯電話）の備蓄や災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器を配備しており、市は、九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請し、活用を図る。

(3) アマチュア無線の活用

有線が途絶し災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。

4 電気通信設備の利用

災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、おおむね以下の方法のうち、実情に即した方法で行う。ただし、固有の通信施設をもっている機関については、これを利用する。

なお、他機関の通信施設の利用に際しては、平常時において管理者と利用方法等について申し合わせを行い、情報連絡体制の確立に努める。

(1) 普通電話による通信

通信施設の被災状況等により異なるが、一次的には、それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信を確保する。

(2) 災害時における優先電話等による通信

災害時に電話が輻輳した場合、通常、一般通話の規制が行われるが、災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は、災害時優先電話として通話の規制が行われず、優先的に取り扱われることから活用を図る。具体的には、災害が発生した場合の優先電話についての連絡機関として、NTT鹿児島支店に連絡し協力を求めるものとする。

(3) 通信の途絶防止

著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web 171）」の活用を図る。

(4) 非常無線通信による通信

非常無線通信を利用できる時期は、各種災害時等の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、有線電信が不通となり利用できないとき、通話が遠くではっきりしないとき、又は通信がふくそうして長時間かかるため、その非常通報の目的を達成することができないときは、鹿児島地区非常通信連絡会の非常通信計画に基づき、最寄りの無線局を利用して、非常通信により通信連絡する。

第3節 災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて県、市は災害救助法を運用する。

第1 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、国の機関としての知事が行い、市長はこれを補助する。

知事は救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととすることができる。

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市の区域内において被災し、現に救助を必要とする者に対して行う。

(1) 市の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が80世帯以上であること。

(2) 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が40世帯以上であること。

(3) 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

第3 被災世帯の算定

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 住家の滅失等の認定

(1) 住家が全壊・全焼、流出したもの

住家はその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家はその居住のための基本的機能の一部を損失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

3 世帯及び住家の単位

- (1) 世帯とは生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
(2) 住家とは現実に住家のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第4 災害救助法の適用手続

災害に対し、市における災害が、第2「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：鹿児島県くらし保健福祉部社会福祉課福祉企画係 NTT回線：099-286-2824

第4節 広域応援体制

大災害が発生した場合、被害が拡大し、市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予

第5節 自衛隊の災害派遣

大災害が発生した場合、被害が拡大し、市をはじめ県や隣接市町、防災関係機関では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受け入れ体制を整える。

1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のために自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、通信の途絶等により市長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続き

(1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市長の要請要望により行う。

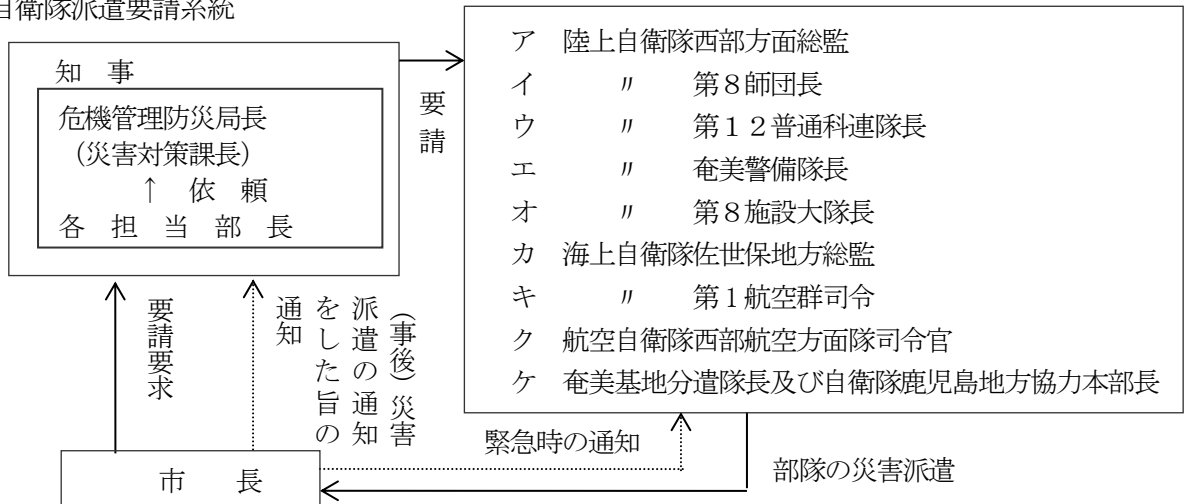
(2) 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合にあつては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- | |
|--------------------|
| ア 災害の状況及び派遣を要請する理由 |
| イ 派遣を希望する期間 |
| ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 |
| エ その他参考となるべき事項 |

(3) 自衛隊派遣要請系統



(4) 自衛隊の連絡場所

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号	備考
部隊名	主管課			
陸上自衛隊 西部方面總監部	防衛部防衛課運用班	熊本市東町1-1-1	096-368-5111 内線2255又は2256	県内
〃 第8師団司令部	第3部防衛班	熊本市清水町八景水谷2-17-1	096-343-3141 内線3234又は3302	
〃 第12普通科連隊本部	第3科	霧島市国分福島2丁目4-14	0995-46-0350 内線 301	
〃 第8施設大隊 (川内駐屯地)	第3係	薩摩川内市冷水町539-2	0996-20-3900 内線 230	
海上自衛隊佐世保地方總監部	防衛部	佐世保市平瀬町	0956-23-7111 内線 3225	県内
〃 第1航空群	司令部幕僚室	鹿屋市西原3-11-2	0994-43-3111 内線 2213	
〃 奄美基地分遣隊	防衛部	大島郡瀬戸内町古仁屋船津27	0997-72-0250	
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	防衛部運用2班	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031 内線2348 夜間2203	
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島市東郡元町4-1	099-253-8920	県内

3 知事への災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として市長が行う。

(2) 要求手続

市長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

- | |
|--------------------|
| ア 災害の状況及び派遣を要請する理由 |
| イ 派遣を希望する期間 |
| ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 |
| エ その他参考となるべき事項 |

(3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知するものとする。

ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

(4) 要求文書のあて先

要求文書のあて先は、知事への災害派遣要請依頼の連絡場所のとおりである。

《知事への災害派遣要請要求の連絡場所》

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号	備考
担当部名	主管課			
鹿児島県 危機管理防災局	危機管理課	鹿児島市 鴨池新町10番1号	099 - (直通) 286-2256	県内
〃 総務部	人事課		(直通) 286-2045	
〃 環境林務部	環境林務課		(直通) 286-3327	
〃 くらし保健福祉部	保健医療福祉課		(直通) 286-2656	
〃 農政部	農政課		(直通) 286-3085	
〃 土木部	監理課		(直通) 286-3483	
〃 〃	河川課		(直通) 286-3586	
〃 商工労働水産部	商工政策課		(直通) 286-2925	
〃 教育委員会	総務福利課		(直通) 286-5190	
〃 出納局	会計課		(直通) 286-3765	
〃 警察本部	警備課		(直通) 206-0110	

鹿児島県庁 (代表) 099-286-2111

4 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

(1) 派遣部隊の受入体制

- ア 県及び市は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。特に駐車場について留意する。
- イ 県及び市は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。
- ウ 災害地における作業等に関しては、県及び市と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。
- エ その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。

(2) 使用器材の準備

- ア 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は、特殊なものを除き、できる限り市において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- イ 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類は、すべて県及び市において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを県及び市に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて県及び市はできる限り返品又は代品弁償しなければならない。
- ウ 使用器材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦を避けるため、できる限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行うものとする。

(3) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとする。

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

5 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので、市において適地を選定し、陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておくものとする。

《ヘリコプター発着予定地》

名称	所在地	座標	面積
出水市陸上競技場	出水市文化町24番地	N 32° 05' 19" E 130° 20' 38"	25,170 m ²
出水市高尾野多目的運動場	出水市高尾野町柴引899番地1	N 32° 04' 21" E 130° 18' 14"	44,700 m ²
出水市野田運動場	出水市野田町上名6151-2	N 32° 03' 35" E 130° 15' 52"	27,000 m ²

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

1 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長 消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第7条	知事
	協力命令	災害救助法第8条	知事
災害応急対策作業 (除：災害救助法救助)	従事命令	基本法第71条	知事
	協力命令	基本法第71条	知事
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	基本法第65条第1項	市長
		基本法第65条第2項	警察官、海上保安官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助、災害応急対策作業 (災害救助法及び基本法による 知事の従事命令)	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産婦又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 地方鉄道業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送事業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者
災害救助、災害応急対策作業 の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（基本法に よる市長、警察官、海上保安官の 従事命令）	住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職 務執行法による警察官の従事命 令）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

3 従事命令等の執行

(1) 知事の従事命令等執行に際し、災害救助法が適用された場合の救助に関するものは、災害救助法に基づく従事命令等を発令し、災害救助法が適用されない場合の災害応急対策又は災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは、基本法に基づく従事命令等を発令するものとする。

なお、災害救助法に基づく従事命令等の発令は鹿児島県保健福祉部社会福祉課が担当し、基本法に基づくものは鹿児島県危機管理局危機管理防災課が担当する。

(2) 知事（知事が市長に権限を委任した場合を含む。）の従事命令等の執行に際しては法令等の定める令書を交付するものとする。

なお、その他の従事命令等命令権者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

第7節 ボランティアとの連携等

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、市では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

第1 ボランティアの受入れ、支援体制

1 ボランティア活動に関する情報提供

市は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社出水市地区、市社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

市社会福祉協議会等は、災害が発生した場合速やかに、災害ボランティアセンター及び近隣支援本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、以下によりボランティアによる支援体制の確立に努める。

(1) 災害ボランティアセンターにおける対応

市社会福祉協議会等は、市と連携のうえ、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

なお、被害の程度により、周辺市町社会福祉協議会等は、災害ボランティアセンターに対して、積極的に人的な協力等に努めるものとする。

(2) 近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町社会福祉協議会等は、近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。

なお、他地城市町社会福祉協議会は、近隣支援本部に対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

第2 ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、近隣支援本部等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容について、災害ボランティアセンター、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介し、加入を勧めるものとする。

なお、県への直接のボランティア活動の問い合わせに対しては、鹿児島県保健福祉部社会福祉課が総合窓口となり、近隣支援本部等に引き継ぎ、登録等を行う。

第2章 警戒避難期の応急対策

風水害時の気象警報等の発表以降、災害の発生に到る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援含む。）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

本章では、このような警戒避難期の応急対策について定める。

第1節 気象警報等の収集・伝達

風水害時の応急対策を進めるうえで、鹿児島地方気象台から発表される気象警報等は、基本的な情報である。このため、市は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

1 注意報・警報等の区分及び発表機関

警報等の種類	発表機関	根拠法令
津波注意報 津波警報 大津波警報	気象庁	気象業務法 第13条 第13条の2 第14条 第15条第1項 第15条の2第1項
気象（大気の諸現象）、 高潮、波浪、洪水に関する 予報、警報及び特別警報	鹿児島地方気象台	気象業務法 第13条 第13条の2 第14条 第14条の2第1項 第15条第1項 第15条の2第1項
火災予防に関する通知 （火災気象通知）	〃	消防法 第22条第1項
洪水予報の通知	知事	水防法 第11条
火災に関する警報	市長（消防長）	消防法 第22条第3項
水位の通報	〃（水防管理者）	水防法 第12条
堤防決壊の通報	〃（ 〃 ）	水防法 第25条

2 注意報・警報等の区分及び発表の基準

(1) 鹿児島地方気象台が発表する注意報・警報・情報

区分	発表基準	
気象注意報	風雪注意報	1 風雪により災害が起こるおそれがある場合に行う。 2 具体的には、雪を伴い平均風速が12m/s以上が予想される場合
	強風注意報	1 強風により災害が起こるおそれがある場合に行う。 2 具体的には、平均風速12m/s以上が予想される場合
	大雨注意報	1 大雨により災害が起こるおそれがある場合に行う。 2 具体的には、次のいずれかの基準以上が予想される場合 表面雨量指数基準 13 土壌雨量指数基準 107
	大雪注意報	1 大雪により災害が起こるおそれがある場合に行う。 2 具体的には、次の条件が予想される場合 (平地) (山地) 12時間の降雪の深さ 3cm以上 5cm以上
	濃霧注意報	1 濃霧により交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合に行う。 2 具体的には、次の条件が予想される場合 視程が陸上で100m以下又は海上で500m以下
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合に行う。
	乾燥注意報	1 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合に行う。 2 具体的には、次の条件が予想される場合 最小湿度が40%以下かつ実効湿度65%以下
	霜注意報	1 霜により農作物に著しい被害が予想される場合に行う。 2 具体的には、次の条件が予想される場合 11月30日までの早霜、3月10日以降の晩霜、最低気温が4℃以下
	低温注意報	1 低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合に行う。 2 具体的には、次の条件が予想される場合 (1) 冬期最低気温が海岸地方で-4℃以下、内陸部で-7℃以下 (2) 夏期日平均気温が平年より4℃以上低い日が3日続いた後さらに2日以上続く
	高潮注意報	1 台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要があるとき行う。 2 具体的には、潮位が東京湾平均海面上2.1m以上が予想される場合
	洪水注意報	1 津波、高潮以外による洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。 2 具体的には、いずれかの基準以上が予想される場合 (1) 単独基準の流域雨量指数基準 米之津川流域=31.6、平良川流域=14.4 野田川流域=19.6、高尾野川流域=14.2 鍋野川流域=16.1 (2) 複合基準* 米之津川流域=表面雨量指数10、流域雨量指数26.6 高尾野川流域=表面雨量指数6、流域雨量指数14.2
波浪注意報	1 波浪・うねり等による災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。 2 具体的には、有義波高1.5m以上が予想される場合	

区分		発表基準					
気象警報	暴風警報	1 暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。 2 具体的には、平均風速20m/s以上が予想される場合					
	暴風雪警報	1 暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。 2 具体的には、雪を伴い平均風速20m/s以上が予想される場合					
	大雨警報	1 大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。 2 具体的には、次のいずれかの基準以上が予想される場合 浸水害：表面雨量指数基準 19 土砂災害：土壌雨量指数基準 152					
	大雪警報	1 大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。 2 具体的には、次に条件が予想される場合 (平地) (山地) 12時間の降雪の深さ 10cm以上 15cm以上					
	高潮警報	1 台風等による海面の異常上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合に行う。 2 具体的には、潮位が東京湾平均海面上2.4m以上が予想される場合					
	波浪警報	1 風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがある場合に行う。 2 具体的には、有義波高2.5m以上が予想される場合					
	洪水警報	1 津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。 2 具体的には、次のいずれかの基準以上が予想される場合 (1) 単独基準の流域雨量指数基準 米之津川流域=39.5、平良川流域=18、野田川流域=24.5 高尾野川流域=17.8、鍋野川流域=20.2 (2) 複合基準* 米之津川流域=表面雨量指数14、流域雨量指数29.6					
土砂災害警戒情報	大雨警報または、大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて図で示す監視基準に達したときとする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>設定CL</th> <th>土壌雨量指数の下限値比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出水市</td> <td>0.1～0.7</td> <td>75%</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	設定CL	土壌雨量指数の下限値比率	出水市	0.1～0.7	75%
市町村名	設定CL	土壌雨量指数の下限値比率					
出水市	0.1～0.7	75%					
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 120mm						

※表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値

区分		発表基準	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

《予警報の細分区域》

一次細分区域名	市町村等をまとめた地域	該当する市町
薩摩地方	出水・伊佐	阿久根市、出水市、伊佐市、長島町

(2) 春日橋のはん濫注意水位等

分類	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	堤防天端高
水位	4. 1 m	4. 4 m	4. 9 m	5. 6 m	6. 8 m

(3) 火災警報

市長が火災気象通報の伝達を受けたとき、又はその他によって次のような気象状況を知ったとき、その地域の条件等を考慮して必要な地域について火災警報を発表する。

ア 実効湿度が65%以下又は最小湿度が35%以下に下がる見込みのとき。

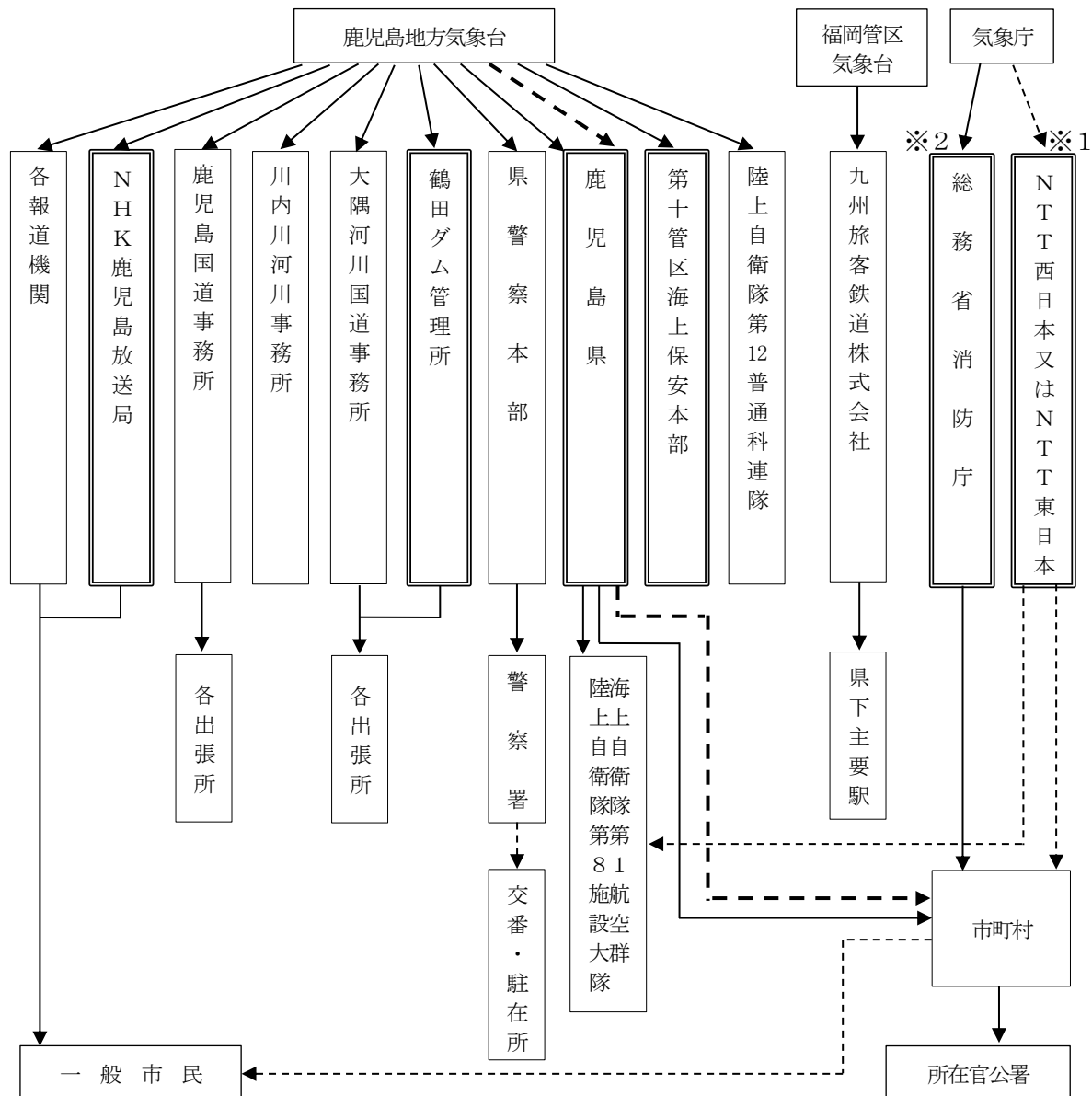
イ 平均風速が12m以上の風が吹く見込みのとき。

(4) 土砂災害警戒情報の伝達

市は、土砂災害警戒情報にかかる必要な事項を関係機関及び住民その他関係ある公私の団体等へ伝達する。

3 警報等伝達系統図

気象予報・警報、情報等の伝達系統



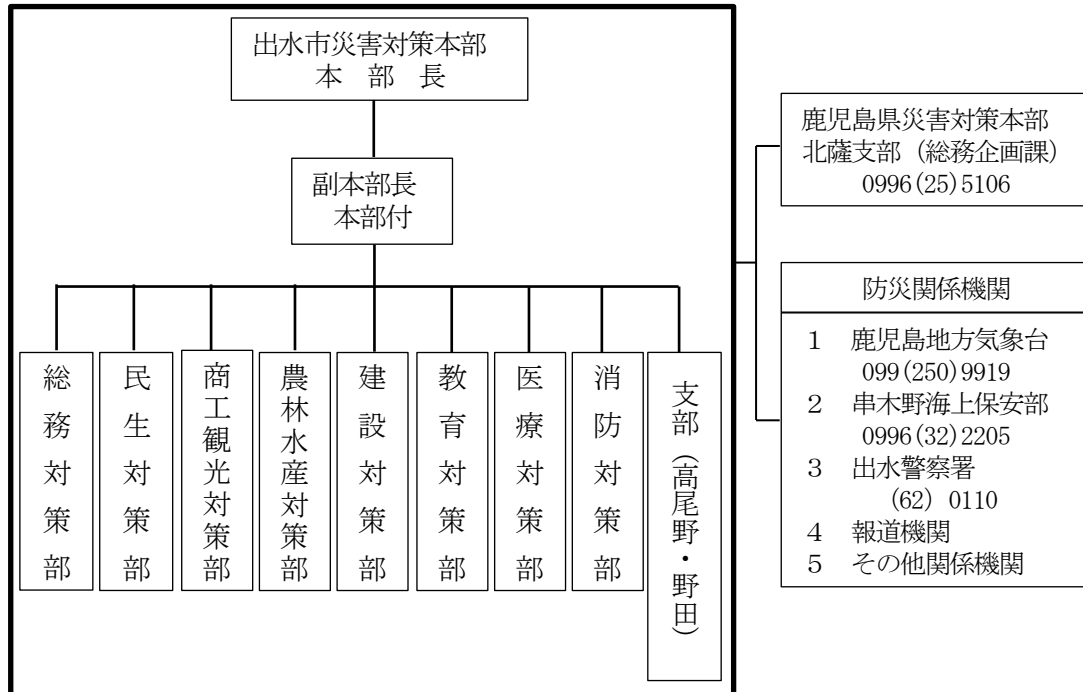
(注) —→ 予報警報情報とも通知、 ----→ 警報だけ通知、 - - -→ 火災気象通報

- 1 鹿児島県の伝達系統で注意報については、特に重要な災害対策の実施を必要とするものについて通知する。
- 2 NTT西日本又はNTT東日本とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。
- 3 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条及び第9条の規定に基づく通知先
- 4 特別警報が発表された場合、県においては市町村への通知が、市町村においては住民等への周知の措置がそれぞれ法律により義務付けられている。
- 5 ※1気象資料伝送システム（オンライン）特別警報・警報のみ伝達
- 6 ※2気象資料伝送システム（オンライン）

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

市長は、市の区域の災害情報及び被害情報（以下「災害情報等」という。）を迅速、確実に収集し、県その他防災関係機関へ通報、報告するものとする。

《災害情報等収集報告系統図》



1 災害情報等の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

なお、県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(1) 収集すべき災害情報等の内容

- ア 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- イ 住家被害（全壊、半壊、床上浸水等）
- ウ 津波・高潮被害状況（人的被害状況、住家被害状況）
- エ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- オ 出火件数又は出火状況
- カ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏えい事故など）
- キ 輸送関連施設被害（道路、港湾・漁港）
- ク ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害）
- ケ 避難状況、救護所開設状況
- コ 災害対策本部設置等の状況
- サ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 災害情報等の収集

市災害調査員は、原則として、情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は、急を要する場合は電話、あるいは避難所からの防災無線による通報のほか、車、バイク、自転車、徒歩等の手段により登庁して報告する。一般の市職員の場合も、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、本部へ報告する。

(3) 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

ア 市における報告情報の集約

市本部において、上記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に徹底する。

イ 市から県等への報告

市は、県に対し、できるだけ早期に被害概況に関する報告を行う。

特に、災害規模の把握のための県等への報告は以下を目標に実施する。

(7) 第1報（参集途上の被害状況）

- a 勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）
- b 勤務時間内（災害発生直後）

(8) 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、できる限り早く報告する。なお、この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

(9) 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告システムと同一のシステム及び方法を用いる。

④ 市は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

(4) 災害情報等を収集するに当たっての留意事項

市及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生、延焼の状況等広域的な災害応急対策を実施するうえで重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

2 災害情報等の報告

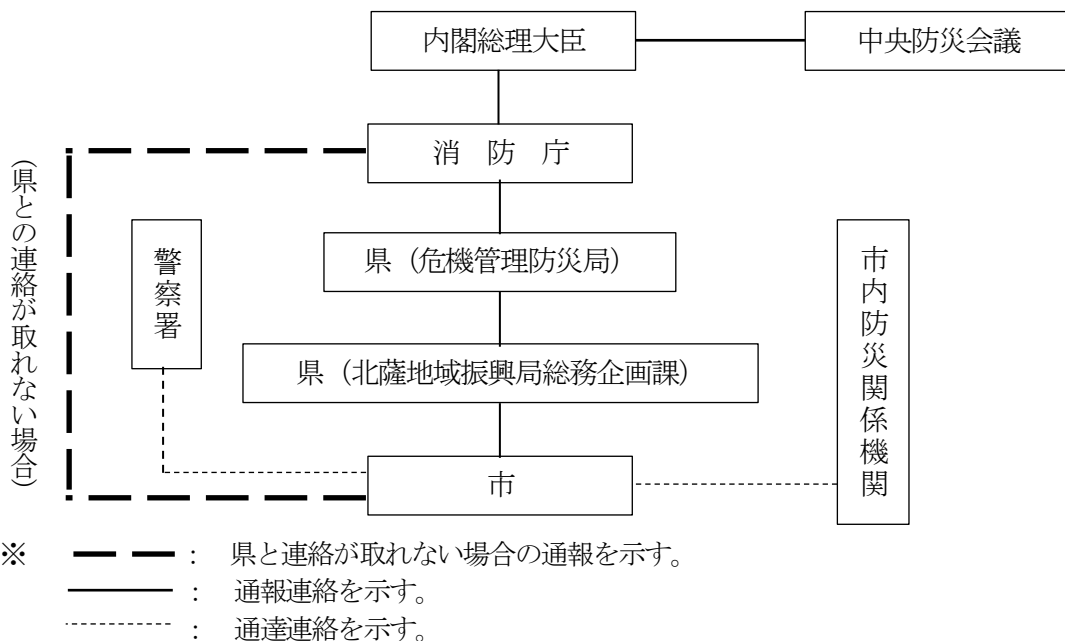
(1) 災害情報等の報告系統

ア 市長は、市の区域の災害情報等を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

イ 市内の防災関係機関は、所管に係る災害情報等のうち、県その他関係機関と密接な関係のあるものについて、県その他関係機関に通報連絡するものとする。

《災害情報等収集報告系統図》



- (注) 1 緊急を要する場合は、本系統によらず、直ちに必要な機関に緊急報告、通報することができる。
2 災害対策本部が設置されない場合も、本部設置後の系統に準じ、報告、通報することができる。

(2) 災害情報等の種類及び内容

ア 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間における被害に関する次のようなものをいう。

⑦ 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの

- (4) 災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの
- (5) 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの
- (6) 災害が発生しているが、災害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの

イ 災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告（通報）する次のものをいう。

(7) 災害速報

災害発生の直後に被害状況が判明し次第報告（通報）するもの及びさらに災害が続けて発生し又は被害調査の結果により新しい状況が判明したたびに速やかに報告（通報）するもの

(4) 災害確定報告

災害状況が確定したとき文書により報告（通報）するもの

(3) 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

ア 災害発生のおそれのある異常現象の速報要領

(7) 発見者の通報

異常現象を発見した者又は道路情報連絡員からの情報を受けた者は、その現象が水防に関する場合は水防機関（市、消防本部）又は土砂災害110番（62-0203）に、火災に関する場合は消防本部に、その他気象、地震、水象、海難の場合は市長又は出水警察署長（警察官）、串木野海上保安部（海上保安官）に通報するものとする。

(4) 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた出水警察署長（警察官）及び消防職員（消防団員を含む。）等は、直ちに市長に通報するものとする。

(7) 市長の通報

(7)、(4)項及びその他の情報により異常現象を承知した市長は、直ちに次の機関に通報するものとする。

- a 気象、地震、水象に関するものは、関係気象官署
- b その異常現象により災害発生が予想される隣接市町
- c その異常現象により、予想される災害の対策実施機関
(県出先関係機関その他応急対策実施機関)

(6) 県出先関係機関の通報

市長からの通報その他により異常現象を承知した県出先関係機関は、直ちに県各部の関係課に通報するものとする。

(4) 市長の気象官署に対する通報要領

気象官署に關係する異常現象を承知した市長が關係気象官署に通報する要領は次のとおりとする。

a 通報すべき事項

- (a) 気象関係
- (b) 水象に関するもの（台風等に伴う異常潮位、異常波浪等）

b 通報の方法

通報の方法は、電話、ファクシミリによることを原則とする。

c 通報のあて先

通報のあて先は、鹿児島地方気象台とする。

イ ア項以外の災害情報、災害報告の通報及び報告方法

(7) 市長の方法

a 市長への災害情報等収集通報要領

- (a) 各対策部長は、所管に係る災害情報等を調査収集し、総務対策部を経て本部長へ報告する。総務対策部長は、県災害対策本部北薩支部（総務企画課）へ報告するものとする。
- (b) (a) 項による報告の時期は、はじめに災害情報等を了知したとき又は災害が発生したときから1時間ごとに行うものとし、特に重要な災害情報等を収集したとき及び大きな災害が新たに発生したときは、その都度報告するものとする。ただし、本部長が報告の時期について特に指示したときは、この限りでない。
- (c) 各対策部長から災害情報等の報告を受けた総務対策部長は、当該報告を収集整理のうえ、本部長及び県災害対策本部北薩支部（総務企画課）へ報告通報するものとする。

b 防災関係機関の災害情報等の通報

防災関係機関は、所管事項に関し、収集把握した災害情報等のうち、市の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、市災害対策本部（総務対策本部総務班 電話（63-2111））に通報するものとする。

(i) 防災関係機関の方法

防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報等のうち県その他防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、県その他防災関係機関に通報するものとする。

(4) 災害報告の様式

市長の災害報告は、県の災害報告取扱要領に準じ、別表により行うものとする。

(5) 災害報告の留意事項

被害状況の報告に際しては、警察の報告と市及び県の各対策機関の報告とが食い違わないよう相互に被害状況に関する情報を交換する等、密接な連携のもとに報告の正確を期するものとする。

(6) 災害の報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、次表により行うものとする。

《災害報告の判定基準（その1）》

区分	被害の判定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けた者又は受ける必要のある者で、次の区分による。
重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家かどうかを問わない。
非住家	住家以外の建物で他の項目に属さないものとする。これらの施設に人が住居しているときは、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば市役所や、文化会館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
全壊 (全焼、流失、埋没)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
半壊 (半焼、半流失、半埋没)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どりに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床以上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積が床上以上となり一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

《災害報告の判定基準（その2）》

区分	被害の判定基準
棟	独立した建物ごとに算定する。ただし、炊事場、浴場又は便所が別棟であったり、離れ座敷が別棟であったりするような場合はこれらの生活に必要なものは併せて算定すること。
世帯	生計を一つにしている実際の生活単位
り災世帯	住家の全壊、半壊、流失、埋没、焼失、床上浸水の被害をうけた世帯
り災者	り災世帯の構成員
損害額	被災地における時価（評価当時の市価）によること。見積りに当たっては、慎重を期し、単位は千円とし、千円未満の端数は四捨五入とすること。

(別表) 災害状況速報

都道府県	災害名		報告番号	報告者名	報告日	報告時(現在)	区分		被害	区分		被害
	第	報					田	畑		流出・埋没	冠水	
							死者	人				
							行方不明者	人				
							負傷者	人				
							軽傷者	人				
							全壊	棟				
							半壊	世帯				
							一部破損	人				
							床上浸水	棟				
							床下浸水	世帯				
							公共建物	棟				
							その他の	棟				
							り	災世世帯	数			
							り	災世帯	数			
							火災発生	件				
							建物	件				
							危険物	件				
							その他	件				

都道府県	名称	設置	年月日	年月日	時	時	区分		被害	被害	被害
							千円	千円			
							公立公共施設	千円			
							農林水産業施設	千円			
							公共土木施設	千円			
							その他の公共施設	千円			
							小計	千円			
							公共施設被害	千円			
							農産被害	千円			
							林産被害	千円			
							畜産被害	千円			
							水産被害	千円			
							商工被害	千円			
							その他	千円			
							被害総額	千円			
							消防職員出動延人数	人			
							消防団員出動延人数	人			
							災害発生場所				
							災害発生年月日				
							災害の種類概況				
							消防機関の活動状況				
							その他(避難の勧告・指示の状況)				

※被害額は省略することができるものとする。

第3節 広報

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する市民の防災活動を喚起し、迅速かつ安全な避難誘導ができるよう、必要情報を市民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、市、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに災害時の適切な防災活動を遂行するうえで、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第1 市による広報

1 広報内容

災害時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

(1) 災害危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の指示

市の広報班は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

(2) 災害発生直後の広報

市は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災活動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

ア 緊急避難を要する区域住民への避難の喚起・指示

イ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

ウ 出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報

市は、各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない、テレビ・ラジオ、防災行政無線、市ホームページ、緊急速報（エリアメール等）から情報を入手するようになど。

エ 安否情報

安否情報については、「NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用する」よう広報する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

(4) 広報及び情報等の収集要領等

ア 市の各対策部は、広報を必要とする場合は市本庁くらし安心課（本部設置時は本部総務班）を経由して広報班に連絡し、広報を要請する。

イ 被害状況、対策状況等の全般的な情報は、市本庁くらし安心課において収集する。

ウ 広報班が必要に応じて取材（現地写真撮影等）を行う場合は、市本庁くらし安心課を通じて各関係対策部に連絡する。

2 広報手段

市による広報は、有線放送、市が保有する防災行政無線、サイレン吹鳴装置（無線）、インターネット、緊急速報（エリアメール等）、広報車、市職員、消防団・自主防災組織、自治会長等による口頭などの各伝達手段による。

第2 関係機関等による広報

1 九州電力株式会社出水営業所

災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、広報車、報道機関等により市民への周知に努める。

2 西日本電信電話株式会社川内営業所

災害による電話の不通箇所の状況、復旧の見通し等について、広報車、報道機関等により市民への周知に努める。

3 ガス会社

災害によるガス施設の被害箇所の状況、復旧状況の見通しをはじめ、ガス漏れによる事故防止等について、広報車、報道機関等により市民への周知に努める。

4 九州旅客鉄道株式会社、バス会社等

被害箇所の状況、復旧状況の見通し等について、駅等の掲示板や案内板への掲示をはじめ、広報車、報道機関等により市民への周知に努める。

第3 報道機関等に対する放送の要請・公表

市の広報班は、災害の種別、発表の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

なお、災害の発生が時間的に迫っていて、市が利用できる通信機能がまひした場合には、基本法第57条の規定により、県が放送機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県へ要請する。

また、市は、県が行う放送機関への要請を補完するため、放送機関への直接の要請も併せて行う。発表は以下の要領で実施する。

1 報道発表の要領

- (1) 発表の場所は、原則として庁舎会議室とする。
- (2) 発表担当者は、総務対策副部長又は広報班長とする。
- (3) 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。

また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

- (4) 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。
- (5) 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

2 報道機関への要請及び発表する広報内容

- (1) 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等 [要請]
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命・財産を保護するための避難の指示
 - イ 災害に関する重要な伝達、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置
 - ウ 災害時における混乱を防止するための指示
 - エ その他必要な情報
- (2) 災害対策本部の設置の有無 [発表]
- (3) 雨量・河川水位等の状況 [発表]
- (4) 火災状況（発生箇所、被害状況等） [発表]
- (5) 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等） [発表]
- (6) 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ [要請]
- (7) 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数 [要請]
- (8) 避難状況等 [発表]
- (9) 被災地外の住民へのお願い [要請]
 - (例) ア 被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
 - イ 安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。
 - ウ 個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
 - エ まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。
- (10) ボランティア活動の呼びかけ
- (11) 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項 [要請]
- (12) 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等） [発表、要請]
- (13) 電気、電話、上下水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等） [発表、要請]
- (14) 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況） [発表、要請]

第4 その他の関係機関等への広報の要請・調整

1 ライフライン関係機関への要請

災害時に災害対策本部に寄せられる市民等からの通報の中には、ライフラインに関する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。

このため、市は、市民等の通報内容をモニターし、必要があると認めるときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

2 関係機関との調整

(1) 災害対策本部が広報を実施したとき

市の災害対策本部は、広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。

(2) 関係機関が広報を実施したとき

関係機関が個別に広報を実施したときは、直ちに市の災害対策本部へ通知することとする。

第4節 水防対策（水防計画）

第1 総則

1 目的

この計画は、出水市における防災計画の一つとして、水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、市の区域に係る各河川、湖沼又は海岸の洪水、高潮、津波による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全の保持及び水防の万全を図ることを目的とする。

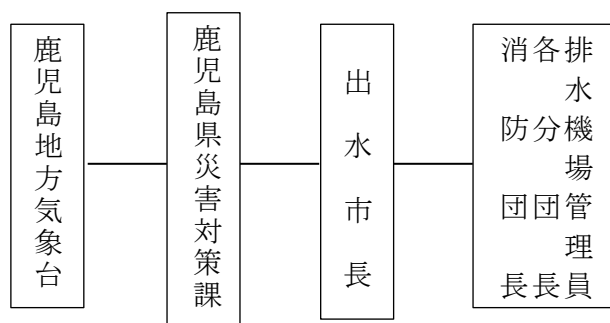
2 他の対策との調整

水防業務は、水防上必要な場合は、いつでも実施することとし、災害対策本部が設置されたときは、消防対策部、建設対策部の所管としてその組織のもとに実施する。

第2 水防組織

- 1 水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認めるときから、その危険が解消されるまでの間、市に災害対策本部を設置し、水防事務を処理するものとする。
- 2 水防本部の事務局は、市総務課に置く。
- 3 水防本部の組織は、第2編第1章第1節及び出水市災害対策本部規程による。
- 4 水防に関する連絡系統図

《気象注意報、警報及び情報》



第3 重要水防区域等

1 重要水防区域

管内の河川、海岸等で、特に重要な水防区域と認められる区域及びその中で危険と予想される区域は、次表のとおりである。

番号	水系名 又は 海岸名	河川名 又は 海岸名	重要水防区域		左右 岸別	危険と予想 される区域		予想 される 危険	予想される 被害の程度		
			流路 延長 (m)	区域		延長 (m)	区域		家屋 (戸)	耕地 (ha)	その他 (m)
1	米ノ津川	米ノ津川	6,200	上鯖淵 大井出 井堰か ら海に 至る間	右	400	上知識 橋下流 1,500m 地点か ら六月 田橋上 流350m 地点ま で	破堤	1,300	290	道路 5,000
					右	300	春日橋下 流300m 地点か ら春日 橋まで	溢水			
					右	400	肥薩おれ んじ鉄道 から沖田 大井手堰				
					左	400	平良川合 流点か ら沖田大 井手堰				
2	八代海 沿岸	出水海岸	3,690	米ノ津 町(米ノ 津港北 側)から 福之江 に至る 間		500	住吉町 (名古)	越波 破堤	600		
						800	米ノ津 町(築 港、天 神)	〃	100		

2 重要水防区域外で危険と予想される区域

管内の河川及び海岸で、重要水防区域外で危険と予想される区域は、次表のとおりである。

(河川関係)

水系名	河川名	延長 (m)	左右岸 の別	区域	予 想 される 危 険	予想される被害の程度		
						家屋(戸)	耕地(ha)	その他
高尾野川	高尾野川	1,400	右	古浜(松元橋)から海に至る間	溢水	40	200	
〃	野田川	500	左	荘、下名	溢水	50	50	
〃	野田川	800	右	上名	溢水	5	100	
高尾野川	高尾野川	100	右	松ヶ野	溢水	4	1	
野田川	御手洗川	100	左	内野々上	溢水	1	3	
江内川	江内川	2,800	左	江内	溢水	60	120	
〃	〃	200	右	平坊	溢水	2	0.3	
農業用水路				上水流 下水流	溢水	228	85	
野田川	野田川	300	左	東目	堤防決壊 農地冠水	5	200	
〃	〃	800	左右	田多園	堤防決壊 農地冠水	5	100	
〃	〃	1,500	左	柳丸・塩入	堤防決壊 農地冠水	50	50	
〃	〃	1,100	左右	下特手・福井橋から中田橋	堤防決壊 農地冠水	5	80	

(海岸関係)

水系名	河川名	延長 (m)	箇所	予想される危険	予想される被害の程度
八代海沿岸	出水海岸	500	境町米ノ津町	越波	家屋 80戸

3 主要道路における交通途絶予想箇所

管内の主要道路で、河川のはんらん、浸水、高潮等により交通途絶が予想される箇所は、次表のとおりである。

路線名	河川名	予想される事態	予想される区域	予想される延長(m)	代替路線名
国道328号	鍋野川	落石・崩土	流合～定之段	5,000	なし
国道447号	なし	〃	市境～上大川内	5,600	出水菱刈線
〃	〃	〃	上大川内	4,000	出水菱刈線
県道出水菱刈線	〃	〃	宇津良	4,600	国道447号
〃	〃	〃	白木川内	1,000	国道447号
県道阿久根東郷線	〃	〃	上名	160	荒崎田代線
市道湯川内線	〃	〃	湯川内	1,500	なし
市道平岩線	〃	〃	丸塚～平岩	3,000	〃
市道宮之元上場線	〃	〃	角石～上場	2,000	〃
市道青椎線	〃	〃	青椎	1,000	〃
市道小木場線	〃	〃	小木場	1,000	〃
国道504号	高尾野川	落石	中屋敷～掘切峠	9,900	国道328号
県道水俣出水線	なし	〃	芭蕉	4,000	国道447号 湯出大口線
県道鶴田定之段線	〃	路欠	定之段	3,757	国道328号

4 土石流発生危険予想箇所

管内の溪流で、土石流の発生が予想される箇所は、第7編資料第4表のとおりである。

第4 水防施設及び水防器具

1 水防倉庫及び備蓄資材

水防倉庫には、次表のとおり水防資材を備蓄しておくものとする。

品 場所	くい	土のう	かます	縄	鉄線	シラス	かけや	スコップ	なた	なた鎌	よき	クリッパ ー	山のこ	つるはし	パール	シート	シノ
出水 (市役所)	本 300	枚 4,100 砂詰 750	枚 500	巻 トラ 13 ワ 24	巻 13	巻 20	鉄 木 2 25	本 55	本 8	本 小 9 造林 3	本 9	本 6	本 5	本 6	本 2	枚 4	本 5
大川内 (船場元)	100	1,000	50	トラ 5	3	0	3	5	5	5	1	2	2	2	2	2	
米ノ津 (早馬)	500	1,500	200	トラ 3 ワ 3	1	10	8	17	5	4	1	2	2	1	1	2	
荘 (荘上)	60	800	50	トラ 3 ワ 5	0	5	7	6	3	3	1	2	1	1	1	2	
高尾野 (高尾野支所)	320	5,000	390	トラ 24 ワ 9	400 kg		20	50		12	12	6		15		25	
野田 (野田支所)	180	3,000		トラ 6 ワ 5	1	m ³ 7.5	8	10	10	5	1	3		2	2	20	3

2 水防資材の調達

水防資材について、あらかじめ確保可能なものは、必要最小限確保しておくものとする。ただし、各分団において、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、各分団長は、当該地域の業者等により調達するものとし、その旨を水防管理者に報告するものとする。

第5 水防警報

1 水防警報の発令

(1) 水防管理者があらかじめ指定した職員は、常に気象状況の変化に注意し、気象注意報が発せられ洪水又は高潮のおそれがあるとき、若しくは非常事態の発生が予測される場合は、雨量、水位等の観測通報に基づき、その状況を記録するとともに、的確な災害情報の収集に努めて、米ノ津川水位の増減を逐次、水防管理者に通報する。

(2) 水防管理者は、県北薩地域振興局長から水防警報の通報を受けたときは、警報段階又は災害の規模に応じ、災害対策本部を設置するなどの水防活動に必要な対策を指示する。

2 水防警報の種類

種類	内容
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動待機できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、崩壊、亀裂等の河川の状態を示しその対応を指示するもの。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波及び高潮の場合は、上記に準じ次のとおりとする。

待機	地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波及び高潮の場合は、水防団待機水位・はん濫注意水位（水防法第17条で規定される警戒水位）等にとらわれず、現地状況により判断し、水防警報を発令する。
準備	
出動	
解除	

(注) 津波注意報・津波警報・大津波警報時に発表する水防警報は、住民の避難誘導等及び津波注意報、津波警報・大津波警報解除後の出水等に備えるもので、警報発令時に水防工法等の対策を行うものではない。

3 水防警報を行う河川

(1) 県知事が水防警報を行う河川名及びその区域

河川名	区域
米之津川	左岸 出水市武本字柳田6901番3から海まで 右岸 出水市上鯖淵字鯖淵原2379番2から海まで

(2) 水防警報発令者

鹿児島県北薩地域振興局長

(3) 水防警報の対象となる水位観測所

観測所名	位置	水防団待機水位	はん濫注意水位	はん濫危険水位	観測所地点の 現堤防高
春日橋（下流）	出水市上知識	4. 1 m	4. 4 m	5. 6 m	6. 8 m

(0 点高 = 7. 9 m (T. P.)、世界測地系による値。T. P. は東京湾平均海面を基準とする標高)

(4) 対象量水標の水防警報の範囲

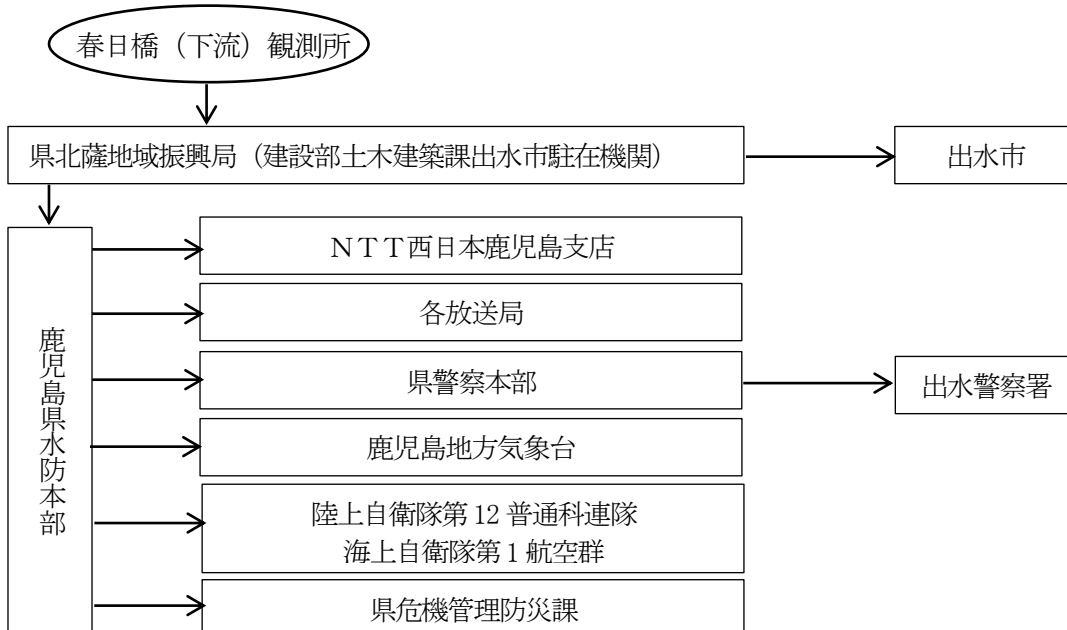
観測所名	待機	準備	出動	解除
春日橋 （下流）	水防団待機水位 （4. 1 m）に達し、 はん濫注意水位（4. 4 m）に達すると思わ れるとき	水防団待機水位 （4. 1 m）を超え、 はん濫注意水位（4. 4 m）を突破すると 思われるとき	はん濫注意水位 （4. 4 m）に達し、 なお上昇の見込みが あるとき	はん濫注意水位 （4. 4 m）以下に 下がって再び増水の おそれがないと思わ れるとき

(5) 水防警報の通知及び水位観測所の関係する水防管理者の範囲

観測所名	発令者	連絡方法	水防管理団体（水防管理者）
春日橋（下流）	鹿児島県北薩地域振興局長	電話	出水市（出水市長）

4 水防警報と通知

- (1) 県北薩地域振興局長は、水防警報を発令したときは、直ちにその旨を県水防本部へ通報するとともに出水市その他水防に関係のある機関へ通知するものとする。
- (2) 水防警報の通報を受けた県水防本部は、その旨を関係機関へ通知するものとする。
- (3) 水防警報の通知を受けた水防管理者は、関係住民に連絡するとともに、水防団、消防機関を待機させ、又は必要に応じて出動その他の措置をとらせるものとする。
- (4) 水防警報連絡系統図は、次のとおりとする。



第6 水位情報

1 水位情報の通知

県知事は、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、避難判断水位に達したときは、水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知しなければならない。

2 水位情報の周知を行う河川

(1) 県知事が水位情報の周知を行う河川名及びその区域

河川名	区域
米之津川	左岸 出水市武本字柳田6901番3から海まで 右岸 出水市上鯖淵字鯖淵原2379番2から海まで

(2) 水位情報の通知者及び関係する水防管理団体

河川名	通知者	水防管理団体（水防管理者）
米之津川	鹿児島県北薩地域振興局長	出水市（出水市長）

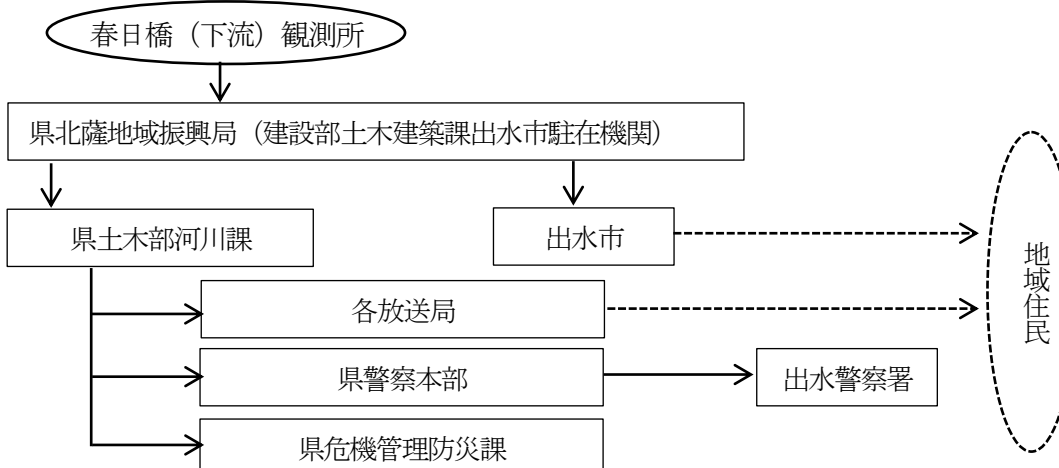
(3) 水位周知河川の避難判断水位

観測所名	位置	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	堤防 天端高
春日橋（下流）	出水市上知識	4. 1 m	4. 4 m	4. 9 m	5. 6 m	6. 8 m

（0点高＝7. 9 m（T. P. ）、世界測地系による値。T. P. は東京湾平均海面を基準とする標高）

3 水位情報の通知

- (1) 県北薩地域振興局長は、春日橋（下流）観測所の水位が避難判断水位に達したときは、直ちにその旨を鹿児島県土木部河川課（以下「河川課」という。）及び出水市に通知するものとする。
- (2) 水位情報の通知を受けた河川課は、その水位情報を関係機関へ通知するものとする。
- (3) 水位情報の通知を受けた出水市は必要に応じて地域住民の避難その他の措置をとらせるものとする。
- (4) 水位情報の通知系統図は、次のとおりとする。



第7 水防活動

1 水防本部の要員の非常召集

業務を分担する要員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、部長の指揮を受けるものとする。

2 水防巡視等

(1) 水防巡視

ア 水防本部長は、気象警報等の通知を受けたときは、状況により各河川及び海岸の水防受持区域の消防分団長に対し、その通報を通知し、必要団員を河川、海岸堤防の巡視に従事させるよ指示するものとする。

イ 水防本部長は、河川水位が下表に定める指定水位又は警戒水位に達した旨の通報又は高潮の異常現象を発見した旨の通報があったときは、状況により関係消防分団長に通知するとともに、次号に定める「水防信号」により周知し、更に必要な団員をして警戒水防活動等に当たらせるものとする。

河川名	観測所名	位置	水位（単位：m）				水位計種別	管理者
			水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険		
米ノ津川	春日橋	昭和町	4. 1	4. 4	4. 9	5. 6	電話応答式 0996(63-6400)	北薩地域振興局 建設部出水市 駐在機関

(2) 水防信号

水防信号は、鹿児島県水防信号規則（昭和24年鹿児島県規則第85号）の規定に基づき、次により行うものとする。

ア 第1信号： 警戒水位に達したことを知らせるもの

イ 第2信号： 消防機関をはじめ、水防に関係する者全員が出動すべきことを知らせるもの

ウ 第3信号： 出水市の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

エ 第4信号： 必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くべき事を知らせるもの

（地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は上記に準じて取り扱う。）

区分方法	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ -
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ -
第3信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○ - 休止 ○ - 休止
第4信号	乱打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○ - 休止 ○ - 休止
備考	1 信号は、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。	

3 水防団（消防団）の活動

水防団は、洪水に際し、水害を警戒し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、本部長から洪水、高潮又は津波のおそれのある通報を受けたときから洪水による危険が解消するまでの間、この対策（計画）に基づいて活動するものとする。

(1) 各消防分団の水防受持区域を次のとおり定める。

分団	人員	集合場所	区域
団本部	13	市役所	市内全域掌握
1	25	分団各部詰所	1 第1分団所管区域（出水小学校区（八坊、表郷東を除く。）） 2 第1分団所管区域に接する河川部分
2	25		1 第2分団所管区域（東出水小学校区（下平野を除く。）） 2 第2分団所管区域に接する河川部分
3	52		1 第3分団所管区域（西出水小学校区及び八坊、表郷東） 2 第3分団所管区域に接する河川部分
4	52		1 第4分団所管区域（米ノ津東小学校区（桂島を除く。）及び切通小学校区） 2 第4分団所管区域に接する河川及び海岸部分
5	57		1 第5分団所管区域（米ノ津小学校区） 2 第5分団所管区域に接する河川及び海岸部分
6	32		1 第6分団所管区域（大川内小学校区及び下平野） 2 第6分団所管区域に接する河川部分
7	42		1 第7分団所管区域（鶴荘学園、蕨島小学校区及び桂島） 2 第7分団所管区域に接する河川及び海岸部分
8	31		1 第8分団所管区域（高尾野中部、東部地区） 2 第8分団所管区域に接する河川部分
9	30		1 第9分団所管区域（高尾野西部、北部） 2 第9分団所管区域に接する河川及び海岸部分
10	28		1 第10分団所管区域（江内地区） 2 第10分団所管区域に接する河川及び海岸部分
11	54		1 第11分団所管区域（野田地区） 2 第11分団所管区域に接する河川部分

(2) 河川、海岸堤防の巡視等

ア 各消防分団長は、水防本部長から洪水、高潮又は津波のおそれのある通報を受けたときは、消防団員に随時河川、海岸堤防を巡視させ、水位及び潮位等の変化並びに水門等の状況を水防本部長に報告するものとする。

イ 各消防分団長は、水位が警戒水位に達し、又は高潮の異常現象を発見したときは、水防信号の第一信号により地域住民に周知するとともに、常時河川、海岸堤防を巡視し、洪水又は高潮のおそれを察したときは、直ちにその状況を水防本部長に報告するとともに、第二信号を打鐘して消防団員を招集し、水防作業に当たらせ、その旨を水防本部長に報告するものとする。

ウ 各消防分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域内住民の出動を求める必要があるときは直ちに第三信号を打鐘し、その旨を水防本部長に報告するものとする。

エ 各消防分団長は、洪水、高潮又は津波の危険が切迫し、直ちに避難立退きを必要と認めるときは、第四信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防本部長に報告するものとする。

(3) 水防解除

各消防分団長は、水位が警戒水位以下に、潮位が危険潮位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、水防活動態勢を解除し、その旨を水防本部長に報告するものとする。

第8 水防活動報告

各消防分団長は、水防活動終了後2日以内に、水防活動実施報告書により、水防活動内容を水防管理者に報告しなければならない。

第9 公用負担

1 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定によって、公用負担の権限を行使する者は、水防管理者又は市消防本部消防長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、公用負担権限委任証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

2 公用負担証票

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、公用負担証票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に渡さなければならない。

第10 水害防止対策の推進

1 水位情報（水防警報）の発表について

市は、県から米ノ津川の水位情報（水防警報）が発表されたときは、水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときは、消防機関等を出動又は出動準備をさせる。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(1) 市は、米ノ津川がはん濫した場合に予想される浸水の範囲と想定される水深、避難場所、避難時の心得などを示したハザードマップ（洪水避難地図）を作成し、各世帯に配布、公表する。

ア 洪水予報等の伝達方法

洪水予報等の伝達にあたっては、防災行政無線、市ホームページ、広報車等のあらゆる手段の活用により、すべての地域住民に対して情報を伝達するとともに、自主防災組織等の協力を得て、情報を迅速かつ的確に伝える。

イ 避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

洪水時における避難方法、指定緊急避難場所等について地域住民へ周知徹底を図るとともに、自主防災組織、消防団等を中心とした地域ぐるみの避難体制、特に要配慮者の避難支援体制を確立し、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

ウ 浸水想定区域内の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地並びに洪水予報等の伝達方法

浸水想定区域内の主として高齢者、障がい者、乳幼児等その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

また、施設への情報の伝達については、防災行政無線、電話、FAX、防災メール等あらゆる手段を用いて洪水予報等を伝達する。

米ノ津川浸水想定区域内 要配慮者関連施設一覧

種別	施設名		所在地	電話番号	FAX番号
医療機関	1	出水眼科 眼科	昭和町26番6号	62-8350	62-7735
	2	医療法人市川医院 耳鼻咽喉科	緑町43番41号	63-3151	63-3151
	3	白男川クリニック 産科、婦人科、内科	上鯖沢76番地	62-0009	62-4536
	4	医療法人誠祐会 つかさとクリニック 内科、神経内科、 呼吸器科、消化器科	下知識町1518番地1	67-5560	67-3450
	5	医療法人二宮医院 小児科、内科、 アレルギー科	本町4番45号	62-0167	62-9783
	6	医療法人三乃会 整形外科ばぐちクリニック 整形外科、 リハビリテーション科	六月田町711番地	64-8260	64-8261
	7	医療法人三徳会 東医院 外科、内科、胃腸科、 肛門科、麻酔科、 整形外科、 リハビリテーション科	六月田町360番地	67-1861	67-4021
	8	医療法人 広瀬産婦人科医院 産科、婦人科、内科	昭和町15番20号	62-1559	62-8133
	9	医療法人吉田会 吉田耳鼻咽喉科医院 耳鼻咽喉科	本町3番5号	62-0170	62-4324
	10	医療法人透仁会 よしだ泌尿器科クリニック 泌尿器科、透析科	黄金町427番地1	63-7800	—
	11	医療法人U・ME おかだクリニック 消化器科、内科、 放射線科	昭和町45番1号	63-7011	63-7001

種別	施設名		所在地	電話番号	FAX番号
障がい者施設	1	精神障がい者グループホームあたご寮	麓町30番68号	63-2878	63-6182
	2	地域活動支援センターI型集(つどい)	麓町30番68号	62-7399	63-5911
通所介護施設	1	通所介護施設ニチイケアセンター出水	昭和町17番22号	63-5804	63-5805
	2	認知症対応型通所介護施設 デイサービス希望	六月田町361番地	64-8801	67-3230
高齢者施設	1	認知症対応型共同生活介護施設 グループホームやまぶき	上鯖洲48番地1	63-4176	63-4178
	2	特定施設入所者生活介護施設 有料老人ホームことぶき	上鯖洲48番地1	63-4160	63-4167
	3	認知症対応型共同生活介護施設 グループホーム希望の家	六月田町361番地	64-8802	67-3393
保育園	1	私立沖田保育園 定員80人 7:30~18:00 一時保育	黄金町811番地	63-2266	63-2156
幼稚園	1	市立米ノ津小学校 校附属幼稚園 定員35人	下知識町1584番地	67-2938	
児童クラブ	1	米ノ津児童クラブ 定員35人 下校~18:00 夏休み等 (8:30~18:00)	下知識町1584番地	67-4800	
	2	信和会米ノ津 児童クラブ 定員25人 下校~18:30 夏休み等 (8:00~18:00)	今釜町815番地	67-3323	
	3	児童クラブまなづる 定員20人 15:00~18:00 夏休み等 (8:30~18:00)	文化町971番地2	63-8249	
学校	1	市立米ノ津小学校	下知識町1584番地	67-1119	67-4540

水防活動実施報告書

令和 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川		警戒水位	m						
			雨量	mm						
水防実施箇所	川		左	岸	地先	m				
			右							
日 時	自	月	日	時	至	月	日	時		
出 動 人 員	消防団員		その他			合 計				
	人		人			人				
水防作業の概況及び工法	箇 所		m							
	工 法									
水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	
	効 果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
	被 害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
使用資器材	く い			居住者の 出動状況						
	土のう									
	縄			水防関係 の死傷						
	かます									
	鉄 線			雨量水位 の状況						
	その他									
水防活動に関する反省点										
備 考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

《権限委任証明書》

第 号	公用負担権限委任証明書
	年齢 氏名
上記の者に	の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。
令和 年 月 日	
	水防管理者（水防団長、消防機関の長）
	氏 名 印

《公用負担証票》

第 号	公用負担証票			
物 件	数 量	負担内容（使用収用処分等）	期 間	摘 要
令和 年 月 日				
		水防管理者氏名 （水防団長、消防機関の長）		印
		事務取扱者氏名		印
		殿		

第5節 土砂災害の防止対策

1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は、気象警報等の通知を受けたときは状況により土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険溪流等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、県、市等において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、事業採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）を行い、市が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ提供する。

市は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示（緊急）等の発令を行う。

第6節 消防活動

火災が発生した場合、消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

また、消防機関は、職員等の惨事ストレス対策のため、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門

家の派遣を要請するものとする。

第1 市及び市民による消防活動

1 市の消火活動

消防機関は、消防計画に基づき、統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。

消防活動に際しては、消防・救急無線通信網を効果的に運用し、他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

市は、同時多発的火災の発生に際し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川、海、ため池等自然水利からの取水等、消防水利の多様化に努める。

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 市民の対策

市民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

第2 消防応援協定に基づく消防活動

1 県消防相互応援協定の活用

大規模な火災等が発生し、所轄する市等の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し、災害応急対策に当たる。

2 緊急消防援助隊等の出動の要請

大規模な火災等が発生し、県内の消防力で十分に対応できないときは、大規模災害消防応援実施計画に基づく応援部隊や緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

第7節 危険物の保安対策

危険物等の漏えい等が発生した場合、市・消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を実施する。

また、危険物取扱機関の管理者等は、関係法令により定められた災害予防規程及び従事者に対する保安教育計画によるほか、次により災害時における保安対策を実施する。

1 電気の保安対策

台風、火災、その他の非常災害時には支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので、次のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

- (1) 災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。
- (2) 危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。
- (3) 出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

2 高圧ガスの保安対策

施設の管理者は、現場の消防・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

(1) 災害事故の急報及び現場措置

ア 通報

事故の当事者又は発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故の発生を最寄りの消防、警察に連絡する。連絡を受けた消防、警察は、事故現場に出動するとともに、以下に示す「通報系統図」により関係先に連絡する。

イ 現場緊急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに、必要に応じて次の対策を行う。

- (1) 初期消火、漏えい閉止等の作業
- (2) 付近住民への通報
- (3) 二次災害防止措置（火気の使用停止、ガス容器の撤去、退避、交通制限等）
- (4) その他必要な措置（消火、除害、医療、救護）

ウ 防災事業所

通報及び出動要請を受けた場合は直ちに現場へ出動し、消防、警察等の防災活動に対し協力、助言を行う。

(2) 通報の内容

次項（(3)項）の通報系統図に基づき通報するときの内容は次のとおりである。

ア 事故の発生場所・日時

イ 現場（通報時の実状と、とっている措置）

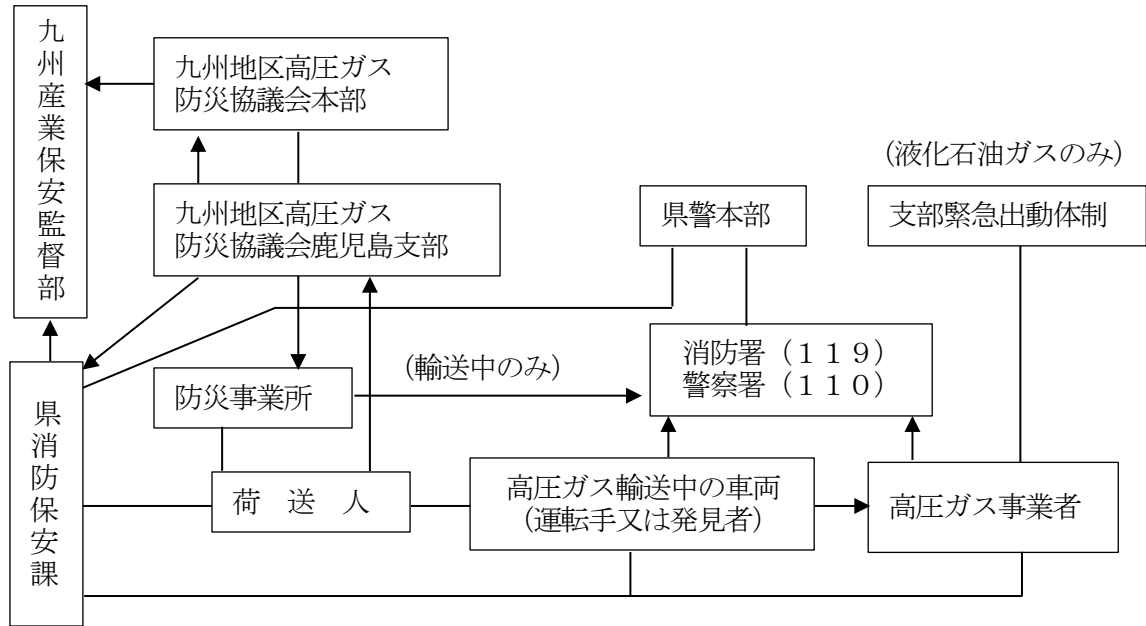
ウ 被害の状況

エ 原因となったガス名

オ 応援の要請、その他必要事項

(3) 通報系統

《高圧ガス災害発生時の通報系統図》



※防災事業所とは、九州地区高圧ガス防災協議会が指定している県内の応援高圧ガス事業所をいう。

3 石油の保安対策

危険物施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び取扱い、貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが、おおむね次の区分に応じて措置する。

(1) 災害が発生するおそれのある場合の措置

- ア 情報及び警報等を確実に把握する。
- イ 消防施設（ここでいう消防施設とは、各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。
- ウ 施設内の警戒を厳重にする。
- エ 危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤の措置をとる。

(2) 災害発生の場合の措置

- ア 消防機関及びその他の関係機関への通報
- イ 消防設備（(1)のイ）を使用し災害の防除に努める。
- ウ 危険物施設等における詰替、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。
- エ 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の防除に努める。
- オ 災害の拡大に伴って、付近の状況等により、避難等の処理をなし、被害を最小限度におさえるように努める。

第8節 避難の指示、誘導

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講じるものとする。

なお、市長に事故あるときは、副市長がその職務を代理する。

第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを勧告し、又は指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講じるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、市・消防本部その他は、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 斜面災害防止のための避難対策

急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定されることから、市・消防本部その他は、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて、必要な対策を講じるものとする。

第2 避難の指示の実施

1 避難情報の基準と区分

避難情報の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、市長は躊躇なく避難情報を発令できるよう、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるとともに、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

市は、避難指示又はその解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。さらに、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

避難措置は、おおむね次の基準及び土砂災害警戒情報や河川砂防情報システムの危機援指標等を参考の上、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

(1) 高齢者等避難

河川出水等による浸水、山・がけ崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないと判断される場合、要配慮者を事前に避難させる。

また、要配慮者以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、準備を開始する。

【高齢者等避難の基準】

次のいずれかに該当する場合は、対象地域に避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。

- ア 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、県河川砂防情報システムにより、今後、対象地区の県基準（降水量）及び大雨警報基準（土壌雨量指数）のいずれもが超過し、引き続き大雨が予想される場合
- イ 発表された大雨注意報において、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されており、アと同程度の事態が予想されている場合
- ウ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方にかけて接近し、又は通過することが予想される場合
- エ 河川等の水位が氾濫注意水位に達し、更に増水が予想され、洪水又は高潮が起こると予想される段階に至った場合

(2) 避難指示

河川出水等による浸水、山・がけ崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、明らかに危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。

また、山・がけ崩れ、土石流等の斜面災害の兆候が直前に把握されたり、有毒ガス事故が発生するなど著しく危険が切迫していると認められるときは、すみやかに近くの安全な場所に避難させる。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保を指示することができる。

【避難指示の基準】

次のいずれかに該当する場合は、対象地域に避難指示を発令するものとする。

- ア 土砂災害警戒情報発表後
 - (i) 引き続き降水が予想される場合
 - (ii) 土砂災害警戒判定メッシュ情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過し、更に大雨が続く場合
- イ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合

- ウ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が確認された場合または、土砂災害が発生した場合
- エ 山鳴り、流木の流出発生が確認された場合
- オ 「強い台風」が出水市に接近し、又は通過し、暴風が予想される場合又は「非常に強い台風」が出水市に接近し、又は通過する場合
- カ 河川等の水位が避難判断水位に達し、更に増水が予想され、洪水又は高潮が起こる危険が迫った場合

(3) 緊急安全確保

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待機、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

ただし、災害が発生・切迫^{*}している状況において、その状況を必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令される情報ではない。

※災害が発生直前、または未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況

【緊急安全確保の基準】

- ア 災害（土砂崩れ、土石流、河川氾濫、浸水、家屋倒壊等）が発生している場合
- イ 災害発生が切迫している場合
- ウ 立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合
- エ 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合
- オ 避難指示等による立ち退き避難が十分でなく、再度立ち退き避難を住民に促す必要がある場合
- カ 「非常に強い台風」が出水市に接近し、又は通過する場合
- キ 河川等の水位が氾濫危険水位に達し、更に増水が予想され、洪水又は高潮が起こる危険が高まった場合

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

《避難指示（緊急）等一覧（3類型）》

類型	発令時の状況	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
高齢者等避難	<p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 2 その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 3 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 2 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 3 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 4 人的被害の発生した状況 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予想される災害に対応した指定緊急避難場所等へ速やかに立退き避難する。 2 既に災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況で、避難準備や判断の遅れ等により、立退き避難を躊躇していた場合は、緊急に避難する。 3 指定緊急避難場所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内のより安全な場所への移動を行う。 4 津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や避難指示の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。
緊急安全確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害（河川氾濫、浸水、土砂災害、家屋倒壊等）が発生している場合 2 災害発生が切迫している場合 3 立退き避難がかえって危険な状況で、「立退き避難」を中心とした避難行動から「緊急安全確保」へ行動変容するよう促したい場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 洪水等、高潮及び津波のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。 2 土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。（本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）

2 市の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

市の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示又は勧告を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難所の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置
- オ その他

(2) 避難対策の通報・報告

- ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定緊急避難場所等の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- イ 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を知事等（北薩支部一危機管理防災課）に報告する。
- ウ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

第3 住民避難警戒体制の確立

1 災害危険箇所の監視

危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、危険箇所の状態について監視し、市に連絡するものとする。

なお、市長は災害危険箇所の住民に対して、気象予報警報等が出された場合、速やかに災害に備えるよう呼び掛けるものとする。

2 住民の自主的避難

住民においては、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては隣近所声を掛け合って自主的に避難する。

第4 要配慮者の安全確保

要配慮者が被害を受けないよう早めに避難を図るほか、避難の順番や経路に配慮するなど、円滑な避難を実施する。

第5 避難の実施

1 実施責任者

(1) 市長は、基本法第60条に基づき、災害時における住民の避難指示等の避難措置を実施するものとする。

(2) 避難の指示に係る避難者誘導は、避難指示者と市長が協力して実施する。

避難所の開設、収容は市長が行い、災害救助法が適用された場合には知事が行う。

なお、知事が権限を委任したとき又は緊急を要し、知事による実施を待つことのできないときは、市長は知事の補助機関として行うものとする。

この場合、市長は、緊急実施事項について直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置について知事の指示を受ける。

2 避難情報発令の基本方針

- (1) 市長が実施する避難の指示として発令する避難情報は、原則として高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の3段階にわけて実施するものとする。ただし、状況に応じ段階を経ず、直ちに避難指示又は緊急安全確保を行う。
- (2) 市長以外の避難情報の発令権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行うものとする。
- (3) 必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

3 避難情報発令の実施要領

- (1) 避難情報の発令は、迅速に、しかも関係者に徹底するような方法で、実施するように努めるものとする。
- (2) 高齢者等避難は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間を避け、昼間に行うように努めるものとする。
- (3) 高齢者等避難に際しては、避難用の食糧、貴重品の確保、火の用心等、避難期間に応じた準備を併せて勧告するものとする。
- (4) 市長以外の避難情報の発令権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、市長に直ちに通知するものとする。
- (5) 市長は、自ら避難情報の発令を行ったとき又は避難情報の発令権者から避難情報の発令を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事等（北薩支部－危機管理防災課）に報告するとともに、放送機関へ情報提供するものとする。
- (6) 市長の避難情報の発令の実施

市長が避難情報の発令を行う場合は、(1)から(5)に掲げるもののほか、次により行う。

ア 市長の行う避難情報の市における実施担当者は、消防長とする。

イ 消防長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害地域の住民を避難させる必要があると認めるときは、2に基づき避難の指示を行うものとする。

ウ 消防長は、自ら避難の指示を行ったとき及び避難情報の発令権者から避難情報を発令した旨の通知を受けたときは、直ちに総務対策部長及び民生対策部長へ報告通知するものとする。

エ ウ項により消防長から通知を受けた総務対策部長は、第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」2の系統図に基づき、直ちに関係機関へ報告、通知するものとする。

同じくウ項により消防長から通知を受けた民生対策部長は、避難所の開設その他救助対策につき、直ちに必要な措置をとるものとする。

4 避難指示等の伝達方法

(1) 住民に対する避難情報の伝達は、おおむね次の方法のうち、実情に即した方法により早急に周知徹底を図るものとする。

- ア 防災行政無線を利用した伝達
- イ 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達
- ウ サイレン、鐘による伝達
- エ 広報車等の呼び掛けによる伝達
- オ 報道機関を通じて行うテレビ、ラジオ等による伝達
- カ 避難の指示等のために使用する信号は、次の信号によるものとする。

区分	サイレン			警鐘		
準備	5秒	(休止 15秒)	5秒	1点打	休止	1点打
勧告	5秒	(休止 6秒)	5秒	3点打	休止	3点打
指示	1分	(休止 5秒)	1分	乱打		

(2) 消防長は、避難情報の伝達を行う場合は、消防の車両により拡声広報を行うほか、必要な場合は広報班長に連絡し、広報車を出動させるよう依頼するものとする。

5 自主避難

住民は下記のような前兆現象が認められたときは、土砂災害110番（62-0203）を始めとする関係機関に通報するとともに、自主的判断により速やかに避難するものとする。

災害の種類	兆候
がけ崩れ	(1) がけに亀裂ができてくる。 (2) がけから水が湧いてくる。 (3) 小石がパラパラと落ちてくる。
地すべり	(1) 地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする。 (2) 地面にひび割れができる。 (3) 地面の一部が落ちこんだり、盛り上がったたりする。
土石流	(1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨石の流下する音が聞こえる場合 (2) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木が混ざりはじめた場合 (3) 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に低下しはじめた場合（上流で崩壊が発生し、流れが堰き止められているおそれがあるため。）

6 避難の方法

(1) 避難の誘導

- ア 各地区の避難誘導は、当該地区の消防団が行い、誘導責任者は、当該消防分団長とする。
- イ 避難経路は、災害時の状況に応じ適宜定めるものとし、その決定に当たっては、次の事項を検討して定めるものとする。

- ⑦ 暴風の場合は、できるだけ山かげや堅ろうな建物に沿って経路を選ぶようにする。
- ⑧ 豪雨の場合は、がけ下や低地帯、災害発生のおそれのある場所はできるだけ避けるようにする。
- ⑨ 地震の場合は、できるだけ広い道路を選び、がけ下や川の土堤、石塀等崩壊しやすい経路は避けること。

ウ 避難の誘導に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- ⑦ 避難場所が比較的遠距離の場合は、避難のための集合場所を定め、できるだけ集団で避難するようにする。
- ⑧ 避難経路中の危険箇所には、標識、縄張りをしたり、誘導員を配置したりする。
- ⑨ 誘導に際しては、できるだけ車両、船艇、ロープ等資器材を利用して安全を図るようにする。
- ⑩ 携帯品や幼児等はできるだけ背負い、行動の自由を確保するようにして避難者を誘導する。

(2) 避難の順位

- ア 避難の順位は、いかなる場合においても、幼児、老人、傷病者、婦女子等を優先して行うものとする。
- イ 地域的避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するものとする。

(3) 携帯品の制限

避難誘導員は、避難者の避難に当たっては、次の事項に留意し、携帯品は最小限に制限し、適宜指導するものとする。

- ア 携帯品は、必要最小限度の食糧、衣料、日用品、医薬品等とする。
- イ 避難が比較的長期にわたると予想されるときにの携帯品は、避難中における生活の維持に役立つため、災害の種別、危険の切迫度、避難所の距離、地形等を考慮して更に加えるものとする。

7 小中学校児童生徒の集団避難

(1) 実施の基本

- ア 教育長は、あらかじめ定めた管内学校の児童生徒の集団避難計画により、校長に対し、各学校の実情に適した具体的避難を実施させるものとする。
- イ 教育長による児童生徒の避難措置は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて実施するものとする。

(2) 実施方法

- ア 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し必要な避難措置を取らせるものとする。
- イ 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な所に避難させるものとする。
- ウ 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

(3) 実施要領

- ア 教育長による避難の指示は、市長等の指示により行うほか安全性を考慮して早期に実施する。
- イ 教育長による避難の指示に際しては、災害種別、災害発生の時期等を考慮し、危険がせまっている学校から順次指示する。
- ウ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行う。
- エ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、高齢者等避難の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- オ 災害の種別、状況等に応じ、あらかじめ定めた集団避難の順序、経路等により避難する。

(4) 留意事項

- ア 教育長による各学校への通報、連絡は、あらかじめ整備した連絡網により迅速、確実に行う。
- イ 校長は、おおむね次の事項について配慮し、集団避難が安全迅速に行われるようにする。
 - (7) 災害種別に応じた避難情報の伝達
 - (8) 避難場所の指定
 - (9) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
 - (10) 児童、生徒の携行品
 - (11) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出
- ウ 災害が学校内又は学校付近に発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
- エ 災害の種別、程度により、児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。
 - (7) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
 - (8) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけくずれ、危険橋、堤防）の通行を避ける。
- オ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法は、あらかじめ定めた連絡網による。

(5) 避難場所

- ア 教育長は、本計画その他を考慮し、災害の種別、程度に応じた各学校の避難場所を定めるものとする。
- イ 学校が次に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

8 避難場所及び避難所の設置及び管理

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について指定し、市民等への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができるものとする。

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、出水市避難行動要支援者避難支援計画及び社会福祉施設との応援協定等に基づき福祉避難所を設置するものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるもの

とする。

大規模災害が発生又はそのおそれのある場合で設置した避難所だけでは収容することができないときに大規模災害時避難所を設置するものとする。

山間部等で避難所が近辺にない又は遠い地区については、市が設置した一時避難所又は近隣の地域が管理する自治公民館等を避難所として指定するものとする。

停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

ア 自主防災避難所

(7) 災害対策基本法に規定する指定緊急避難場所及び指定避難所とは別に、自治公民館、集会所その他の施設(以下「自治公民館等」という。)を自主防災避難所として自主防災組織等の届出により登録し、災害の発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合に、市民が自主的に開設・運営することにより、地域における共助の意識を醸成するとともに、相互に連絡体制を保持し、市が避難状況を把握して、市全般の災害対策に反映させる。

(8) 自主防災組織等からの自主防災避難所登録届出書に基づき、職員が現地を確認し、その結果、届出を承認する場合は、通知書を発行し、自主防災避難所を証明する標識を交付する。

この際、浸水、土砂災害、地震、高潮、津波等の災害種別により、開設・運用を承認するため、適合する災害種別を明記するものとする。

(9) 細部は、出水市自主防災避難所登録要綱による。

イ 指定緊急避難場所

災害の種類に応じ、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

ウ 指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、主として要配慮者を滞在されることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられることができる体制が整備されているものを指定するものとする。

連番	地域名	地区名	避難所の名称	避難利用施設	収容数		指定緊急避難場所					指定避難所
					通常	3密対応	災害種別					
							浸水	土砂	地震	高潮	津波	
1	出水	上場	上場小学校	体育館、運動場	116	38	○	○	○	○	○	○
2			上場活性化施設 秋桜館	会議室	20	6	○	○	○	○	○	○
3		大川内	大川内 農業者トレーニングセンター	和室、体育館、駐 車場	162	53	○	○	○	○	○	○
4			大川内中学校	体育館	153	51	○	○	○	○	○	○
5		東出水	出水市役所	多目的ホール1階 ※	53	17	○	○	○	○	○	○
6				大会議室4階	70	23	○	○	○	○	○	○
7			東出水小学校	体育館、運動場	217	72	○	○	○	○	○	○
8			N T T 出水ビル	3階、4階	186	62	○	○	○	○	○	○
9			出水保健センター	1階 ※	67	22	—	○	○	○	○	○
10				2階	56	18	—	○	○	○	○	○
11		出水	青年の家 小原山体育館	体育館、駐車場、テ ニスコート、広場	224	74	○	○	—	○	○	○
12			出水小学校	体育館、運動場	252	84	○	○	○	○	○	○
13			出水 市民交流センター	2階（交流室、子 育て交流室、茶 室、ギャラリー）	84	26	○	○	○	○	○	○
14			出水中学校	体育館、運動場	288	96	○	○	○	○	○	○
15		西出水	西出水小学校	体育館、クラブハウス、 運動場	331	109	○	○	○	○	○	○
16			高齢者ふれあいセンタ ー	和室、研修室、駐 車場	27	9	○	○	○	○	○	○
17			総合武道場	武道場、研修室	466	155	○	○	○	○	○	○
18			屋内ゲートボール場	管理棟、休憩室 ゲートボール場	476	158	○	○	○	○	○	○
19			総合体育館	体育館	708	236	—	○	○	○	○	—
20		切通	切通小学校	体育館	141	47	○	—	○	○	○	○
21			米ノ津 農村環境改善センター	和室、体育館、運 動場	231	76	○	—	○	—	—	—
22		米ノ津 東	米ノ津東小学校	体育館、和室、運 動場	263	87	○	○	○	○	○	○
23		米ノ津	米ノ津中学校	体育館、運動場	271	90	—	○	○	○	○	○
24			米ノ津小学校	体育館、和室、運 動場	239	79	—	○	○	○	○	○

連番	地域名	地区名	避難所の名称	避難利用施設	収容数		指定緊急避難場所					指定避難所
					通常	3密対応	災害種別					
							浸水	土砂	地震	高潮	津波	
25	出水	米ノ津	津山自治公民館	和室	25	8	○	○	○	○	○	○
26		荘	鶴荘学園（前期）	体育館、運動場	134	44	○	○	○	○	○	○
27			鶴荘学園（後期）	体育館、和室、会議室、運動場	219	72	○	○	○	○	○	○
28	高尾野	西部	高尾野小学校	体育館、運動場	319	106	○	○	○	○	○	○
29		中部	高尾野中学校	体育館、運動場	312	104	○	○	○	○	○	○
30		東部	高尾野市民交流センター ※	和室、会議室	67	22	○	○	○	○	○	○
31			高尾野農業者健康管理センター	ランチルーム なかよしルーム おはなしルーム 小研修室	41	13	○	○	○	○	○	○
32			高尾野地域交流スペース ※	会議室、和室	49	15	○	○	○	○	○	○
33			高尾野体育館 ◎	体育館、駐車場	401	133	○	○	○	○	○	○
34		北部	下水流小学校	体育館、運動場	248	82	○	○	○	○	○	○
35			下水流農業者トレーニングセンター	体育館	246	81	○	○	—	○	○	○
36		江内	江内小学校	体育館、運動場	139	46	○	○	○	○	○	○
37			江内カントリーコア	2階和室	9	3	—	○	—	○	○	○
38	野口自治公民館		和室	43	14	—	—	○	—	—	—	
39	野田	岩淵	岩淵公民館	和室、広場	102	34	○	—	—	○	○	—
40		屋地旭	屋地自治公民館	和室	41	13	○	○	—	○	○	○
41		餅井	餅井自治公民館	和室	46	15	○	○	—	○	○	○
42		青木	青木原自治公民館	和室	33	11	○	○	○	○	○	○
43		野田中央	野田市民交流センター ※	和室、会議室	66	21	○	○	○	○	○	○
44			野田農村環境改善センター	研修室、試食室、多目的ホール	177	59	○	○	○	○	○	○
45			野田保健センター	母子指導室	26	8	○	○	○	○	○	○
46			野田小学校	体育館、運動場	241	80	○	○	○	○	○	○
47			野田中学校	体育館、運動場	262	87	○	—	○	○	○	—
48	野田女子高等学校	体育館、運動場	429	143	○	○	○	○	○	○		

連番	地域名	地区名	避難所の名称	避難利用施設	収容数		指定緊急避難場所					指定避難所
					通常	3密対応	災害種別					
							浸水	土砂	地震	高潮	津波	
49	野田	野田中央	野田体育館 ◎	体育館、駐車場	368	122	○	○	—	○	○	—
50			野田武道館	武道場	232	77	○	○	○	○	○	—
合計					9,376	3,101	43	45	43	48	48	43

注1 ※印は、要支援者優先の避難所

2 ◎印は大規模震災、大型で非常に強いレベルの台風、浸水・土砂災害により3日以上、連続した避難等、長期避難をせざるを得ない場合（短期の大雨警報・台風等に伴う避難時を除く。ただし、緊急の浸水被害など、ペットも被災することが予測される場合は、災害対策本部の判断により対象とする。）におけるペットの同行避難専用の避難所

なお、野田体育館は、高尾野体育館が収容数を超過した場合に開設する。

エ 一時避難所等

地域の自主防災組織（自治会）または、地域居住者が被害を未然に防ぐため、一時的に自主避難の必要があると判断したときに開設する。

なお、災害の発生のおそれがある場合、又は市から高齢者等避難又は避難指示が発令されたときには、市が設置する指定緊急避難場所、又は近くの安全な場所等へ避難するなどして命を守るための行動を取るものとする。

- (ア) 小木場地区一時避難所（市設置）
- (イ) 平岩地区一時避難所（市設置）
- (ロ) 丸塚地区一時避難所（市設置）
- (ハ) 軸谷地区一時避難所（日添自治公民館）
- (ニ) 鮎川地区一時避難所（鮎川自治公民館）
- (ホ) 豊原地区一時避難所（豊原自治公民館）
- (ヘ) 蕨島地区一時避難所（蕨島自治公民館）
- (ヘ) 上特手地区一時避難所（上特手自治公民館）

オ 福祉避難所

- (ア) 社会福祉法人鶴寿会の運営する施設
- (イ) 社会福祉法人興正会の運営する施設
- (ロ) 社会福祉法人双葉会の運営する施設

カ 大規模災害時避難所

- (ア) 鹿児島県立出水高等学校
- (イ) 鹿児島県立出水工業高等学校
- (ロ) 学校法人出水学園出水中央高等学校
- (ハ) 出水市立出水商業高等学校
- (ニ) 鹿児島県立出水特別支援学校

キ その他留意すべき事項

- (ア) 指定緊急避難場所については、災害及び二次災害のおそれのない場所にある施設を指定するものとする。
- (イ) 指定避難所については、学校、公民館、公園等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得たうえで、必要な数、規模の施設等を指定するものとする。
- (ロ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての応急的なものであることを認識のうえ、施設の利用方法等について、事前に学校及び教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るもの

(2) 避難所の開設及び管理

ア 避難所の開設及び管理は、各避難所要員が本部長の指示により行うものとする。

この場合、救助班長は、救助業務の具体的な計画を立て、各避難所業務が円滑に行われるよう指導するものとする。

イ 避難所要員の業務は、おおむね次のとおりとする。

(7) 避難所の設置に関すること。

- a 本部長の指示による避難所の開設及び閉鎖
- b 避難所の開設及び閉鎖に関する救助班長への通知

(8) 避難所の管理に関すること。

- a 収容状況の調査及び救助班長への通知
- b 避難所業務日誌の記録
- c 避難所施設の保全管理
- d 避難所施設管理者との連絡調整

(9) 避難所における救助活動に関すること。

- a り災者に対する災害情報等の広報伝達
- b り災者に対する給食、衣料及び物資等の給与並びに給与状況の救助班長への通知
- c 救援金品の受付（一時保管を含む。）及び受付記録の救助班長への通知
- d その他必要な救助活動

(10) 避難所業務の引継ぎに関すること。

- a 重要引継事項の文書による引継ぎ
- b 避難所業務に関する諸帳簿の引継ぎ

9 関係帳簿等の整備

次の関係帳簿を整備するものとする。

- (1) 避難所収容台帳
- (2) 炊き出し受給者名簿
- (3) 物資給与及び受領簿
- (4) その他必要な書類

第9節 救助、救急

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危ぐされ、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助、救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第1 救助、救急活動

1 市、関係機関等による救助、救急活動

機関名	項目	活動内容
市 (消防機関を含む。)	救助・救急活動	(1) 活動の原則 救助、救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 (2) 出動の原則 救助、救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 ア 延焼火災が多発し、多数の救助、救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ 延焼火災は少ないが、多数の救助、救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ 同時に小規模な救助、救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。 なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや県ドクターヘリコプター、自衛隊のヘリコプターにより行う。 (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 (2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
警察機関		(1) 救出地域の範囲や規模に応じ、県警救助隊、警察署救助隊を編成し、救出する。 (2) 救出活動は、生き埋め等の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点的に行う。 (3) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち医療救護班に引き継ぐか、車両、県警ヘリコプター、船艇等を使用して速やかに医療機関に収容する。 (4) 救出活動は、市をはじめ関係機関と連絡を密に協同して行う。
海上保安部		(1) 海難船舶や高潮等により沿岸において遭難した人等の捜索、救助を行う。 (2) 救助活動は、市をはじめ関係機関と連絡を密にして行う。
自衛隊		(1) 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。 (2) 救出活動は、市をはじめ関係機関と連絡を密にして協同して行う。

2 住民及び自主防災組織による救助、救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助、救急活動を行うとともに、救助、救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第2 救助、救急用装備・資機材の調達

1 救助、救急用装備・資機材の調達

- (1) 初期における救助、救急用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助、救急用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等については、民間業者から調達できるようあらかじめ協議を行っておく。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

2 救急車・救助工作車の配備状況 (令和5年1月1日現在)

市(消防機関) 高規格救急車 3台、救助工作車 1台

第10節 交通確保・規制

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

第1 交通規制の実施

1 交通規制の実施方法

実施者	実施の方法
道路管理者	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警察機関	<p>(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。</p> <p>(2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。</p> <p>(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、緊急直行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。 イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。</p> <p>(4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。</p>
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、上記(4)のア、イの措置をとることができる。
港湾管理者及び海上保安官	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、海上保安部と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

2 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由をそれぞれ通知する。

ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

3 迂回路等の設定

道路管理者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

4 規制の標識等

道路管理者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たるものとする。（規制の標識は様式1）

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たるものとする。（規制の標識は様式2）

5 規制の広報・周知

道路管理者は、規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに報道機関並びに防災無線等により一般住民に周知徹底させる。

6 規制の解除

交通規制の解除は、道路管理者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに、防災無線等により一般住民に周知する。

《規制等の標識等》

様式1 災害用



様式2 訓練用



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示のの長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第2 緊急通行車両の確認等

1 緊急通行車両確認証明書の申請

車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両)を使用しようとする者は、県(危機管理防災課)、警察本部又は出水警察署に、緊急通行車両確認証明書の申請をするものとする。

2 確認対象車両

確認対象車両は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

3 緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた県(危機管理防災課)、警察本部又は出水警察署は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び証明書を交付する。

4 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

様式3 標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

《緊急通行車両確認証明書》

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		知 事 印 公安委員会 印
番号標に標示 されている		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあ っては、輸送人員又は品名)		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路		出発地 目的地
備 考		

第3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、又は交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報、市長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する出水警察署に通報するものとする。

2 災害発生時における運転者のとるべき措置

(1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は、次の要領により行動すること。

① できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

② 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

③ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 区域又は道路の区間にかかる通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第11節 緊急輸送

災害時には、避難及び救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第1 緊急輸送の実施

輸送対象	実施責任者	輸送に当たっての配慮事項
被災者の輸送	市長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

第2 緊急輸送道路啓開等

1 道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、市は、緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

2 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

第12節 緊急医療

第1 緊急医療の実施

1 救護班の出動要請

市長は、必要に応じて国公立・公的医療機関、地区医師会長等にそれぞれの救護班の出動を要請する。

2 救護班の編成と所在地

(1) 救護班の編成

関係機関は、救護班を次のとおり編成する。

- | |
|-------------------------|
| ア 国立病院機構の職員による救護班 |
| イ 公立・公的医療機関の職員による救護班 |
| ウ 日本赤十字社鹿児島県支部職員による救護班 |
| エ 鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班 |

(2) 救護班の構成

救護班の構成は、おおむね次のとおりとする。

救護班名	班長 医師	班員				計	備考
		薬剤師	看護師	事務	連絡員		
国立病院機構救護班	1	1	4	1	1	8	5班
公立・公的病院救護班	1	1	3	1	2	8	10班
	県立病院4、済生会鹿児島病院1、出水総合医療センター1 枕崎市立病院1、鹿児島市立病院2、済生会川内病院1						
日赤救護班	1		3	1	1	6	8班
県医師会救護班	1		2			3	52班
県歯科医師会救護班	1		2			3	50班

(3) 救護班の所在地

地域別救護班の所在地は、次のとおりとする。

地域名	施設名	所在地	電話番号	班数
保健福祉環境部 出水支所管内	出水総合医療センター	出水市明神町520	0996-67-1611	1
	出水郡医師会	出水市昭和町18-18	0996-63-0646	6
	出水郡歯科医師会	出水市昭和町44-1	0996-62-0601	6

第2 医薬品・医療用資機材等の調達

1 備蓄医薬品・医療用資機材等の供給

県は、市から医療助産活動に必要な資材等の要請があった場合は、備蓄している医薬品・医療用資機材等を市の救護所等へ緊急輸送する。

県の医薬品・医療用資機材等の備蓄状況

(1) 備蓄場所 県内6箇所病院

鹿児島市立病院、県立薩南病院、済生会川内病院、県立北薩病院、県民健康プラザ鹿屋医療センター、県立大島病院

(2) 備蓄内容

9セット（9,000人分）の医薬品等

（鹿児島市立病院4セット、その他の病院各1セットを設置）

(3) 緊急医薬品等医療セット概要 1セット（1,000人分）の内容

緊急医薬品等医療セット	品名等	品目数
診察・外科的治療用具	聴診器、血圧計、注射器、心電計 他	59
蘇生・気管挿管用具	蘇生器、喉頭鏡、酸素吸引器 他	43
医薬品関係	抗生物質、局所麻酔薬、外用薬 他	77
衛生材料関係用具	包帯、ガーゼ、絆創膏、脱脂綿 他	28
事務用品	患者表、患者カルテ、救護日誌 他	29
保管用ジュラルミンケース	1セット { (大) 9 (小) 1 }	
合 計		236

2 協定等に基づく医薬品・医療用資機材等の調達

県は、市から医療助産活動に必要な医薬品・医療用資機材等の要請があった場合は、薬品補給班において、災害救助に必要な医薬品等（医療用資機材等）の確保に関する協定書に基づき医薬品等を調達し、緊急輸送する。

3 トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救急活動を効率的に実施するために負傷者の傷病程度を選別し、救命処置に必要な負傷者を優先して搬送する必要がある、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

第13節 要配慮者への緊急支援

災害時には、高齢者や乳幼児、障がい者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

第1 要配慮者に対する対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、市は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

(1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。

ア 地域住民等と協力して避難場所や避難所へ移送すること。

イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。

ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

(2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を

遅くとも発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第2 社会福祉施設等に係る対策

1 入所者・利用者の安全確保

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- (2) 県、市は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

2 県、市への応援要請等

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、県、市に対し、他の施設からの応援のあつせんを要請する。
- (2) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

3 市の支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講じる。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保すること。

第3 高齢者及び障がい者に係る対策

市は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。
- (2) 掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資や手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (4) 避難所や在宅の高齢者及び障がい者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握等

(1) 市の要保護児童の把握等

市は、次の方法により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市に対し、通報がなされなる措置を講じる。

イ 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。

(2) 県の要保護児童の把握等

県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。また、孤児、遺児については、母子福祉資金の貸付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続を行うなど、社会生活を営むうえでの経済的支援を行う。

2 児童のメンタルヘルスの実施

県は、被災児童の精神的不安定に対応するため、メンタルヘルスクエアを実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

第5 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い安全確保に努める。

また、県及び市（消防機関を含む）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関との連携を図り迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

県及び市は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。

第6 帰宅困難者に係る対策

1 市民等への啓発

市は、市民・民間事業者等に対して、帰宅困難な状況になった場合は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知する。

2 一時滞在施設等の確保等

県・市町村は、互いに協力して一時滞在施設及び帰宅支援ステーションの確保等に努める。

(1) 一時滞在施設

ア 施設の確保

市は、地元の事業者等に協力を求め、民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する。

イ 施設の開設

(7) 市は、一時滞在施設の提供に関する協定を締結している民間施設の施設管理者へ一時滞在施設の開設を要請する。

(8) 県及び市は、帰宅困難者の状況等を勘案し、自ら所有・管理する施設について、一時滞在施設としての開設等の検討を行う。

ウ 情報提供

(7) 市は、開設を要請した一時滞在施設の開設状況等を県に情報提供する。

(8) 県及び市は、自らが開設した一時滞在施設の開設状況等を互いに情報提供する。

(9) 県及び市は、上記の一時滞在施設のほかに自主的に開設している施設の情報を入手した場合は、互いに情報提供する。

(2) 帰宅支援ステーション

ア 施設の確保

市は、地元の事業者等に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

イ 施設の設置

市は、自らが協定を締結した事業者等に帰宅支援ステーションの設置を要請するとともに、県が締結している協定に基づく帰宅支援ステーションの設置を求める場合は、県へ設置要請を依頼する。

ウ 情報提供

県及び市は、自らが設置を要請した帰宅支援ステーションの設置状況等を互いに情報提供する。

3 公共交通機関に関する情報提供

(1) 県は、公共交通機関の状況把握を行い、市へ伝達する。

(2) 市は、施設管理者に伝達し、帰宅困難者に随時情報提供を行う。

4 避難所の案内

県は、自らが開設した一時滞在施設において、3日間を越える支援が必要な帰宅困難者については、市の最寄りの指定避難所を案内する。

第7 妊産婦及び乳幼児に係る対策

市は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても特に配慮を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

第2部 震災応急対策

第1章 活動体制の確立

地震・津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、市及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

本章では、このような活動体制の確立に係る対策を定める。

第1節 応急活動体制の確立

市及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第1 市の応急活動体制の確立

1 災害対策本部設置前の初動体制

(1) 情報連絡体制の確立

市内に震度4の地震が発生したとき、又は津波注意報が発表されたときは、地震・津波情報や被害状況等の情報を収集するため、くらし安心課職員による情報連絡体制を確立する。

(2) 災害警戒本部の設置

ア 市内に震度5弱若しくは震度5強の地震が発生したとき、又は津波警報が発表されたときは、災害警戒本部を設置する。

イ 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は政策経営部長を、副本部長は本庁くらし安心課長をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した市の職員をもって充てる。

2 市災害対策本部の設置

(1) 市災害対策本部の設置又は廃止

ア 市災害対策本部の設置

市長は、市内に震度6弱以上の地震が発生したとき、又は震度5強以下の地震、若しくは津波が発生し、市内全域にわたり大きな被害が発生し、又は発生するおそれのあると認められたときは、市災害対策本部を設置する。

イ 市災害対策本部の廃止

本部長は、市内において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

ウ 市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

(2) 現地災害対策本部の設置又は廃止

ア 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるとき、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

イ 現地本部の廃止

本部長は、現地本部の事務が終了したと認めるとき、現地本部を廃止する。

3 市災害対策本部の組織

(1) 本部の組織

ア 本部の構成

(7) 本部に、災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長を、本部付に教育長をもって充てる。

なお、市長に事故や不測の事態があった場合は、副市長、政策経営部長及びあらかじめ指定された部長の順で市長に代わる意思決定を行う。

(8) 本部の組織、編成、所掌事務及び災害対策要員は、出水市災害対策本部規程の定めるところによる。

イ 本部の設置場所

本部は、震災による被災のおそれがない場合は、原則として市庁舎に設置するが、庁舎が被災して使用できないときは、市消防本部に設置し、当該消防本部が使用できないときは、出水市災害対策本部規程第1条第2項の規定に基づき設置する。

ウ 本部会議

(7) 本部に本部会議を置き本部長、副本部長、本部付、各対策部長及び支部長をもって構成する。

(8) 本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。

- a 震災応急対策の実施及び調整に関すること。
- b 県、市町、その他防災機関との連絡調整に関すること。
- c 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- d 災害救助法の適用に関すること。
- e その他重要事項に関すること。

(2) 現地本部

ア 現地本部の構成

(7) 現地本部に現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）、現地災害対策本部員及び現地災害対策要員を置き、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

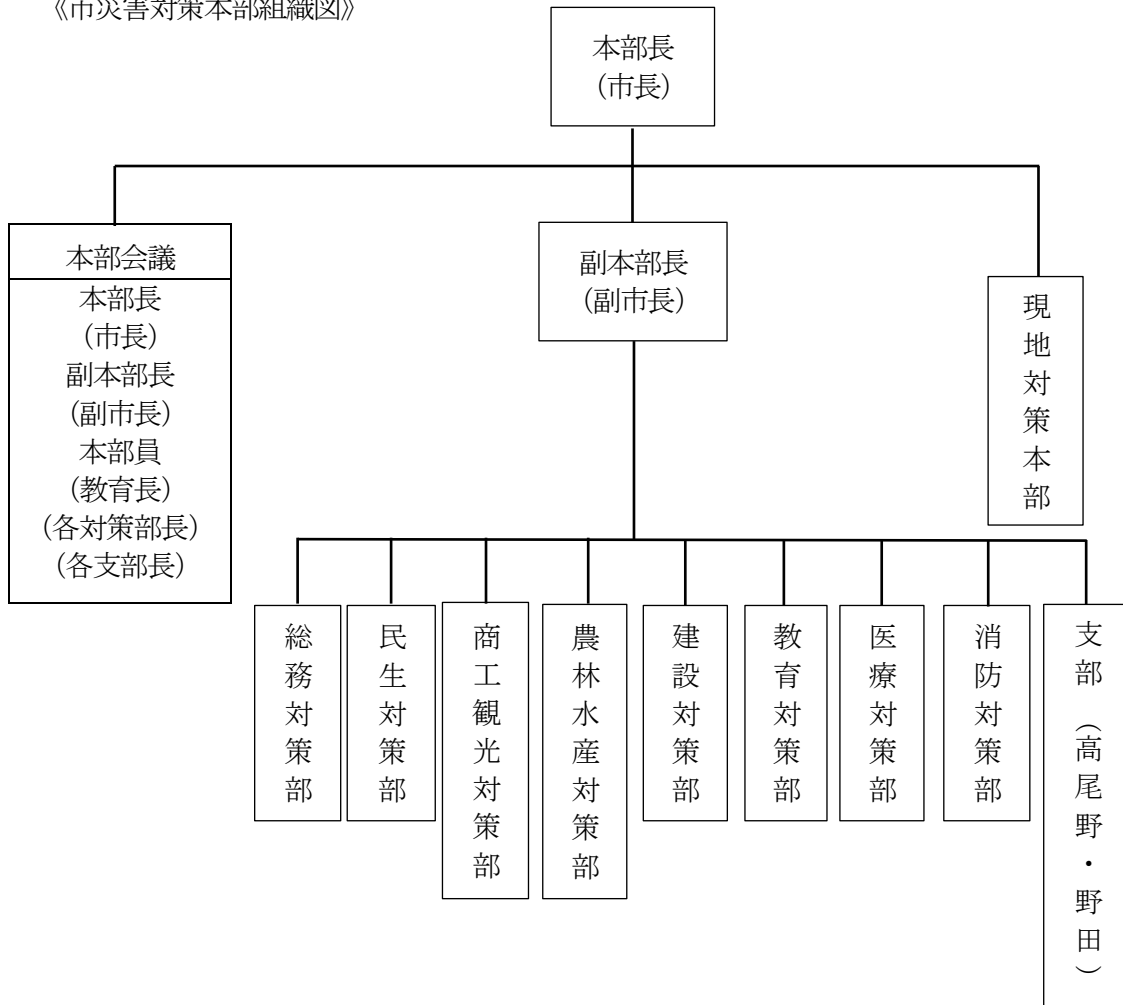
(8) 本部長は、現地本部を設置したときは、直ちにその旨を関係機関に通知する。

イ 現地本部の所掌事務

本部の現地機関としての事務であって次に掲げるとおりとする。

- (7) 被害状況及び被災地の対応状況の把握並びにこれらの情報の本部及び関係機関への連絡
- (8) 被災地からの要望の把握及び本部への伝達
- (9) 被災地の支援に従事する市の職員又は市に申出のあった機関等の人員の配置並びに支援物資の輸送及び供給に関する連絡調整
- (10) その他現地本部の役割を果たすために必要な事務

《市災害対策本部組織図》



4 職員の配備体制

市は、地震発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定めた基準により配備体制をとる。

(1) 配備区分の決定

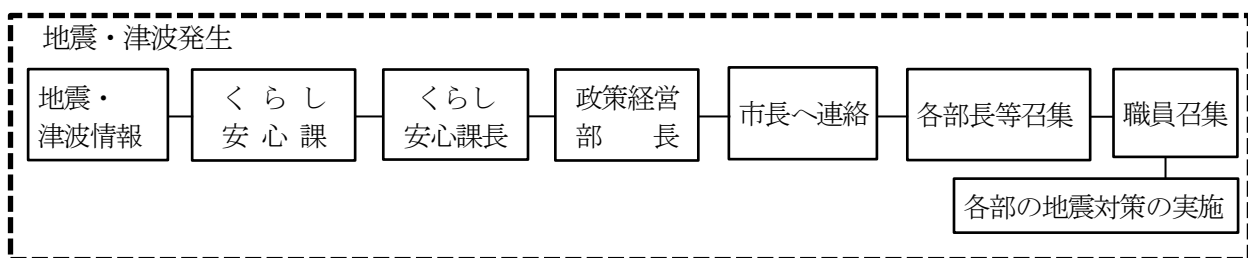
市長は、出水市災害対策本部規程の定めるところにより災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお、災害の態様により、その所掌する災害応急対策を講ずるうえで支障がないと認められるときは、配備体制を変更することができる。

(2) 動員の伝達方法

動員配備の伝達系統は、下図のとおり。

《動員配備の伝達系統図（時間外を含む。）》



(3) 自主参集

ア 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で速報される地震の情報により一定の震度以上の地震の発生や津波警報の発表を覚知し、あるいは地震・津波に遭遇したときは、配備基準に照らして自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

イ その他の職員の参集

その他の職員にあつては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合には、最寄りの避難所に参集し、応急活動に従事するか、その地域に残り被害状況の収集に当たるものとする。

《地震時の参集・配備基準》

体制	基準	配備基準	活動内容
情報 連絡 体制	(1) 本市周辺で震度4の地震が発生したとき (2) 本市周辺に津波注意報が発表されたとき	1 暮らし安心課職員 2 状況により、各部長が必要と認める者	小規模地震や津波警戒を行うため、関係機関等との情報連絡に努める。
災害 警戒 本部 体制	(1) 本市周辺で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき (2) 本市周辺に津波警報が発表されたとき。	1 政策経営部長 2 暮らし安心課職員 3 各部長・各支所長及びその指名する者	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害 対策 本部 体制	第1 配備	地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2 配備	(1) 本市周辺で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 本市周辺で震度5強以下の地震若しくは津波が発生し、相当な被害が発生し又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	
	第3 配備	(1) 本市周辺で震度6強以上の地震が発生したとき (2) 本市周辺で震度6弱以下の地震若しくは津波が発生し、甚大な被害は発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	
		特に関係のある少数人数で、情報収集及び連絡活動が円滑に行われる体制を整える。第2配備（又は第3配備）に移行し得る体制とする。	
		本庁・支所内に勤務する職員の約半数を待機させ、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3配備に直ちに切り替え得る体制とする。	
		全員待機して防災業務に従事及び業務継続を準備する。	

第2 関係機関等の応急活動体制の確立

(1) 防災関係機関の組織

防災関係機関は、地震の発生に際して、各々の防災業務計画等に規定された防災組織を確立し、応急対策を実施する。

(2) 市民の役割

市民自身は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応も含めて、初動段階において、自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

(3) 各種団体・組織・個人の役割

スーパーなど物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となるため、これらの防災力を総動員して有機的に対策に

組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、地震直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織、消防団を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移をみながら適宜各種団体の協力等を得てその防災体制を確立する。

第2節 情報伝達体制の確立

地震災害の発生に際して、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関に情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

以下第3編第1部第1章第2節「情報伝達体制の確立」に同じ。

第3節 災害救助法の適用及び運用

大規模な地震・津波が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて県、市は災害救助法を運用する。

以下第3編第1部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」に同じ。

第4節 広域応援体制

大規模な地震・津波が発生した場合、被害が拡大し、市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

以下第3編第1部第1章第4節「広域応援体制」と同じ。

第5節 自衛隊の災害派遣

大規模な地震・津波が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受け入れ体制を整える。

以下第3編第1部第1章第5節「自衛隊の災害派遣」に同じ。

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

震災時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

所要人員の確保が困難な場合、又は緊急を要する場合は、基本法、災害救助法に基づく人員の確保を求める。

以下第3編第1部第1章第6節「技術者、技能者及び労働者の確保」に同じ。

第7節 ボランティアとの連携等

大規模な地震・津波の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

このため、市では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

以下第3編第1部第1章第7節「ボランティアとの連携等」に同じ。

第2章 初動期の応急対策

地震・津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援含む。）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

本章では、このような災害初動期の応急対策について定める。

第1節 津波予報及び地震情報・津波情報の収集・伝達

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、津波予報及び地震情報・津波予報等は基本的な情報である。このため、市及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1 気象庁による津波予報、地震・津波に関する情報の発表

1 地震及び津波に関する情報の発表

(1) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市の防災無線等を通して住民に伝達する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 地震情報

気象庁が発表する地震情報を《地震情報の種類、発表基準等》のとおり示す。

《地震情報の種類、発表基準等》

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分:鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島など8地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	1 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 2 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 1 震度3以上 2 大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 3 若干の海面変動が予想される場合 4 緊急地震速報(警報)を発表した場合	1 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 2 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	1 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 2 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 1 マグニチュード7.0以上 2 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	1 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 2 日本や国外への津波の影響についても記述して発表

(3) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震については約2分）を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

（以上、気象庁HPより）

《津波警報等の種類と津波の高さ等》

種類	発表基準	発表される津波の高さ		取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	1 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 2 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記なし	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近づいたりしない。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- (7) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (8) 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- (9) 津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。
- (10) 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場合によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(4) 津波情報

ア 津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

《津波情報の種類と発表内容》

情報の種類		内 容
津 波 情 報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表（発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載）を発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- (7) 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- (8) 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- (7) 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

- (d) 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

《沿岸で観測された津波の最大波の発表内容》

発表中の津波警報等	発表基準	内容
大津波警報	観測された津波の高さ>1m	数値で発表
	観測された津波の高さ≤1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≥0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ<0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

《沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容》

発表中の津波警報等	発表基準	内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

- (7) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

- (8) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(g) 津波観測に関する情報

- a 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間上かかることがある。
- b 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(h) 沖合の津波観測に関する情報

- a 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- b 津波は非常に早く伝わり「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合がある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(5) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

《津波予報の発表基準と発表内容》

	発表基準	内容
津波予報	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）は、津波の心配なしの旨を発表する。

《津波警報等の発表文の例》

ツウチツナミヨホウ カゴシマ

令和 年 月 日 時 分

鹿児島地方気象台

時分に津波警報等（大津波警報・津波警報あるいは津波注意報）が発表されましたのでお知らせします。

\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。

当気象台管内に関係する予防区：

- \$ 宮崎県 大津波警報
- \$ 鹿児島県東部 大津波警報
- \$ 種子島・屋久島地方 大津波警報
- \$ 奄美群島・トカラ列島 大津波警報
- \$ 有明・八代海 津波警報
- \$ 熊本県天草灘沿岸 津波警報
- \$ 鹿児島県西部 津波警報

発表された全文は次のとおりです。

大津波警報・津波警報・津波注意報

令和 年 月 日 時 分 気象庁発表

***** 見出し *****

東日本大震災クラスの津波が来襲します。

大津波警報・津波警報を発表しました。

ただちに避難して下さい。

<大津波警報>

伊豆・小笠原諸島、東海地方、近畿四国太平洋沿岸、関東地方、香川県、九州地方東部、薩南諸島、大東島地方

<津波警報>

東北地方太平洋沿岸、大阪府、兵庫県瀬戸内海沿岸、岡山県、広島県、愛媛県瀬戸内海沿岸、山口県瀬戸内海沿岸、九州地方西部、沖縄本島地方、宮古島・八重山地方

***** 本文 *****

\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。

大津波警報をは表下沿岸は次のとおりです。

<大津波警報>

- \$ 千葉県九十九里・外房、\$ 千葉県内房、\$ *伊豆諸島、\$ 小笠原諸島、\$ 相模湾・三浦半島、\$ 三重県南部、\$ 淡路島南部、\$ 和歌山県、\$ 徳島県、\$ 香川県、\$ 愛媛県宇和島沿岸、\$ *高知県、\$ 大分県瀬戸内湾沿岸、\$ 大分県豊後水道沿岸、\$ 宮崎県、\$ 鹿児島県東部、\$ 種子島・屋久島地方、\$ 奄美群島・トカラ列島、\$ 大東島地方

津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。

<津波警報>

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、東京湾内湾、大阪府、兵庫県瀬戸内湾沿岸、岡山県、広島県、愛媛県瀬戸内湾沿岸、有明・八代湾、長崎県西方、熊本県天草灘沿岸、鹿児島県西部、沖縄本島地方、宮古島・八重山地方

津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。

<津波注意>

北海道太平洋沿岸東部、北海道太平洋沿岸中部、北海道太平洋沿岸西部、北海道太平洋沿岸北部、北海道日本海岸沿岸南部、青森県日本海沿岸、青森県太平洋沿岸、陸奥湾、山形県、新潟県上中下越、佐渡、富山県、石川県能登、石川県加賀、福井県、京都府、兵庫県北部、鳥取県、島根県出雲・岩見、隠岐、山口県日本海沿岸、福岡県日本海沿岸、佐賀県北部、壱岐・対馬

以下の沿岸（上記の*印で示した沿岸）ではただちに津波が来襲すると予想されます。

伊豆諸島、静岡県、愛知県外海、和歌山県、高知県

***** 解説 *****

東日本大震災クラスの津波が来襲します。

ただちに避難して下さい。

<大津波警報>

大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。

沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難して下さい。

津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

<津波警報>

津波のよる被害が発生します。

沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難して下さい。

津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

<津波注意報>

海の中や海岸付近は危険です。

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

<津波予報（若干の海面変動）>

若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。

***** 震源要素の速報 *****

【震源・規模】

月 日 時 分頃地震がありました。

震源地は、○○○○○○（北緯○○. ○度、東経○○. ○度、○○の□□◇◇km付近）で、震源の深さは○○km、地震の規模（マグニチュード）は、△△と推定されます。

注： 巨大地震の場合に、地震の規模が不確定な段階で発表する津波警報文における震源要素欄では、地震の規模を「8を超える巨大地震」として発表します。

第2 震度情報ネットワークシステムによる地震情報

震度情報ネットワークシステムを通じて、市及び周辺市町の震度情報が得られるため、表示内容に留意する。

第3 地震津波に対する自衛措置伝達

1 津波への警戒、避難の指示

近海で地震が発生した場合は、津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。

このため、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、以下のように対応する。

(1) 住民等の対応

津波危険予想地域の住民、海浜の旅行者・海水浴客・就労者は、自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

(2) 市の対応

市は、防災行政無線等を用いたり、漁業協同組合、関係施設・団体等の協力を得たりして、海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜から避難を指示する。

《津波に対する警戒の呼びかけ、避難の指示の基準》

	基準	対応
津波に対する警戒及び海岸部への避難の指示	震度4（と思われる）の地震を感じたとき又は、津波警報を入手したとき	直ちに、海岸部に避難を指示する（海岸避難指示）。 また、その他の津波危険地域の住民等へ警戒を呼びかける。

2 津波の監視警戒

揺れを感じた場合には、市は、津波警報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、高台等安全な場所で潮位、波高を監視警戒するものとする。

特に震度4以上と思われる地震を感じたときは、気象官署からの津波予報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講じる。この場合の海面監視は、監視者の安全を配慮しつつ実施するものとする。

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

市災害対策本部は、地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、管内の災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに県等に報告する。

このため、特に、市民の生命に係わる情報の収集に重点を置き、被災地区等からの情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

以下第3編第1部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に同じ。

第3節 広報

地震災害に際して、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する市民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を市民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、市、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

以下第3編第1部第2章第3節「広報」に同じ。

第4節 消防活動

地震災害時は、市街地を中心に火災が予想されるため、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。

また、消防機関は、職員等の惨事ストレス対策のため、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

以下第3編第1部第2章第6節「消防活動」に同じ。

第5節 危険物の保安対策

地震災害時は、市街地を中心に危険物災害等が予想されるため、市・消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。

以下第3編第1部第2章第7節「危険物の保安対策」に同じ。

第6節 水防・土砂災害等の防止対策

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、市は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒防御活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

第1 地震時の河川災害の防止対策

1 地震時の水防体制の確立

市は、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防体制を第3編第1部第2章第4節の「水防対策（水防計画）」に定めた方法に準じて確立し、地震時の河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行

う。

2 地震による河川施設の被害状況等の把握

市は、「水防対策（水防計画）」に定めた方法に準じて、所管する河川施設やため池堤防等の施設の被害状況等の把握に努める。

また、地震災害時の発表される各種水防情報に留意し、二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握しておき、被害の拡大防止に役立てる。

3 地震時の河川等施設被害の拡大防止対策（応急復旧措置）

(1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) ため池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、ため池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(3) 河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

第2 地震時の土砂災害の防止対策

1 地震時の土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の関係課は、地震発生とともに、地震に伴う土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策を講ずる。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、地震時に急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 地震時の斜面崩壊等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、県及び市において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、事業採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行うよう努める。

(2) 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、住民に適切な避難措置を実施できるようにする。

(3) 専門家の派遣による支援

県は、必要に応じ、市の警戒・監視活動に協力し、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を関係機関等に要請する。

(4) 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）を行い、市が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ提供する。

市は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

第7節 避難の指示、誘導

地震、津波の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難情報の発令権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

以下第3編第1部第2章第8節「避難の指示、誘導」に準じる。

第8節 救助、救急

震災時には、建物の倒壊や地震火災、津波水害等による多数の要救出現場や要救出者、重症者等が発生するものと予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助、救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

以下第3編第1部第2章第9節「救助、救急」に準ずる。

第9節 交通確保・規制

震災時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、緊急輸送等の支障が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

以下第3編第1部第2章第10節「交通確保・規制」に同じ。

第10節 緊急輸送

震災時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

以下第3編第1部第2章第11節「緊急輸送」に同じ。

第11節 緊急医療

震災時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

以下第3編第1部第2章第12節「緊急医療」に同じ。

第12節 要配慮者への緊急支援

震災時には、高齢者や乳幼児、障がい者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

以下第3編第1部第2章第13節「要配慮者への緊急支援」に同じ。

《気象庁震度階級関連解説表》

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	1 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。 2 眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などの吊り下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	1 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。 2 歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。 3 眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	1 ほとんどの人が驚く。 2 歩いている人のほとんどが揺れを感じる。 3 眠っている人のほとんどが目覚ます。	1 電灯などの吊り下げ物は大きく揺れる。 2 棚にある食器類は音を立てる。 3 座りの悪い置物が倒れることがある。	1 電線が大きく揺れる。 2 自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	1 電灯などの吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 2 座りの悪い置物の大半が倒れる。 3 固定していない家具が移動することがあり、不安定な物は倒れることがある。	1 稀に窓ガラスが割れて落ちることがある。 2 電柱が揺れるのがわかる。 3 道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	1 棚にある食器類や書棚の本で、落ちる物が多くなる。 2 テレビが台から落ちることがある。 3 固定していない家具が倒れることがある。	1 窓ガラスが割れて落ちることがある。 2 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 3 据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 4 自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	1 固定していない家具の大半が移動し、倒れる物もある。 2 ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	1 立っていることができず、はわないと動くことができない。 2 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れる物が多くなる。	1 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。 2 補強されていないブロック塀のほとんどが倒れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	1 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 2 補強されているブロック塀も破損するものがある。

《木造建物（住宅）の状況》

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	1 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 2 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 3 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	1 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 2 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性には幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を規定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

《鉄筋コンクリート造建物の状況》

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。	1 壁、梁（はり）、柱などの部材に斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 2 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	1 壁、梁（はり）、柱などの部材に斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 2 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。

しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れが見られることがある。

《地盤・斜面等の状況》

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂(※1)や液状化(※2)が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。(※3)
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地か水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたりするなど被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

《ライフライン・インフラ等への影響》

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。*
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。*
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(輻輳)が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

《大規模構造物への影響》

長周期地震動*による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い場合、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所に居られない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第3部 社会基盤の応急対策

電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道、空港等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

本章では、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

電力施設の応急対策については、九州電力株式会社が定める社内非常災害措置要綱により同社出水営業所が行うが、「出水市地区電力設備災害復旧に関する覚書」に基づいて、市災害対策本部と九州電力出水営業所対策部は連携を密にし、相互協力を行い、電力の確保と早期復旧を図る。

第2節 ガス施設の応急対策

1 液化石油ガス施設災害応急対策計画

風水害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、液化石油ガス販売事業所は、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護するべく社団法人鹿児島LPガス協会北薩支部は防災業務計画による対策を講じるものとする。

2 都市ガス施設災害応急対策計画

災害発生時、都市ガス事業者は、災害対策組織を編成し、非常要員の待機出動など防災業務計画による対策を講じるものとする。

第3節 上水道施設の応急対策

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、がけ崩れ、橋梁の流出等による配水管の損壊等が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の各緊急活動等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度及び優先度を考慮した水道施設の防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

1 応急対策要員の確保

水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、混入した恐れがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除した後、洗管消毒のうえ機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。
- (5) 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに、施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町から給水をうけるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について住民への周知を徹底する。

第4節 下水道施設の応急対策

災害時には、マンホールの損壊や汚水管の流失等の被害が発生し、住民生活への支障はもちろん、長期化すれば汚水処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

1 応急対策要員の確保

下水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

下水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) ポンプ場・処理場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機によってポ

ンプ運転を行い、排水及び揚水不能の事態解決に努める。

- (2) 雨水貯留池等へ汚水を一時貯留する等の措置も検討する。
- (3) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (4) 工事施行中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

4 復旧対策

(1) ポンプ場・処理場

ポンプ場・処理場に機能上重大な被害が発生した場合は、排水及び揚水施設の復旧を最優先とする。

これらと平行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

(2) 管渠施設

管渠施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管渠の流下能力が低下することが予想されることから、管渠施設の点検を行い、被害の程度に応じた復旧対策を実施する。

(3) 水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管の復旧を行う。

第5節 電気通信施設の応急対策

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する必要がある。

電気通信施設の応急対策については、西日本電信電話株式会社は防災業務計画による対策を講じるものとする。

第6節 道路・河川等公共施設の応急対策

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施するうえで大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

1 道路・橋梁等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

実施機関	応急措置
県・市	道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、県及び市はパトロールを実施する。 これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。
九州地方整備局	被災状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においては、パトロールカーによる巡視を実施する。 また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。 これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

実施機関	応急復旧対策
県・市	被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。 特に「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。
九州地方整備局	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。 また、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。 さらに、重要物流道路及びその代替・補完路について、県又は市から要請があり、かつ県又は市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して実施に高度な技術又は機械力を要する工事であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、県又は市の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

2 河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

(1) 海岸保全施設

県及び市は、海岸保全施設が、災害により被害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

県及び市は、洪水、高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 港湾・漁港施設

県及び市は、洪水、高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

県及び市は、土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第4部 特殊災害の応急対策

大規模な事故等の特殊災害が発生した場合、迅速かつ的確に被災者の救済や被害の拡大の防御対策等応急措置を講じる必要があるため、このような関係防災機関の特殊災害の応急対策について定める。

第1節 道路事故応急対策

大規模な道路（トンネル火災等）事故等が発生した場合、道路管理者は、迅速かつ的確に被災者の救助や事故拡大の防御対策等応急措置を講ずる必要がある。

関係機関は、乗客等の安全確保等の応急措置を行う。

1 活動体制

(1) 事故災害復旧対策本部等の設置

大規模なトンネル火災事故等が発生した場合、道路管理者は、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

(2) 通信連絡体制

各道路管理者は、事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるとともに、消防、警察等関係機関との連絡を密にする。

2 発生時の初動措置

(1) 救助・救急

道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救助・救急を最優先とし、消防、警察等関係機関との連携を密にし、人命の救助・救急活動を行うものとする。

(2) 交通規制

道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

また、道路管理者は道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し住民等への情報提供を行うとともに迂回路等の案内表示を行い、交通障害の解消に努める。

3 避難誘導

道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、消防、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

4 被災関係者等へ迅速な情報の提供等

道路管理者は、被災者家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

5 復旧活動

道路管理者は、事故が発生した場合は輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行うものとする。

第2節 海上災害等応急対策

海上における甚大な災害、貯木場の貯木の流失及び海上への油の流出等が発生し、又は発生するおそれのある場合、関係機関が連携を密にして、人命救助、消火、流出物等の除去・防除、付近船舶の安全確保、及び沿岸住民の被害防止等の措置をとる。

第1 海上災害応急対策

1 活動体制の確立

(1) 県の活動体制

ア 災害警戒本部

海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、捜索、救助・救急、医療活動などの応急対策を実施する必要がある場合は、災害警戒本部を設置される。

イ 災害対策本部

大規模な海上災害により多数の負傷者を伴う重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置される。

(2) 市の活動体制

市は、災害の状況・規模に応じ、又は県の体制などを踏まえ、災害応急対策のため必要な体制を確立する。

2 実施事項

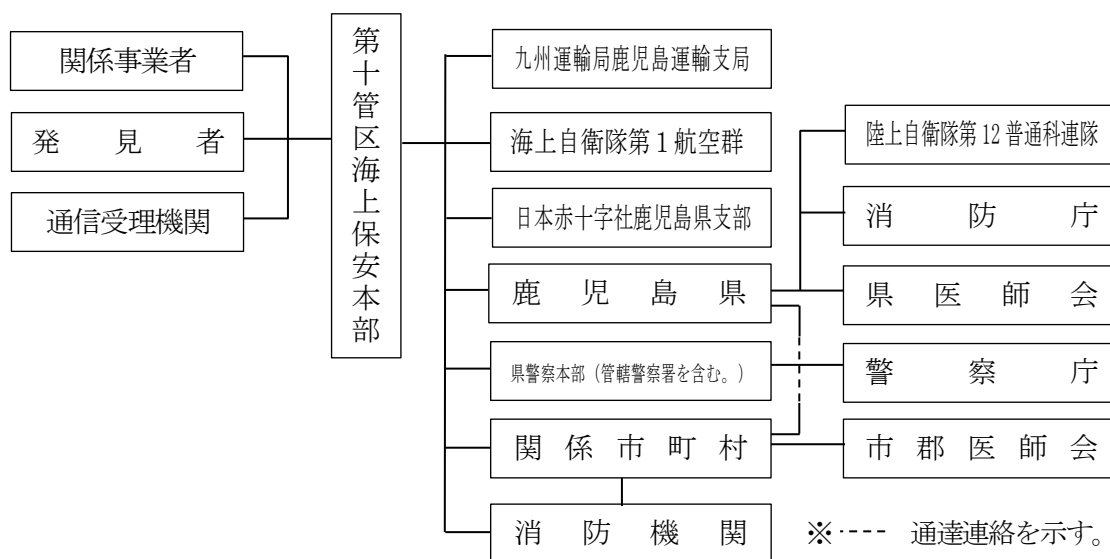
各関係機関の実施事項は、以下のとおりである。

関係機関	実施事項
県	(1) 被害情報収集及び関係機関への連絡通報 (2) 関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (3) 被害状況のとりまとめ及び消防庁への報告 (4) 自衛隊、他の市町村、消防機関への応援要請 (5) 応急対策物資のあっせん、調達、輸送の協力 (6) 報道機関への対応 (7) 現地連絡調整所の設置及び運営 (8) その他の災害応急対策
市	(1) 被害情報収集及び関係機関への連絡通報 (2) 他の市町村、消防機関への応援要請 (3) 応急対策物資のあっせん、調達、輸送の協力 (4) 一時避難所の設置及び運営 (5) 遺体一時収容所の設置 (6) 無傷者、軽傷者の接遇 (7) 乗船者の家族、関係者への連絡、対応 (8) 報道機関への対応 (9) 現地連絡調整所の設置及び運営 (10) その他の災害応急対策

関係機関	実施事項
第十管区 海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害発生の状況把握及び関係機関への情報伝達 (2) 警戒区域設定、警戒警備 (3) 海上交通安全の確保 (4) 捜索活動及び救出救助活動 (5) 海上における負傷者のトリアージ、応急処置、搬送順位の決定 (6) 消火活動 (7) 被災船舶への人員、物資の緊急輸送 (8) 避難誘導 (9) 被災船舶乗船者の遺体の収容、見分等 (10) 報道機関への対応 (11) 現地連絡調整所の設置及び運営 (12) その他の災害応急対策
関係事業者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第十管区海上保安本部への事故発生の通報 (2) 乗船者（氏名、連絡先等）の把握 (3) 救出救助活動 (4) 消火救難活動に必要な被災船舶の情報の提供 (5) 避難誘導 (6) 無傷者、軽傷者の接遇 (7) 乗船者の家族、関係者への連絡、対応 (8) 報道機関への対応 (9) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (10) その他の災害応急対策
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救出救助活動 (2) 負傷者のトリアージ、応急処置、搬送順位の決定 (3) 消火活動 (4) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (5) その他の災害応急対策
県警察	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警察用航空機等による被害情報収集 (2) 捜索活動及び救出救助活動 (3) 避難誘導 (4) 遺体の検視、見分等 (5) 交通規制、群衆整理 (6) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (7) その他の災害応急対策
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療救護班の編成 (2) 救出救助活動 (3) 負傷者のトリアージ、応急処置、必要な医療処置、搬送順位の決定 (4) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (5) その他の災害応急対策
九州運輸局 鹿児島運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海上災害応急対策の実施（船舶運航事業者に対する救援要請等） (2) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (3) その他の災害応急対策

関係機関	実施事項
自衛隊	県又は第十管区海上保安本部による災害派遣要請に基づく活動 (1) 海上災害応急対策の実施（被災者の救助・輸送等） (2) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (3) その他の災害応急対策
その他の関係機関・団体	(1) 海上災害応急対策の実施 (2) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (3) その他の災害応急対策

3 海上災害情報連絡系統図



4 被害情報等の連絡

市は、市の区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

5 現地連絡調整所

大規模な海上災害により多数の負傷者を伴う重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、以下のとおり現地連絡調整所を設置する。

(1) 目的

現地で活動する防災関係機関が、直接情報を共有・調整し、災害対策をより迅速かつ効果的に行うことを目的とする。

(2) 設置

災害の規模等を踏まえ、県、関係市町及び第十管区海上保安本部の協議により設置する。

(3) 設置場所

現地連絡調整所の設置場所は、原則として迅速に設置できる場所であつて現場活動の一体性を考慮し、安全を確保できる場所とする。

(4) 参加機関 現地連絡調整所に参加する機関は、概ね以下のとおりとする。

- ア 県
- イ 関係市町
- ウ 第十管区海上保安本部
- エ 関係事業者
- オ 消防機関
- カ 県警察
- キ 日本赤十字社鹿児島県支部
- ク 医師会
- ケ 九州運輸局鹿児島運輸支局
- コ 自衛隊
- サ その他関係機関・団体

(5) 連絡・調整事項 現地連絡調整所では、以下の事項について、連絡・調整を行う。

- ア 災害及び負傷者の状況把握
- イ 各機関の応急対策実施状況及び準備態勢等
- ウ 海上警戒区域設定等の海上安全対策
- エ 現地の統制及び周辺の立入規制、交通規制
- オ 海上における負傷者の救急・救護
- カ その他、応急対策を実施する上で調整を必要とする事項

(6) 運営方法

- ア 現地連絡調整所は、県、関係市町村及び第十管区海上保安本部が運営責任者となり運営する。
- イ 各機関は、連絡員を通じ情報を提供し、現地連絡調整所において各機関との情報の共有を図る。
- ウ 随時又は定期的に開催する連絡調整会議において、各機関の実施する活動の確認及び調整を行い、議事の進行は、原則として県が担当する。

(7) 廃止

大規模な海上災害の発生の危険性がなくなった場合、あるいは発生した災害が沈静化し、現地における応急対策（特に人命に係わる事項）を連携して行う必要性がなくなった場合に、県、関係市町及び第十管区海上保安本部の協議により廃止する。

(8) 海上災害以外の大規模な特殊災害への準用

現地連絡調整所の規定は、海上災害以外の大規模な特殊災害の場合について準用する。

6 搜索・救助救急活動

- (1) 船舶の事故が発生したときは、第十管区海上保安本部、消防、警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施するものとする。
- (2) 関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急

活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

7 消火活動

(1) 第十管区海上保安本部による消火活動

ア 第十管区海上保安本部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

イ 関係事業者、防災組織等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

ウ 第十管区海上保安本部は、速やかに火災発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(2) 消防機関による消火活動

ア 消防機関は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

イ 発生現場以外の市町は、発生現場の市町からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第2 海上流出油災害対策

1 活動体制の確立

(1) 連絡調整本部の設置

海上流出油により災害が発生し、又はそのおそれがある時は、第十管区海上保安本部に連絡調整本部（以下「調整本部」という。）が設置される。

以下の関係機関は、調整本部に防災責任者を派遣し、相互の連絡を密にして対策の調整を図るものとする。なお、調整本部の設置の時期は、海上保安庁に警戒本部が設置されたときである。

ア 鹿児島地方気象台

イ 九州運輸局鹿児島運輸支局

ウ 陸上自衛隊第12普通科連隊

エ 海上自衛隊第1航空群

オ 鹿児島県

カ 鹿児島警察本部

キ 関係市町村

ク 日本赤十字社鹿児島県支部

ケ 鹿児島港湾・志布志湾排出油防除協議会

コ 鹿児島県西部排出油防除協議会

サ 薩摩半島南部地区排出油防除協議会

シ 奄美大島北部排出油防除協議会

- ス 奄美大島南部排出油防除協議会
- セ 事故関係企業
- ソ その他関係機関

(2) 県の活動体制

海上流出油による環境汚染や漁業被害等が発生し、総合的な対策を実施する必要があると認められるときは、庁内に「鹿児島県流出油等対策本部」が設置される。

(3) 市その他の防災関係機関の組織

市及び関係市町、関係漁業協同組合、関係消防機関、県機関など災害対策のための必要な組織を確立する。

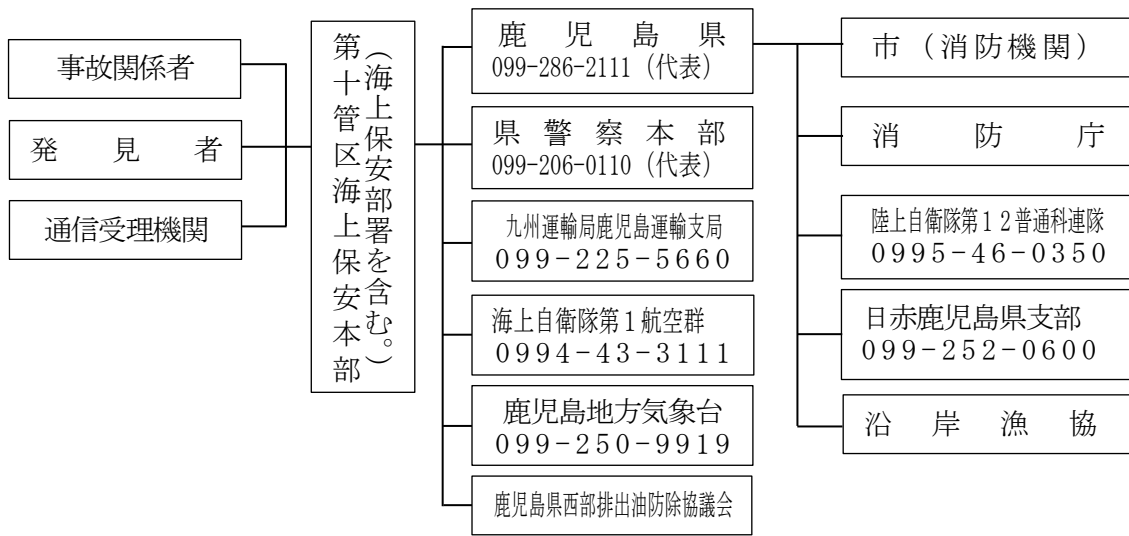
2 実施事項

各関係機関の実施事項は、以下のとおりである。

関係機関	実施事項
第十管区 海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 油汚染状況の調査・確認 (2) 油汚染発生情報の通報 (3) 油防除措置義務者に対する措置 (4) 緊急的油防除措置 (5) 関係行政機関等に対する油防除措置の要請 (6) 海上交通安全の確保及び危険防止措置
鹿児島地方気象台	現場付近に関する気象情報 (海上風、波浪等に関する予報や警報等の迅速な提供)
九州運輸局 鹿児島運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海上輸送の調査及び指導 (2) 船舶運航業者に対する航海の要請 (3) 関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
陸上自衛隊 第12普通科連隊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 遭難者の救護 (2) 沿岸住民の避難に必要な支援 (3) 流出油の回収及び処理
海上自衛隊 第1航空群	<ul style="list-style-type: none"> (1) 流出油状況の調査 (2) 避難者の救出、救護 (3) 沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援 (4) 流出油の回収及び処理剤の散布による油の処理 (5) 人員・物資の輸送等
県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (2) 回収油の処分の連絡調整 (3) 漂着油の回収状況の把握 (4) 漁業被害等の取りまとめ (5) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (6) 応援要請、その他の応急措置 (7) その他海上保安本部の行う応急対策への協力

関係機関	実施事項
県警察本部	<p>鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編「第3部第1章第8節災害警備体制」）によるほか、次の事項</p> <p>(1) 警備艇による油などの流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り</p> <p>(2) 危険防止又は民心安定のための広報活動</p>
関係市町	<p>(1) 漂着油の状況把握</p> <p>(2) 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報</p> <p>(3) 沿岸住民に対する火気使用の制限、危険防止のための措置</p> <p>(4) 沿岸及び地先海面の警戒</p> <p>(5) 沿岸住民に対する避難の指示又は勧告</p> <p>(6) ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止</p> <p>(7) 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止</p> <p>(8) 漂着油の除去措置</p> <p>(9) 回収した油の処分</p> <p>(10) 海上保安本部等関係機関からの要請に対する流出油防除資機材等の協力</p> <p>(11) その他の海上保安本部の行う応急対策への協力</p>
日本赤十字社 鹿児島県支部	<p>救護班を派遣して行う医療救護、及びその他の業務</p>
県・関係市町 社会福祉協議会	<p>(1) ボランティアの受付・登録及び健康上の配慮の周知</p> <p>(2) ボランティア活動に関する関係機関団体との連絡調整</p>
鹿児島県西部 排出油防除協議会	<p>(1) 流出油情報の関係機関への伝達</p> <p>(2) 防災資機材のあっせん及び流出油の防除等、事故発生企業への協力</p> <p>(3) 流出油の防除、消火作業に関する技術的事項の調査</p>
事故関係企業	<p>(1) 第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む。）への連絡</p> <p>(2) 遭難船舶乗組員の人命救助</p> <p>(3) 遭難船舶の破損箇所の修理、積荷油等の外の油槽又は船舶への移し替え、流出防止作業、消火作業及び安全海域への移動等</p> <p>(4) オイルフェンスの展張等による拡散防止、流出油の回収及び油処理剤の散布による油の処理</p> <p>(5) 防災資機材の調達及び輸送</p>
関係漁協、その他 の関係機関・団体	<p>自らの防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安本部、その他の関係機関の応急対策に協力するものとする。</p>

3 情報連絡体制



管区本部及び海上保安部署	第十管区海上保安本部 099-250-9801 (運用司令センター) 串木野海上保安部 0996-32-3592 (警備救難課)
--------------	---

4 被害情報等の連絡

市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県に報告する。

5 一般船舶・沿岸住民等への周知

(1) 一般船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置について、一般船舶に対し巡視船舶等の拡声器による放送、無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努めるものとする。

(2) 沿岸住民等への周知

防災関係機関は、災害が発生し、沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、防災行政無線、広報車等の手段により周知に努めるものとする。

第4編 事態安定期の対策

風水害、地震等の発生後、状況がある程度落ち着いてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給又はごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

本編では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 避難所の運営

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。

このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

第1 指定避難所の開設等

1 指定避難所の開設

市及び県の対応は、次のとおりである。

機関名	内容
市	(1) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。 (2) 避難所を開設した場合は、災害対策配備要員を置く。 (3) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。 (4) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。 (5) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。 なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県（くらし保健福祉部）及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。 (6) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県に調達を依頼する。 (7) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。
県	市の報告に基づき、避難所の開設状況を把握するとともに、市から野外受入れ施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、所要量を関係機関から調達する。

2 二次避難所（福祉避難所等）の開設

機関名	内容
市	(1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障がい者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の二次避難所（福祉避難所等）に収容する。 (2) 二次避難所（福祉避難所等）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、県及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。
県	市の報告に基づき、二次避難所（福祉避難所等）の開設状況を把握するとともに、市町村へ必要な支援を行う。

第2 避難所の運営管理

市及び県の対応は、次のとおりである。

機関名	内容
市	<p>(1) 市の避難者の受入れについては、可能な限り自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成のうえ、受け入れる。</p> <p>その際、避難所ごとにそこに収容されている避難者の情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県への報告を行う。</p> <p>(2) 避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関、NPO法人やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。</p> <p>(3) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</p> <p>(4) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ（見えるラジオ）等の設置、臨時広報誌の発行、パソコン通信、ファクシミリ等の整備に努める。</p> <p>(5) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>(6) 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(7) 家庭動物等の保護収容</p> <p>ア 収容の前提</p> <p>(ア) 大規模震災、大型で非常に強いレベルの台風、浸水・土砂災害により長期避難せざるを得ない場合（3日以上、連続した避難等）を対象とし、短期の大雨警報・台風等に伴う避難時は対象外とする。</p> <p>ただし、緊急の浸水被害など、ペットも被災することが予測される場合は、災害対策本部の判断により対象とする。</p> <p>(イ) 避難者の中には動物嫌いやアレルギー体質、鳴き声や吠える等の騒音に敏感な方がいる場合もあるため、日頃から躰ができていくこと。</p> <p>また、身体障がい者が同伴する補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）で身体障がい者の自立と社会参加に資するものとして身体障がい者補助犬法に基づき訓練・認定された犬以外は、避難所内で飼い主とペットの同室での避難は認めない。</p> <p>(ロ) ケージ等の備品及びペットフード・水及び排泄物処理用品等の消耗品等は、飼い主が準備していること。</p> <p>(ハ) ゴミ（糞尿及び排泄処置後のゴミを含む。）は、飼い主が責任をもって専用のバケツやポリ袋等で保管し、必ず持ち帰るとともに、排泄後の清掃をすること。</p> <p>イ 対象動物は、犬、猫やウサギなどの小型の哺乳類と鳥類などの家庭動物とし、大声で吠える、獰猛または強い毒性を持つなどの危険動物、臭いを発するもの及び衛生管理が困難な動物、特別な設備・管理が必要となる動物、猟犬、闘犬等の人に畏怖感を与える可能性</p>

	<p>がある犬種は対象外とする。</p> <p>また、ペットショップ、ブリーダー等、利益目的で保有する動物も対象外とする。</p> <p>ウ 放浪している犬、猫等の保護収容等については、可能な範囲で獣医師会、動物保護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所の確保と保護収容に努める。</p> <p>エ 避難所等における動物の飼養者に対する適正な飼養の指導等の細部は、「出水市避難所運営マニュアル」によるものとし、併せて獣医師会と協力して獣医師の派遣等についても考慮する。</p> <p>(8) 多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>(9) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。特に、ホテルや旅館等への避難が必要な要配慮者に対しては、ホテル旅館生活衛生同業組合等と締結している協定を活用し、宿泊施設の提供を行う。</p> <p>(10) 被災地において、感染症の発生・拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p>
県	<p>避難所の管理運営状況について把握し、応援要請を受けた場合は、開設者と連携をとり支援する。</p>

第3 広域的避難収容・移送

市及び県の対応は、以下のとおりである。

機関名	内容
市	<p>(1) 市の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、広域避難（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県への避難）に関する支援を県（危機管理局危機管理防災課）に要請する。</p> <p>(2) 広域避難を要請した市長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。</p> <p>(3) 県から被災者の受入れを指示された市長は、直ちに避難所を開設し、受入れ態勢を整備する。</p> <p>(4) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町が行い、被災者を受け入れた市は運営に協力する。</p>
県	<p>(1) 市から広域避難に関する要請があった場合、県は、警察本部及び関係機関と協議のうえ、被災者の移送先を決定する。</p> <p>(2) 知事は、移送先が決定後、直ちに移送先の市町長に対し避難所の開設を指示要請し、被災者の受入れ態勢を整備させる。</p> <p>(3) 被災者の移送方法については、県が市と協議のうえ、被災地の状況を勘案して決定し、市、警察、消防及び輸送機関等の協力を得て実施する。</p> <p>(4) 被災者の避難・収容状況から、隣接県等の広域的な避難収容が必要であると判断したときは「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき広域避難収容に関する支援を要請する。</p>

第2節 食料の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

第1 食料の調達

1 米穀の調達

災害時における米穀の調達の取扱いについては、政府（農林水産省）の定める手続に基づき処理する。

特に災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する販売業者の手持米、政府保管米を所定の手続により、災害用として転用充当する。

(1) 米穀販売業者の手持米を調達する場合

市長は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する米穀販売業者から現金で、米穀を買い取り調達する。

ア 県内米穀販売事業者の供給可能数量 令和5年12月現在

在庫場所	品名	数量
鹿児島市ほか	精米	53 精米トン

イ 県内米穀集荷団体等との連携による米穀の調達

災害の状況により、前記アのほか、米穀集荷団体等と連携し、必要量の米穀を確保する。

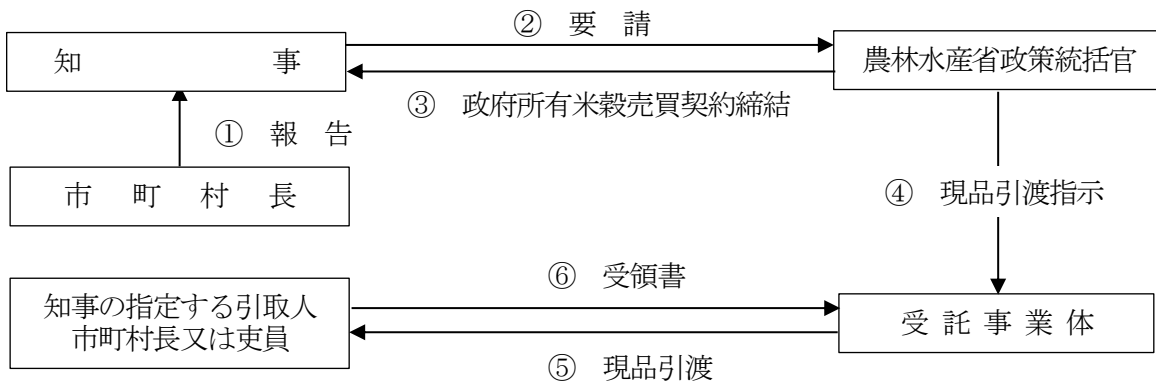
(2) 政府所有米穀を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により、前記(1)の方法で調達不可能の場合、次のとおり政府所有米穀を調達する。

(3) 取扱方法

知事は、市長からの要請を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省政策統括官付生産局農産部貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請し、売買契約締結後、引渡しを受ける。買受代金は、知事が災害救助費から支払う。

《政府所有米 国の調達系統》



2 その他の食品の調達

県は、被害の状況から判断して必要と認めるときは、以下の食料品の中から供給する品目及び数量を決定して調達を行い、市に供給する。

品名	調達先等
調整粉乳、哺乳ビン、漬物、味噌 醤油、食塩、即席めん	「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」 締結の関係事業者及び県内薬品業者、関係製造業者手持品

第2 食料の供給

1 市及び県による食料の供給

市及び県による食料の供給は、下記のとおり実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、所在が把握できる広域避難者等に対しても食料等が供給されるよう努める。

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出しその他の方法による給食又は食料の供給を行う。 (2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない県民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。 (3) 米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。 (4) 炊き出し及び食料の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。 (5) 市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難をきわめたときは炊き出し等について県に協力を要請する。 (6) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告する。
県	<p>市の報告に基づき、食料の配分及び供給状況を把握するとともに、関係機関と連携を図り、市へ支援を行う。</p>

2 給食基準

1人当たりの配給量

品目	基準		
米穀	被災者	1食当たり精米	200グラム以内
	応急供給受給者	1人1日当たり精米	400グラム以内
	災害救助従事者	1食当たり精米	300グラム以内
乾パン	1食当たり	1包（100グラム入り）	
食パン	1食当たり	185グラム以内	
調整粉乳	乳児1日当たり	200グラム以内	

3 緊急時の食料の供給

県は、被災した市において備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市に対する食料を確保し輸送する。

第3 食料の輸送

1 県及び市による輸送

- (1) 県が調達した食料の市集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市に供給する食料について当該市長に引取りを指示することができる。
- (2) 市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

4 食料集積地の指定及び管理

- (1) 災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食料の集配中継地とする。
- (2) 市は、あらかじめ定めた食料の市集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。
- (3) 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期す

るものとする。

第3節 給水

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

第1 給水の実施

市及び県による被災者等への給水は、以下により行う。

機関名	内容
市	<p>(1) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 被災者や避難所の状況イ 医療機関、社会福祉施設等の状況ウ 断水区域及び断水人口の状況エ 原水、浄水等の水質の状況 <p>(2) 水道施設の被災状況や配水池等における水の確保量を把握し、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に、最も適当な給水方法により給水活動を実施する。</p> <p>(3) 給水場所、給水方法、給水時間等について、防災行政無線、広報車等を用いてきめ細かく住民に広報する。</p> <p>(4) 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。</p> <p>(5) NPO法人やボランティア団体等と連携し、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援する。</p> <p>(6) 被災地における最低給水量は、1人1日20リットルを目安とするが、状況に応じ給水量を増減する。(被災直後は、生命維持のため1人1日3リットルを確保する等)</p> <p>(7) 激甚災害等のため市だけで実施困難の場合には、県、隣接市町及び関係機関へ応援要請する。</p>
県	<p>(1) 被災市の水道施設の被害状況や断水状況等を把握し、厚生労働省等に報告する。</p> <p>(2) 市から応援要請があった場合には、応急給水に必要な資機材、人員等の情報を集約し、九州・山口9県災害時応援協定に基づき、幹事県を通じて応援要請を行う。さらに必要な場合には、厚生労働省を通じて(社)日本水道協会による広域的な応援を要請する。</p>

第2 給水の方法

給水の方法は、以下により行う。

給水方法	内容
浄・給水場等での拠点給水	住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、原則として市が実施するが、困難な場合は応援要請等により行う。 (2) 医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮設配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮設配管及び、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
ペットボトル等による応急給水	ペットボトル等による応急給水は、製造業者等に要請して確保し、必要に応じて配給する。

第4節 生活必需品の給与

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

第1 生活必需品の調達

1 備蓄物資の調達

災害救助法が適用された場合等は県が、その他の場合は市が原則として、備蓄物資を調達する。また、日本赤十字社県支部も保管物資を放出する。

(1) 県の備蓄状況

ア 備蓄場所： 始良市平松6252鹿児島県防災研修センター（電話0995-64-5251）

イ 備蓄内容

災害救助法による物資 (令和5年12月現在)

品名	毛布	タオル	大人用紙オムツ
数量	1,539枚	11,800枚	1,490枚

(2) 市

ア 備蓄場所： 避難所

イ 備蓄内容 (計画)

品名	毛布	タオルケット	ござ	ブルーシート
数量	1,000枚	500枚	100枚	50枚

(3) 日本赤十字社鹿児島県支部

鹿児島県支部

ア 備蓄場所

鹿児島県支部倉庫及び県下37の常備地区

イ 備蓄内容

(令和5年9月30日現在)

品名	毛布	緊急セット	タオルケット	ブルーシート
支部倉庫	1,667枚	518個	2,196枚	2,166枚
常備地区	1,831枚	864個	1,139枚	1,023枚
計	3,498枚	1,382個	3,335枚	3,189枚

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、県及び市は、農業協同組合、大手スーパー、コンビニエンスストア等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

《主な調達品目》

区分	品目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等（布地は給与しない（以下同じ。）。）
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、さら、はし等
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス等

第2 生活必需品の給与

1 市、県及び関係機関等による生活必需品の給与

市、県及び関係機関等による生活必需品の給与は、以下により行う。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また、在宅での避難者、所在が把握できる広域避難者等に対しても生活必需品等が給与されるよう努める。

機関名	内容
市	(1) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。 ア 被災者や避難所の状況 イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況 (2) 被服、寝具、その他生活必需品物資を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。 (3) NPO法人やボランティア団体等との連携も図り、自力で生活必需品の給与を受けることが困難な要配慮者を支援したり、被災者が多数発生したりした場合の円滑な給与を実施する。 (4) 激甚災害等のため市だけで実施困難の場合には、県、隣接市町及び関係機関へ応援要請する。
県	市のみでは生活必需品の給与が困難と判断される場合は、必要とする品目、所要給水量、運搬ルート等の情報を集約し、関係機関等（厚生労働省、他都道府県、自衛隊等）への応援要請等必要な措置をとる。
日本赤十字社 鹿児島県支部	保管する救助物資を配分基準に基づき、被災者に対して配布する。
陸上自衛隊	知事の要請に基づき保管し、管理する次の救助物資を緊急事態の場合、被災者に貸与し、県や市による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図るものとする。 ・寝具（毛布） ・外衣（作業服上下）
その他の 防災機関	当該機関が管理し、保管する救助物資を積極的に放出して、市又は県が実施する被災者の保護に協力するものとする。

2 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3編第1部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

3 市長の要請による法外援護

市長の要請による法外援護は、以下のとおりである。

《物資の供給》

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
全焼 全壊、流出	14,300円	18,400円	27,000円	32,400円	41,000円	6,000円
半焼、半壊 床上浸水	4,700円	6,300円	9,400円	11,400円	14,400円	2,000円

第3 生活必需品の輸送

1 県及び市による輸送

- (1) 県が調達した生活必需品の市集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市に供給する生活必需品について市長に引取りを指示することができる。
- (2) 市が調達した生活必需品の市集積地までの輸送及び市内における生活必需品の移動は市長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

4 集積地の指定及び管理

- (1) 災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した生活必需品の集配中継地とする。
- (2) 市は、あらかじめ定めた生活必需品の市集積地を活用し、調達した生活必需品の集配拠点とする。
- (3) 生活必需品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期するものとする。

第5節 医療

災害時の初期の医療活動については、第3編第1部第2章第12節「緊急医療」に基づき救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、市をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を

期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災地においては、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。

第1 医療救護活動状況の把握

1 被災地における医療ニーズのきめ細やかな把握

県は、次の情報を保健所（県災害対策支部衛生対策班）及び市等から得て、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況
- (4) 交通確保の状況

2 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

県は、以下の情報を集約のうえ、知事公室広報課を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に知らせる。また、相談専用電話を設置し、県民からの問い合わせに応じる。

- (1) 医療機関の被災状況、稼働状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者等への医療体制確立状況

第2 被災者の健康状態の把握とメンタルケア

1 被災者の健康状態の把握

県及び市は、被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。

- (1) 必要に応じて避難所に救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。
- (2) 高齢者、障がい者等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等特段の配慮を行う。
- (3) 保健師等による巡回相談を行う。

2 メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

- (1) 県によるメンタルヘルスケア

ア 保健所を拠点に精神相談室を設けるとともに、こころのケアチームを編成して、被災者に対する相談体制を確立する。

イ 精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。

(2) 県による精神疾患患者対策

ア 被災した精神病院の入院患者については、関係機関と連携を取り、被災を免れた地域の精神病院に転院させる。

イ 通院患者は、主治医との関係が重要であることから、仮設外来を設置するなど被災病院の早期復旧を図る。また、服薬中断が生じないように保健所を拠点に精神科診療所を設置するとともに、こころのケアチームによって診療に当たる。

ウ 措置患者の緊急の受入れは県立始良病院で行うこととし、患者の搬送は民間精神病院の協力を得て行う。

(3) 近県の精神保健医療従事者等の受入れ

必要に応じ、近県の精神保健医療従事者の応援を要請するとともに、精神保健ボランティアの受入れ体制の確立を図る。

第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し、適切な処置を行う。

1 感染症予防対策の実施者

実施者	実施内容
知事	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防医療法」という。）、災害防疫対策実施要項又はその他法令に基づいて感染症予防上必要な諸措置を行う。
市長	知事の指示、命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

2 感染症予防実施の県、市の組織体制

災害時における感染症予防のための県（保健所）及び市における各種作業実施の組織編成は、次のとおりとする。

(1) 県の検病調査班の編成

県（保健所）は、検病調査のため検病調査班を編成する。

医師	保健師又は看護師	臨床検査技師	事務連絡員	計
1名	1名	1名	1名	4名

(2) 市の感染症予防清掃班の編成

- ア 市は、感染症予防作業のために感染症予防清掃班を編成する。
- イ 感染症予防清掃班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成するものとする。

3 知事による感染症予防措置の指導及び指示命令等

(1) 知事は、災害発生とともに保健所をして、市が行う消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除、その他必要な感染症予防措置について実情に即応する適切な感染症予防指導を行う。

特に、被災激甚な市に対しては、本庁職員を派遣し被災状況を調査し、感染症予防の実施方法及び基準等を示して指導に当たらせるものとする。

(2) 知事は、感染症予防上次に掲げる事項の指示又は命令を発する必要を認めるときは、市における災害規模、様態などに応じ、その範囲及び期間を定めて速やかに所要の措置を講ずる。

ア 感染症予防医療法第27条第2項の規定による消毒に関する指示

イ 感染症予防医療法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

(注) この場合地域を指定するが、県が市又はその一部の地域を定める場合の基準

<ul style="list-style-type: none"> (7) 市又はその一部の地域の被害率が10%を超える場合 (8) 市又はその一部の地域の被害率が5%以上、10%未満でその被害が集約的かつ甚大である場合 (9) 市又はその一部の地域の被害率が5%未満で市役所等を含む中心地域が壊滅的な被害を受け、市の機能が著しく阻害された場合 (10) 相当の震災、火災のあった場合 <p>【被害率】</p> <ul style="list-style-type: none"> (11) 全半壊（焼）流失及び床上浸水の戸数の合計に床下浸水の戸数の5分の1を加えた数を総戸数で除したパーセント
--

ウ 感染症予防医療法第29条第2項の規定による物件の措置に関する指示

エ 感染症予防医療法第31条第2項の規定による家用水の供給の指示

オ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する命令

4 県における感染症予防業務

感染症予防業務	内容
検病検査	<ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症患者の発生状況を正確に把握し、未収容の患者、保菌者に対しては速やかに適切な措置を講ずる。 (2) 検病調査班は、患者が現に発生している地域、避難所、滞水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、緊急度に応じて計画的に順次調査し、患者の早期発見に努める。 (3) 滞水地域においては通常週1回以上、避難所においてはできる限り頻繁に調査を行う。 (4) 市及び地域組織等関係機関の協力を得て情報の的確な把握に努める。

感染症予防業務	内容
健康診断	検病調査班は、検病調査の結果必要があるときは感染症予防医療法第17条第1項の規定により健康診断を受けるよう勧告し、勧告に従わない時は、健康診断を受けさせる（感染症の疑わしい症状のある者及び接触者の菌検査を行うものとする。）。
予防接種	災害時における住民の疲労状況を考慮し、臨時予防接種の実施については慎重を期すこととし、特別の事情のない限り災害の落ち着いた時期をみはらかって実施することが望ましい。 ただし、避難所あるいは環境上、病毒伝播のおそれのある地域において患者若しくは保菌者が発見され、流行のおそれのある場合は、原則として市に臨時予防接種を実施させる。
代執行	市における被害が激甚なため又はその機能が著しく阻害されたため、前項の指示、命令により市が行うべき業務を実施できないか、又は実施しても不十分であると認めるときは、感染症予防医療法第29条第2項又は予防接種法第25条の規定により代執行を行うものとする。
予防教育及び広報活動	災害時における感染症の予防に関する注意事項を周知させるため、チラシ、リーフレット等の作成あるいは報道機関の活用等により、速やかに被災地域住民に対する予防教育及び広報活動を行う。
感染症予防用資器材等の調達あつせん	市長の要請に基づき感染症予防並びに予防接種用資器材等の調達あつせんを行う。

5 市における感染症予防業務等

(1) 感染症予防業務

感染症予防業務	内容
消毒	知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする。 なお、消毒に要する1戸あたりの使用薬剤の基準はおおむね5(2)のとおりである。
ねずみ族、昆虫等の駆除	知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。 なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、おおむね5(3)の基準により積算した総量とし、り災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施するものとする。
患者等に対する措置	被災地において、感染症の患者等が発生したときは感染症予防医療法に基づいた対策をとる。
家用水の供給	知事の指示に基づき、家用水の使用停止期間中継続して家用水の供給を行うものとする。家用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行うこと。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。

感染症予防業務	内容
避難所の感染症予防指導等	<p>避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いから、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。</p> <p>この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症予防の完璧を期するものとする。なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおりとする。</p> <p>ア 検病調査 イ 消毒の実施 ウ 集団給食の衛生管理 エ 飲料水の管理 オ その他施設の衛生管理</p>
予防教育及び広報活動	保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。

(2) 消毒による1戸当たりの使用薬剤の基準

薬剤の種類等 災害の程度	薬品名		
	クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下、便池及び周辺)	クロールカルキ (井戸)
床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む。)	200g	6kg	200g
床下浸水	50g	6kg	200g

(3) ねずみ族、昆虫等の駆除

薬剤の種類等 災害の程度	薬剤別、剤型別の基準数量	
	有機燐剤 (室内、床面、床上)	オルソジクロール ベンゾール剤 (便所)
床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む。)	1 油剤： 1戸当たり 2ℓ 2 乳剤(20倍液として使用する場合) 1戸当たり 2ℓ 3 粉剤： 1戸当たり 0.5kg	1戸当たり 40g
床下浸水	1 油剤： 1戸当たり 1ℓ 2 乳剤(20倍液として使用する場合) 1戸当たり 1ℓ 3 粉剤： 1戸当たり 0.5kg	1戸当たり 40g

※薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択する。

6 市内の感染症隔離病舎

名称	所在地	病床数
出水総合医療センター	出水市明神町520番地	4

第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

第1 し尿処理対策

1 し尿の処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、下水道機能を活用したし尿処理が困難となった場合、以下により行う。

- (1) 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- (2) (1)項の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。なお、貯留したし尿の処理は原則として、市及び近隣市町のし尿処理施設で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

2 避難所等のし尿処理

(1) 避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール、河川等で確保した水を利用し、下水道機能の活用を図る。また、水洗トイレが不足する場合は想定して、便槽付きの仮設トイレを準備する。

(2) 地域

ライフラインの供給停止により住宅において従前の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。

このため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水のくみ置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の保全に努める。

3 仮設トイレ等によるし尿処理

(1) 仮設トイレ等の設置

仮設トイレ等の設置に当たっては、次の事項について配慮する。

ア 設置体制等

市は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

イ 高齢者・障がい者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮したものを考慮する。

ウ 設置場所等の周知

市は、仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、こ

れを周知する。

(2) し尿収集・処理計画

ア 仮設トイレ等の設置状況の把握

災害が発生した場合、市は県災害廃棄物処理計画や市の災害廃棄物処理計画も踏まえ、仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

イ 収集作業

市は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理、処分を行う。

4 し尿収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、市のみではし尿処理が困難と認められる時は、広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

ア 県が実施する対策

広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により県内のみでは、し尿処理が困難と認められる時は、他都道府県等に対して支援を要請する。

イ 市が実施する対策

市は、県災害廃棄物処理計画や市の災害廃棄物処理計画も踏まえ、市の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあっせんを要請し、被災の軽微な又は被災を免れた隣接市町からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

第2 ごみ処理対策

1 ごみの収集、運搬及び処分の方法

(1) 市長は、現有の人員、施設を活用するほか、必要により一般廃棄物の収集・運搬・処分業者、各種団体の協力を得て、ごみの収集運搬に努める。

(2) 激甚な災害を受け、市の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあっせんを要請し、被災の軽微な又は被災を免れた隣接市町からの応援を得てごみの収集、運搬を実施する。

(3) ごみの収集に当たっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上げを積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。

また、ごみは、原則として北薩広域行政事務組合環境センターで焼却するが、やむを得ない場合は、仮置場にて保管し、近隣の市町のごみ焼却施設等で適正に処理する。

なお、市長は、県災害廃棄物処理計画や市の災害廃棄物処理計画も踏まえ、あらかじめ仮置き場の場所を定めておくとともに、近隣の市町と緊急時の施設の利用について協議しておく。

2 ごみ収集の応援体制の確立

市は、県災害廃棄物処理計画や市の災害廃棄物処理計画も踏まえ、市の能力のみでは実施困難と認められるときは、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

また、廃棄物関係団体やボランティアなどについて、その応援能力等を十分調査のうえ、応援協定の締結を行うなど協力体制を整えておく。

第3 死亡獣畜の処理対策

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、所轄保健所長の指示を受けて処理する。

- (1) 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が露出しないようにすること。
- (2) 死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1メートル以上とし、かつ、地表面30センチメートル以上の盛土をすること。
- (3) 死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他必要な措置を講ずること。
- (4) 埋却場所には、その旨を標示すること。
- (5) 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しないこと。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第4 障害物の除去対策

1 障害物除去の実施者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は、市長が行い公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

2 障害物の集積場所の選定

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川、がけ下等）においては、かねてから、付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により、障害物の種類数量等を考慮して適当な集積場所をその都度選定する。

3 障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の確保

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう、かねてから十分協議しておく。

4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3編第1部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照

第8節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

第1 行方不明者の搜索

1 行方不明者搜索隊の編成

市においては、県警察とともに行方不明者の搜索を行うため、市搜索隊を編成する。市搜索隊の編成に際しては、消防機関及び自主防災組織の活用を図る。

2 搜索の実施方法等

(1) 搜索の方法

搜索範囲等	搜索の方法
搜索の範囲が広い場合	ア 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 イ 搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。
搜索範囲が比較的狭い場合	ア 災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 イ 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ウ り災時刻などから搜索対象の所在を認定し災害により、それがどのように動いたかを検討し搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。
搜索場所が河川、湖沼の場合	ア 平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 イ 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

(2) 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

(3) 装備資材

搜索に使用する車両、船艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、市で所有する車両、船艇等が不足するときは、関係機関に対し、協力を依頼する。

(4) 必要帳票等の整備

市は、遺体の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

ア 救助実施記録日計票

- イ 捜索用機械器具・燃料受払簿
- ウ 遺体の捜索状況記録簿
- エ 遺体の捜索用関係支出証拠書類

3 行方不明者発見後の処理

区分	負傷者等	遺体
第十管区 海上保安本部	市長に引渡す。	刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、海上保安庁死体取扱規則の定めるところにより、死体調査及び検視を行い、明らかに災害による死亡と認められるときは、遺族等の引取人又は市長に引渡す。
県警察	医療機関に 收容する。	刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、検視規則、死体取扱規則等の定めるところにより、死体調査及び検視を行い、処置後は遺族等の引取人又は市長に引渡す。
市長	医療機関に 收容する。	警察署長又は海上保安部署長に通報し、警察官又は海上保安官による死体調査及び検視を受け、その後、遺族等の引取人への引渡し又は遺体收容所に收容する。

捜索に対しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡を保持するものとする。

第2 遺体の收容、処理、埋葬

1 遺体の收容、処理

(1) 遺体の收容

警察官及び海上保安官は、検視等を終えて身元確認できない遺体は全て市長に引き渡す。

市長は、警察官及び海上保安官から、検視等を終えた遺体の引継ぎを受け、身元が特定され、引取人である遺族等からの申し出があった場合は速やかに遺体を引き渡し、引取人等のない遺体については、予定された寺院、公民館、学校等の遺体收容所に收容する。

(2) 遺体の処理

ア 小災害時等で、遺体の状態が比較的正常であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は直ちに遺族等に引渡す。

イ 遺体の識別が困難なとき、感染症予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を実施する。

ウ 遺体の確認及び死因究明のため検視を行う必要があるが、遺体の検視は、原則として第3編の第1部第2部第12節又は第2部第2章第11節「緊急医療」による救護班により行う。

ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なとき等は、一般開業医により行うものとする。

エ 遺体の識別、身元究明等に長い日時を要するとき又は遺体が多数で埋葬に長い日時を要する場合等は、死体を出水市総合体育館または高尾野体育館に一時保存する。

オ 市長は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。

なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り科学的な根拠に基づいて特定する。

2 遺体の埋葬等

(1) 遺体の埋葬

ア 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により遺族等による埋葬ができないものに対して埋葬を行う。

イ 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬又は土葬等の方法により行うものとするが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

(2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講じるものとする。

また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

(3) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した市長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3編第1部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照

第9節 住宅の供給確保

災害時には、住居の浸水、全焼又は洪水による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理を行うために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

1 応急仮設住宅の建設

(1) 実施者

ア 災害により住家が全焼、全壊又は流失し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の建設は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの通知により市長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行うものとする。

イ 市限りで処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 建設計画

ア 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸当たりの規模は29.7平方メートルを基準とし、その構造は組立式住宅及び木造住宅とする。

イ 資材の調達等

(7) 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する（一社）プレハブ建築協会等との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

(8) 木造応急仮設住宅

a 木造応急仮設住宅に必要な資材供給の要請を北薩森林管理署を通じ九州森林管理局に行い、資材の供給を受ける。

b 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととする通知を受けた市長が地域ごとに災害に応じて締結するものとする。

ウ 建設場所

災害の規模及び種別等に応じ、あらかじめ定めた応急仮設住宅の建設候補予定地のリストに基づき建設する。

「市町村有地等」応急仮設住宅建設候補地一覧表

応急仮設住宅必要戸数										
1,043 戸		整理番号	地名地番	小学校区名	敷地の現状	敷地面積 (㎡)		建設可能戸数	優先判定	津波被害
全体敷地面積	建設可能敷地面積									
1	出水上大川内2648-10	上場小学校区	上場コスモス園駐車場	2,500	2,100	24	A			
2	出水上大川内2580-34	上場小学校区	上場小学校運動場	7,516	3,100	18	B			
3	出水上大川内873	大川内小学校区	大川内山村広場	3,900	3,500	40	A			
4	出水上大川内823	大川内小学校区	大川内中学校運動場	11,526	3,400	20	B			
5	出水市昭和町72	東出水小学校区	青木公園	6,819	3,100	30	A			
6	出水市上鯖淵1866	東出水小学校区	東出水小学校運動場	21,244	5,900	30	B			
7	出水市麓町294-1	出水小学校区	出水営林署 竪馬場宿舎跡地	1,907	1,700	12	A			
8	出水市麓町210	出水小学校区	出水小学校運動場	19,879	3,500	10	B			
9	出水市武本4610	出水小学校区	出水運動公園	28,067	8,000	65	A			
10	出水市大野原町2040-2	西出水小学校区	西出水運動公園	13,872	10,000	90	A			
11	出水市西出水町1045	西出水小学校区	西出水小学校運動場	24,177	5,000	30	B			
12	出水市明神町2313-2	米ノ津小学校区	明神公園	4,038	3,000	35	A			
13	出水市下知識町1584	米ノ津小学校区	米ノ津小学校運動場	19,442	5,600	30	B			
14	出水市下鯖町1103-1	米ノ津東小学校区	米ノ津運動公園	22,768	10,700	120	B			
15	出水市下鯖町1273	米ノ津東小学校区	加紫久利公園	7,021	3,800	36	A			
16	出水市荘3670	米ノ津東小学校区	米ノ津東小桂島分校	2,035	700	8	A			
17	出水市境町912	切通小学校区	米ノ津農村環境改善 センター運動場	10,550	6,800	72	A			
18	出水市荘673	鶴荘学園校区	荘地区運動公園	11,000	9,200	104	A			
19	出水市荘3998	蕨島小学校区	蕨島小学校運動場	9,190	2,100	20	B	⑤		
20	出水市高尾野町江内2342	蕨島小学校区	江内運動広場	12,000	6,500	20	A			
		江内小学校区				25				
21	出水市高尾野町大久保3816-6	高尾野小学校区	高尾野工業団地運動場	22,317	2,500	24	A			
22	出水市高尾野町柴引899-1	高尾野小学校区	高尾野多目的運動場	42,518	12,000	100	A			
23	出水市高尾野町上水流2082-1	下水流小学校区	高尾野運動場	18,805	8,000	50	A			
24	出水市野田町上名6151-2	野田小学校区	野田運動場多目的グラウンド	16,168	5,600	32	A			
25	出水市野田町上名6167	野田小学校区	野田運動場サッカー場	6,050	3,700	24	B			
合計				345,309	129,500	1,069				

集計

優先判定	箇所数	建設可能敷地面積計 (㎡)	建設可能戸数
A	16	86,500	767
B	9	43,000	302
C			
計	25	129,500	1,069

津波被害を受ける建設候補地	箇所数	建設可能敷地面積計 (㎡)	建設可能戸数
	1	2,100	20

(3) 入居者の選定

ア 入居資格

次の各号の全てに該当する者の他、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯1か所限りとする。

- ㉠ 住家が全焼、全壊又は流失した者
- ㉡ 居住する住家がない者
- ㉢ 自ら住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

㉠ 入居者の募集計画は被災状況に応じて県が策定し、市に住宅を割り当てるものとする。

割り当てに際しては、原則として市の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、市町相互間で融通し合うものとする。

住宅の割り当てを受けた市は、被災者に対し募集を行う。

㉡ 入居者の選定は、高齢者・障がい者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して市が行う。

(4) 応急仮設住宅の管理

市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

なお、応急仮設住宅を供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 実施者

ア 災害のため、住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、知事からの通知により市長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行うものとする。

イ 市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急修理計画

資材の調達等

ア 木造住宅等の修理に必要な資材供給の要請を北薩森林管理署を通じ九州森林管理局に行い、資材の供給を受ける。

イ 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた市長が地域ごとに災害に応じて締結するものとする。

3 公営住宅等の供与

(1) 公営住宅の確保

市及び県は、発災時において、市及び県営住宅の空き家の確保に努めるとともに、他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に提供する。

(2) 入居資格

入居資格については、公営住宅法の災害時の資格が適用される。ただし、他の管理主体が定める資格がある場合は、当該資格を有するものとする。

(3) 入居者の選定

市及び県は、確保した空き家の募集計画を策定し、空き家住宅の管理主体に入居者の選定を依頼する。

入居者の選定については、市及び県の定める選定基準を基に、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。

4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3編第1部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照

5 被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、国、県、市との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

第10節 文教対策

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

第1 応急教育の実施

1 文教対策の実施者

応急教育の対象	実施者
市立の学校	市教育委員会
災害救助法が適用された場合におけるり災小中学校児童生徒に対する学用品の給与	知事の委任を受けた市長
私立学校	学校法人等の長

2 教室等の確保

(1) 施設の応急復旧

被害の程度により応急処理のできる範囲の場合は、できるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

(2) 普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設等を利用する。

(3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共の施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

(4) 応急仮校舎の建設

(1)～(3)までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

3 教職員の確保

(1) 学校内調整

欠員が少数の場合には、学校内において調整する。

(2) 学校外調整

学校内で調整できないときは、市教育委員会の意見を聞き、県教育委員会において教職員の確保の方法を検討する。

(3) 市の地域外調整

市で調整できないときは、県教育委員会において災害地に近い他の市町からの調整を行うものとする。これも困難な場合は、教職員の緊急募集等の方法を検討する。

4 応急教育の留意点

(1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。たとえば2部授業、分散授業の方法によるものとする。

(2) 応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行う。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。

イ 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の健康等に留意する。

ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。

エ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

5 学校給食等の措置

(1) 給食施設・設備が被災した場合、できるだけ応急措置を講じる。

(2) 原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講じる。

(3) 衛生管理上支障のないよう十分留意する。

6 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置をとる。

(1) 児童生徒等の安全確保

在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先としたうえで、学校施設の使用方法について市と協議する。

(2) 避難所の運営への協力

避難所の運営については、積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市教育委員会等との間で必要な協議を行う。

(3) 避難が長期化する場合の措置

ア 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。

イ 避難が長期化する場合、給食施設は災害用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

第2 学用品の調達及び授業料等の減免、育英資金

1 教材、学用品等の調達、給与

(1) 教科書については、市教育委員会又は県立学校長からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。

(2) 文房具、通学用品等については、市教育委員会又は県教育委員会において、それぞれ調達する。

(3) 災害救助法が適用された場合におけるり災小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けて市長が行う。

2 授業料等の減免、育英資金

(1) 高等学校

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け、授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は、各学校長は、県立高等学校にあつては県教育委員会、市立高等学校にあつては、市教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ、育英資金の貸与については、鹿児島県育英財団及び日本学生支援機構に特別の措置を講じるよう要請する。

(2) 私立高等学校

私立高等学校の生徒の授業料負担者が被害を受け、授業料の軽減が必要であると認められる場合は、県は、学校法人が軽減した額について一部を補助する。

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3編第1部第1章第4節「災害救助法の適用及び運用」を参照

第3 文化財の保護

1 所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

2 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市指定の文化財については市教育委員会へ、県指定の文化財については県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては、県教育委員会を経由して文化庁へ報告しなければならない。

3 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第11節 義援物資等の取扱い

災害時には、市内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

第1 義援金の配分

1 義援金の引継ぎ及び管理

個人、会社及び各種団体等から送付された被災者に対する義援金は、速やかに市社会福祉協議会に引き継ぎ、厳重な管理をする。

2 配分

市社会福祉協議会へ引き継がれた義援金は、関係機関をもって構成する配分委員会において、配分の対象、基準、方法、時期及びその他必要な事項について決定する。

第2 義援物資の取扱い

1 市に送付される義援物資の取扱い方針

市は、次の方針により義援物資について取り扱う。

- (1) 市は、国民、企業等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により、受入れを調整する。
- (2) 市は、義援物資の受入れ、仕分け、配送に関して、必要に応じてその他防災関係機関やボランティアの協力を得る。

2 市に送付される義援物資の取扱い方法

(1) 受け付ける品目、送付場所等の決定

市は、被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入れ品目、送付場所を決定する。

(2) 受け付ける品目、送付場所等の広報

市は(1)で決定した事項を、報道機関を通じて広報する。

第12節 農林水産業災害の応急対策

風水害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

第1 農産物対策

1 事前・事後措置の指導

市は、災害による農産物の被害の拡大を防止するために、各作物ごとに事前・事後措置について、被災農家に対して実施の指導に当たるものとする。

2 気象災害対策

気象災害対策については、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期するものとする。

対象作物	主な対象災害
水 稲	風害、水害、干害、寒害
陸 稲	風害、水害、干害
大 豆	
麦	水害、寒害
そば	風害、水害
甘しよ	風害、水害、干害、寒害、霜害、潮風害
たばこ	風害、水害、干害、寒害、霜害
野菜	風害、水害、干害、寒害、潮風害、霜害
果 樹	
花き・花木	
茶	干害、寒害、潮風害、霜害
桑	風害、水害、干害、凍霜害
飼料作物	水害、干害、風害、寒害

3 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は、次のとおりである。

(1) 指導の徹底

病虫害防除対策については、県、農業関係試験場等及び病虫害防除所と緊密な連携のもとに、病虫害防除員、農業改良普及員が、市病虫害防除対策協議会の活動を助け、的確な状況の把握と防除指導の徹底を期するものとする。

(2) 農薬の確保

県経済連及び県内農薬卸売業者においては、病虫害の異常発生に備えて、常時ある程度の農薬を確保しているので、その活用を図る。

(3) 防除機具の整備

市、団体及び集落の保有する既設防除機具を有効かつ適切に使用するよう指導する。

(4) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については、大型防除機具等を中心に共同集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議のうえ、ヘリコプター等による防除も実施する。

第2 林水産物等対策

1 応急措置、事後措置の指導

市及び県は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家、漁家等に対して応急措置等実施の指導に当たるものとする。

2 対象作物等及び対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象作物及び対象災害については、次のとおりである。

(1) 林産物

対象作物	主な対象災害
苗畑	干害
造林木	干害、風害、潮害
たけのこ専用林	風害、水害、干害
しいたけ	干害

(2) 水産物

養殖魚類対策

台風等の際の養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養殖管理を指導する。

第3 家畜管理対策

1 防疫体制

被災地における家畜伝染病予防上必要な措置は県が行うものとし、災害発生と同時に必要な家畜防疫員が動員できるよう各家畜保健衛生所に防疫体制を整備する。

2 畜舎の消毒

家畜伝染病の発生に備え、県は家畜防疫車を災害地に派遣し、市と協力し実施する。

3 飼料の確保

災害時の緊急を要する飼料は、次の機関を指定し必要量を確保する。

鹿児島県経済農業協同組合連合会（鹿児島市鴨池新町15番地）

鹿児島県→ 経済農協連→ 末端農協→ 被災者

第5編 災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、市民の生活の安定と福祉の公共を図るうえで不可欠であるため、本章では、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を定める。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、本市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生を防止するための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、早期復旧に努めるものとする。

2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、関係部局への緊急査定又は本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分協議を行い、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 災害復旧に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲との関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の推進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危険性等が危惧されるものについては、その重要度により各課所管の市単独事業等で実施する。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の不足等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定し、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

3 事業計画の種別

「1 災害復旧事業等の計画策定」を念頭に置き、次に掲げる事業計画について、被害発生の都度検討するものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - カ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 住宅福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共利用施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

1 激甚災害に関する調査

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

被災した市民がその痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、災害弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、本章では、被災者の支援に係る対策について定める。

なお、被災者の生活の早期復旧に関して総合的に推進する必要があると認めるときは、被災者の代表等による委員会等を設置し、早期の支援・復旧を図るものとする。

第1節 被災者の生活確保

県及び市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

第1 市民生活相談

県及び市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

なお、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、本市と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

各機関の行う生活相談は、以下のとおりとする。

機関名	相談の内容等
市	被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。
県	1 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、電話による相談のほか、県庁舎又は出先機関等に、被災相談所を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。 2 市をはじめ関係機関との連携により、総合相談体制の確立を図る。
県警察本部	警察署、交番その他必要な場所に臨時相談所を設け、警察関係の相談に当たる。

消 防 本 部	<p>発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署等に、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談に当たる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 2 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 3 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 4 火災による罹災証明等各種手続の迅速な実施
---------	--

第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

1 仮置場、最終処分地の確保

市内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の他市町村及び県外での仮置場、最終処分地の確保について、環境省と連携して市を支援する。

2 リサイクルの徹底

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めることとし、県ではリサイクルの技術面の指導、業者あっせん等を、環境省と連携して行う。

3 環境汚染の未然防止、住民、作業者の健康管理

災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県では、そのための技術面の指導、監視等を、厚生労働省と連携して行う。

4 計画的な災害廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、市は、災害廃棄物処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定めるものとする。県は、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰することにより、円滑な災害廃棄物処理を促進する。

5 建物等の解体等による石綿飛散防止

県及び市は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

1 リ災都市借地借家臨時処理法の適用手続

(1) リ災都市借地借家臨時処理法（以下「法」という。）第25条の2の災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し、市長は、所要の申請を行うものとする。

(2) 市長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて2部提出する。

- | | |
|---|---|
| ア | 市の面積 |
| イ | り災土地の面積 |
| ウ | 市の建物戸数 |
| エ | 滅失戸数 |
| オ | 災害の状況 |
| カ | その他（り災土地中、借地の比率及び滅失建物中借家の比率等もできれば記載する。） |

2 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく、借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

第4 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

区分	支給の内容等
実施主体	県（被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館を指定）に支給事務を委託）
対象 自然災害	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。） (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。） (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）
対象世帯	(1) 居住する住宅が全壊した世帯 (2) 居住する住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

支給額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。				
	※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額				
	(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）				
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
		対象世帯の(1)	対象世帯の(2)	対象世帯の(3)	対象世帯の(4)
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
申請先	(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）				
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	
	支給額	200万円	100万円	50万円	
	※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円				
申請先	県（市町村経由）				

第5 県単被災者生活支援金の支給

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して、生活再建を支援するため、市町村を通じて被災者生活支援金が支給される。

区分	支給の内容等
対象市町村	(1) 被災者生活再建支援法が適用された市町村 (2) 上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対象世帯等	(1) 全壊、半壊又は床上浸水の住宅被害を受けた世帯 (2) 商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊又は床上浸水の被害を受けた小規模事業者 ただし、(1)の支給対象者は除く。 (3) (1)、(2)に関わらず、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯は除く。 (4) (1)、(2)のうち、被災日の前年の1月1日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が適用された災害において全壊、半壊又は床上浸水の被害を受けた者
支給限度額	上記(1)、(2)については1世帯（1事業者）当たり20万円 上記(4)については1世帯（1事業者）当たり30万円

第6 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項においては同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容
実施主体	市が条例の定めるところにより実施する。
対象災害	(1) 市の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害 (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	(1) 死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合： 500万円 (2) その他の場合： 250万円

2 災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）、精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容
実施主体	市が条例の定めるところにより実施する。
対象災害	(1) 市の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上である災害 (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害
支給対象	対象災害により法別表に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。
障害見舞金の額	(1) 当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合 250万円 (2) その他の場合： 125万円

3 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給される。

区 分	支 給 の 内 容
対 象 災 害	市の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上ある災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給対象となる災害を除く。）
支 給 対 象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡者1人当たり100万円とする。

4 県単住家災害見舞金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流出又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給される。

区 分	支 給 の 内 容
対 象 災 害	(1) 災害救助法による救助が行われた災害 (2) 市の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上ある災害 ((1)災害に該当するものを除く。) (3) (1)、(2)に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 (4) その他知事が特に指定した災害
支 給 対 象	現に居住している住家が対象災害により全壊、流出又は埋没した世帯の世帯主に対して支給
見舞金の額	1世帯当たり10万円

第7 税の減免措置

1 税の徴収猶予等

- (1) 知事又は市長は、地方税法第15条の規定に基づき、県税又は市税の納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めるときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により1年以内の範囲で県税又は市税の徴収猶予を行う。
- (2) 知事は、鹿児島県税条例第14条の規定に基づき県税の納税者又は特別徴収義務者が災害等により法律又は鹿児島県税条例で定められた期限までに県税に関する申告、申請をすることができないとき、又は納税することができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲で、地域及び期日を指定し、又は納税者の申告により期日を指定して県税に関する申告、申請又は納付の期限の延長を行う。
- (3) 市長は地方税法第20条の5の2の規定に基づく市の災害による市税の納人等の期限延長に関する関係条例により、災害による被災者のうち、市税の納人等ができない者に対し期限の延長を行う。

2 税の減免

(1) 県税の減免

種別	減免の内容等						
事業税	<p>ア 事業用資産について災害を受けた損害金額が、その資産の価格の1/2以上である個人の事業税の納税者のうち、前年中の事業の所得が1,000万円以下のものについては、納期限の到来しない税額について、次の割合で減免される。</p> <table border="0"> <tr> <td>㊦ 課税標準所得金額が500万円以下のもの</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>㊧ 課税標準所得金額が750万円以下のもの</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>㊨ 課税標準所得金額が750万円を超えるもの</td> <td>1/4</td> </tr> </table> <p>イ アに該当しないもので、災害により自己又は控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅又は家財について甚大な損害を受けた個人の事業税の納税者のうち、合計所得金額が500万円以下のものについては、納期限の到来しない税額の1/2以内の額を軽減される。</p>	㊦ 課税標準所得金額が500万円以下のもの	全部	㊧ 課税標準所得金額が750万円以下のもの	1/2	㊨ 課税標準所得金額が750万円を超えるもの	1/4
㊦ 課税標準所得金額が500万円以下のもの	全部						
㊧ 課税標準所得金額が750万円以下のもの	1/2						
㊨ 課税標準所得金額が750万円を超えるもの	1/4						
自動車税	<p>災害により損害を受けた自動車税の納税者に対し、修繕車又は使用不能となった自動車及びそれに代えて新たに取得した自動車について、損害の程度に応じて税額の1/2以内の額を軽減される。</p>						
不動産取得税	<p>ア 不動産の取得の日から当該取得に係る不動産取得税の納付期限までに災害により当該不動産が滅失又は損壊した場合、当該不動産の取得に対する不動産取得税を被害の割合に応じ減免される。</p> <p>イ 災害により滅失又は損壊した不動産の代替不動産を被災の日から3年以内に取得した場合、当該代替不動産の取得に対する不動産取得税について旧不動産の台帳価格に見合う税額分を減免される。</p>						
産業廃棄物税	<p>産業廃棄物の自己処理に係る納税者が、天災等により産業廃棄物税を納税することができないと認められる場合は、災害の発生した日以降、納期限の到来する税額を知事が必要と認める額を限度として減免される。</p>						

(2) 市税の減免

市長は、市税の減免に関する関係条例等の規定により、災害による被災者のうち市税の減免を必要と認める者に対し、市税の減免を行う。

第8 職業あっせん等

1 職業あっせんの対象被災者

公共職業安定所が、職業あっせんの対象とする被災者は、災害のため転職又は一時的に就職を希望する者とする。

2 職業相談

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に来所し、求職の申込みをした者に対し職業相談を行う。

ただし、被災者が公共職業安定所から遠隔の地に居住する等その他の事由により公共職業安定所に来所できない被災者については、市長は、被災者の求職申込みを公共職業安定所に取次ぐ。

公共職業安定所は、市長の求職取次ぎに基づき、事情により被災地に出向き職業相談を実施する。

第9 郵便はがき、簡易保険郵便年金等の扱い

1 郵便はがき等の無償交付

災害時において、被害者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施するものとする。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受けるものとする。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分

災害時において、被災者の救助を行なう団体が被災者に配分する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、日本郵便株式会社は、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

5 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において、被災者の救助を行なう地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施するものとする。

6 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、

- (1) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い
- (2) 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施するものとする。

7 病院等による医療救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、防疫措置等の必要がある場合は、病院等から医療救護班を派遣し、被災地における医療救護活動に協力するものとする。

8 簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、一時避難場所の提供等の必要がある場合は、日本郵便株式会社は、被災地の地方公共団体等の関係機関との連絡を密にし、加入者福祉施設を活用して災害救護活動を行なうものとする。

9 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資

災害時において、被災地における災害応急対策の円滑な実施に資するため、日本郵便株式会社は、被災地域地方公共団体の災害に関する緊急な資金需要を的確に把握し、当該地方公共団体の申請に応じ、簡易生命保険資金を短期融通するものとする。

第10 罹災証明の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

なお、県は、市に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

第11 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第2節 被災者への融資措置

第1 民生関係の融資

1 生活福祉資金

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更正のために必要な資金の融資を行う。

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付対象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸付けられる。 (1) 資金の貸付けと併せて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であること。 (2) 独立自活に必要な資金の融通を他から借り受けることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の 手続及び方法	借入申込人は、その居住地区を担当する民生委員を通じ市社会福祉協議会へ提出する。市社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会内で貸付を決定のうえ、市社会福祉協議会長あて通知するとともに、貸付金を借入申込人に送金される。
貸付額	150万円以内
償還期間	据置期間（6か月以内無利子）経過後7年以内に償還を完了するものとする。
利率	年1.5%（連帯保証人がある場合は無利子）

2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 貸付の内容等

区 分	貸 付 の 内 容 等
実施主体	市が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害（県内すべての市町村が対象となる。）

貸付金原資の負担割合	国2/3、県1/3
貸付申込受付期間	被災日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日まで

区分	貸付の内容等
貸付対象世帯	ア 同一の世帯に属するものが1人の場合は、その所得の合計額が220万円以下の世帯 イ 同一の世帯に属するものが2人の場合は、その所得の合計額が430万円以下の世帯 ウ 同一の世帯に属するものが3人の場合は、その所得の合計額が620万円以下の世帯 エ 同一の世帯に属するものが4人の場合は、その所得の合計額が730万円以下の世帯 オ 同一の世帯に属するものが5人以上の場合は、その所得の合計額が730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額以下の世帯 カ 住居が滅失又は流出した場合は、その所得の合計額が1,270万円以下の世帯

(2) 貸付対象等

貸付区分		貸付限度額 (円)	利率	償還 期限	据置 期間	償還 方法	担 保
1 世帯主が 負傷した場 合 (約1か月以 上かかるこ と。)	(1) 家財・住居ともに損害 がない場合	1,500,000	3.0%	10年 以内	3年	半年賦 又は 年賦	連 帯 保 証 人
	(2) 家財の損害はあるが、 住居の損害はない場合	2,500,000					
	(3) 住居が半壊した場合 (特別の事情がある場合)	2,700,000 (3,500,000)					
	(4) 住居が全壊した場合	3,500,000					
2 世帯主が 負傷しなか った場合 (療養期間が 約1か月か からない場 合も含む。)	(1) 家財の損害はあるが、 住居の損害はない場合	1,500,000	据置 期間 中は 無利 子	据置 期間 を含 む	特任は 5年	原則 とし て、 元利 均等 償還	連 帯 保 証 人
	(2) 住居が半壊した場合 (特別の事情がある場合)	1,700,000 (2,500,000)					
	(3) 住居が全壊した場合 (4)の場合を除く) (特別の事情がある場合)	2,500,000 (3,500,000)					
	(4) 住居全体が滅失し、 又は流失した場合	3,500,000					

※「家財の損害」とは、家財の損害金額が家財の価格の1/3以上に達した場合をいう。

※「特別な事情」とは、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

第2 住宅資金の融資

1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融支援機構が融資するものである。

区分	融資の内容等
対象となる災害	次のいずれかの災害 (1) 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 (2) 自然現象以外の原因による災害のうち住宅金融支援機構が個別に指定するもの
貸付を受けることのできる住宅	(1) 建設の基準 ア 住宅部分の床面積は1戸当たり13平方メートル以上、175平方メートル以下であること。 【床面積上限の例外】 (i) り災家屋の住宅部分が175㎡を超える場合は、その面積まで建設可能。 (ii) 親族の家屋も併せてり災して、同じ融資住宅に入居する場合は、申込人と同居する親族のり災家屋の合計面積まで建設可能。 イ 併用住宅は、住宅部分が全体の1/2以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 ウ 建築基準法その他の関係法令に適合すること。 エ 各戸に居住室、便所及び炊事室を備えていること。 オ 木造である場合1戸建又は連続建であること。 カ り災家屋が共同住宅であった場合で、木造の共同住宅を建設する場合は機構の承認を要する。 (2) 補修の基準 ア 家屋の床面積、構造の種類は制限がない。 イ 併用住宅は、住宅部分が全体の1/2以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 ウ 建築基準法の規定に適合すること。 エ 各戸に居住室、便所及び炊事室を備えていること。 オ 1戸当たりの補修に要する費用が10万円以上であること。
貸付対象者	(1) 機構から資金の貸付を受けなければ、災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができない者であること。 (2) 災害によるり災時、滅失し、又は損傷した家屋の所有者、賃借人又は居住者であって災害の発生の日から2年以内に自ら居住し、又は主としてり災者である他人に貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修をしようとする者であること。この場合において、当該家屋の賃借人又は居住者にあつては当該家屋の所有者が災害復興住宅の建設・購入又は補修をする意志がない場合に限る。 (3) 償還能力を有する者であること。 (4) 主としてり災者である他人に貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修する場合は、貸付金の償還に関し確実な連帯保証人のある者又は機構の貸付金に係る物件以外の担保価値の十分な物件を追加担保に提供できる者であること。 (5) 個人（日本国籍を有する者等に限る。）又は法人であること。

区分	融 資 の 内 容 等			
貸付の条件	(1) 建設の場合			
	貸付限度額 (住宅建設資金)	基本融資	1,650万円	工事費の100%融資
		特別加算	510万円	工事費の100%融資
		土地取得資金	970万円	
		整地資金	440万円	
	貸付利率	機構の貸付利率による。		
	償還期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木造（一般）： 25年以内 ・ 耐火・準耐火・木造（耐久性）： 35年以内 3年以内の据置期間を設けることができる。※完済時年齢の上限は80歳		
	償還方法	元利均等毎月払又は元金均等毎月払 申込日から申し出があり債権保全上支障ない場合は6ヶ月払い併用可		
	(2) 補修の場合			
	貸付限度額	住宅補修資金	730万円	工事費の100%融資
引方移転資金		440万円	工事費の100%融資	
整地資金		440万円		
ただし引方移転資金と整地資金を併せて融資をうける場合は、440万円まで				
貸付利率	機構の貸付利率による。			
償還期間	20年以内（据置期間1年を含む。）※完済時年齢の上限は80歳			
償還方法	元利均等毎月払又は元金均等毎月払い 申込日から申し出があり債権保全上支障ない場合は6ヶ月払い併用可			
借入 手続	融資希望者は、罹災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長から罹災証明の発行を受け、申込書の提出は、機構又は最寄りの機構の業務受託金融機関へ提出するものとする。			

2 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画、土砂災害防止法及び密集法に基づく勧告により、自ら居住し、又は他人に貸付けるために地すべり関連住宅を移転し、又は建設しようとする者で、自費で建設等ができず住宅金融支援機構から資金を借入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものである。

区分	融 資 の 内 容 等		
貸付を受けることのできる住宅	(1) 原則として居住室、炊事室及び便所を有すること。		
	(2) 13平方メートル以上。関連事業計画又は勧告に基づき移転又は建設される地すべり等関連住宅は非住宅部分が1/2以上あってもよい。ただし、非住宅部分については、住宅部分の床面積と等しい床面積の工事費までしか融資対象とならない。 【新築購入・リユース購入の場合】 50平方メートル以上（共同建ての場合40平方メートル以上）であること。		
	(3) 移転又は建築後において建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。 新築家屋購入の場合にあつては、建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。また、リユース家屋購入の場合にあつては、建築基準法上明らかな違法建築物でないこと。		
	(4) 木造の住宅を建設する場合1戸建又は連続建であること。		
	(5) 敷地の権利が転貸借によらないものであること。		
貸付の条件、その他	(1) 利率は、機構の貸付利率による。 (2) その他は災害復興住宅に同じ		

第3 農林漁業関係の融資

1 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対する次のような資金の融資を行う。

(1) 被災農林漁業者に対する経営資金

区分	融資の内容等
資金用途	<p>種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金</p>
貸付の対象者	<p>ア 被害農業者 農業を主な業務とする者であって天災による農作物、畜産物若しくは繭の減収量が 平年の収穫量の100分の30以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年 における農業総収入額の100分の10以上である旨又は天災による果樹、茶樹若し くは桑樹（それぞれ栽培面積5アール以上）の流失、損傷、枯死等による損失額が被 害時における価額の100分の30以上である旨の市長の認定を受けた者</p> <p>イ 被害林業者 林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、 林業用種苗その他の林産物の流出等による損失額が、その者の平年における林業によ る総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しい たけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当 該施設の被災時における価額の100分の50以上である旨の市長の認定を受けた者</p> <p>ウ 被害漁業者 漁業を主な業務とする者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流出等によ る損失額が、その者の平年における漁業総収入額の100分の10以上である旨又は 天災によるその所有漁船（政令で定めるものを除く。）若しくは漁具（政令で定め るものを除く。）の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時にお ける価額の100分の50以上である旨の市長の認定を受けた者</p> <p>エ 特別被害農業者 被害農業者であって、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額が、そ の者の平年における農業総収入額の100分の50（開拓者にあつては100分の30） 以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等によ る損失額が、被害時における価額の100分50（開拓者にあつては100分の40） 以上である旨の市長の認定を受けた者</p> <p>オ 特別被害林業者 被害林業者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗そ の他の林産物の流失等による損失額がその者の平年における林業による総収入額の 100分の50以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、 わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が、当該施設の被 害時における価額の100分の70以上である旨の市長の認定を受けた者</p>

区分	融資の内容等					
貸付の対象者	カ 特別被害漁業者 被害漁業者であって天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が、その者の平年における漁業による総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市長の認定を受けた者					
貸付利率	ア 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業(開拓者を含む。)若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者・・・・・・・・・・年 3.0%以内 イ 天災による農作物等、林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業、林業又は漁業による総収入額の100分の30以上である旨の市長の認定を受けた被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者・・・・年 5.5%以内 ウ その他・・・・・・・・・・年 6.5%以内					
償還期限	6年の範囲内で政令で定める期間(激甚法適用の場合7年)					
貸付の条件	貸付対象者		天災融資法		激甚災害法	
			貸付限度額(損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額)		貸付限度額(損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額)	
			A%	B万円個人()は法人	A%	B万円個人()は法人
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)
		一般農業者	45	200(2,000)	60	250(2,000)
	開拓者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)
		一般開拓者	45	200(2,000)	60	250(2,000)
	林業者		45	200(2,000)	60	250(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	80	5,000	80	5,000
		漁船建造・取得資金	80	500(2,500)	80	600(2,500)
		水産動植物養殖資金	50	500(2,500)	60	600(2,500)
		一般漁業者	50	200(2,000)	60	250(2,000)

(2) 被災農林漁業組合に対する事業資金

区分	融資の内容等
貸付対象	事業運営資金(肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金)
貸付の相手方	被害組合
貸付利率	年 6.5%以内
償還期限	3年以内
貸出限度	2,500万円以内、ただし、連合会については、5,000万円以内(激甚法適用の場合は5,000万円以内。ただし、連合会については、7,500万円以内)

2 日本政策金融公庫の災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、日本政策金融公庫（農林水産事業）が被害農林漁業者等に対し貸付けを行う資金は、次のとおりである。（平成27年12月18日現在）

資金名	資金使途・内容	貸付利率 (%)	償還期限 (年以内)		貸付限度額 (万円)	融資率 (%)
			償還期間	うち据置期間		
農林漁業セーフティネット資金	農林漁業経営の再建・維持安定費	0.25 ～0.35	10	3	一般 600 (特認:年間経営費等の12分の3)	100
農業基盤整備資金	農地、牧野の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	0.25 ～0.70	25	10	(下限10)	100
施設資金 農林漁業	主務大臣指定施設	0.25 ～0.70	15 (果樹の改植又は補植) 25	3 (果樹の改植又は補植) 10	1施設当たり 300 特認 600 漁船 1,000 (下限10)	80
	共同利用施設	0.25 ～0.70	20	3	(下限10)	80
整備資金 漁業基盤	漁港施設	0.25 ～0.70	20	3	(下限10)	80
	漁場整備	0.25 ～0.70	20	3	(下限10)	80
漁船資金	漁船の復旧	0.25 ～0.45	(機器) 5 12	2	1隻当たり45,000 まき網 85,000 (下限10)	80
林業基盤整備資金	林道	0.25 ～0.70	20 (特認25)	3 (特認7)	(下限10)	80
	樹苗養成施設	0.25 ～0.55	15	5	(下限10)	80

(注) 貸付利率等は随時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認をすること。

3 災害復旧つなぎ資金

区分	融資の内容等
資金使途	天災資金、自作農維持資金が貸付けられるまでのつなぎに要する資金
貸付けの相手方	天災資金、自作農維持資金を借り入れる計画の被害農業者
貸付限度額	(1) 天災資金借入予定者損失額60%に相当する額、又は160万円(ただし、家畜主業者及び果樹主業者は400万円)のいずれか低い額 (2) 自作農維持資金借入予定者 150万円以内の額
償還期限	6か月以内
貸付利率	借入時期により異なる。
その他	県の歳計現金を天災の都度、知事が別に定める利率で県信連に預託する。

第4 商工業関係の融資及び利子補助

1 鹿児島県融資制度 緊急災害対策資金

(1) 目的

災害により被害を受けた県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し、当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

(2) 融資対象者

県内で引き続き1年以上事業を営む中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの。

ア 激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用された者
(県内における災害により被害を受けた者に限る。)

イ 災害救助法第2条の災害により被害を受けた者
(県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。)

ウ 被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けた者
(県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。)

エ 知事が特に認める災害により被害を受けた者

※いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。

区 分	内 容	
融資限度額	【運転設備資金】 2,000万円 【設備資金】 3,000万円	
融資期間	【運転設備資金】 7年以内(据置2年以内) 【設備資金】 10年以内(据置3年以内)	
融資利率	【1年以内】	年1.9%
	【1年超3年以内】	年2.0%
	【3年超5年以内】	年2.1%
	【5年超7年以内】	年2.3%
	【7年超10年以内】	年2.7%
信用保証	鹿児島県信用保証協会の保証を要する。	
信用保証料率	【融資対象者ア～ウ】 年0% 【融資対象者エ】 年0.13%～1.58% ※割引料率 (7) 財務諸表について「中小企業の会計に関する基本要領」の適用状況を確認できる中小企業者(個人を除く。)-0.1%割引 (8) 担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合-0.1%割引	
連帯保証人	保証機関の定めるところによる。	
担 保	保証機関の定めるところによる。	
申込み先	各商工会議所・商工会(組合は中小企業団体中央会)	
取扱金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫鹿児島支店、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行 (県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)	
添付書類	当該災害により被害を受けたことの市長の証明書等	

2 鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

(1) 目的

中小企業者が災害復旧のために借り入れた政府系資金又は県・市町村の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について、利子補助を行う市町村に対し、融資額に応じた段階的な利子補助を行う。

(2) 利子補助対象

県が災害発生の日から知事が災害の都度定める期間（概ね6か月以内）に指定した災害（激甚災害、災害救助法、被災者生活再建支援法適用災害）において被災した者が借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息災害復旧資金：政府系資金又は県（緊急災害対策資金）・市町村の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金

(3) 補助の概要

区 分	内 容
利子補助率	【融資額200万円以下】 年1.80%
	【融資額200万円超600万円以下】 年1.35%
	【融資額600万円超1,500万円以下】 年0.90%
	※補助率は県が負担するものであり、被災中小企業者への補助率は市町村利子補助事業により上乗せして実施する場合もあるため、市町村によって異なる。
補助期間	5年間
補助対象額	借入金1,500万円を限度とする。
申込み先	被災事業所の所在する市町村（商工団体経由の市町村もあり。）
添付書類	ア 中小企業災害復旧資金利息支払証明願 イ 災害により被害を受けたことの市長、消防署長等の証明書又は証明書の写し ウ 事業報告書 エ 市長が必要と認める書類

3 政府系金融機関の融資

機関名 事項	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制度名	災害復旧貸付	災害貸付	災害復旧資金
融資対象	指定された災害により被害を被った中小企業の方	災害により被害を受けた方	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者
融資制度	別枠 1億5千万円	それぞれの融資制度の融資限度の額に1災害につき、3千万円を加えた額(ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。)	当金庫所定の限度内
融資期間	運転・設備 10年以内	各種融資制度の返済期間内	運転・設備 10年以内
据置期間	2年以内	2年以内(ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。)	2年以内
担保	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。
貸付利率	基準利率 ただし、特別利率が適用される場合がある。	基準利率 ただし、特別貸付の災害貸付で特利対象設備は該当特利となる(異例の災害の場合は、その都度定める。)	当金庫所定の利率
保証人	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。

(注) 融資条件は随時改訂されるので、利用の際は関係先に確認すること。

4 鹿児島県信用保証協会の保証

区分	保証の概要
保証対象	県内に事業所(個人の場合は住居又は事業所)を有し、事業を営んでいる中小企業者。但し、保証制度要綱等で別に業歴が定めている場合は、それによる。
相談・申込先	各金融機関
保証限度	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (激甚災害保証の場合は、別枠)
保証期間	運転資金15年以内、設備資金20年以内(激甚災害保証の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内)
保証人及び担保	連帯保証人は原則不要(法人の場合は代表者) 担保は必要に応じ徴する。
返済方法	一括又は分割返済
信用保証料率	0.45%~1.90%(激甚災害保証の場合年0.87%)

※協会の定める要因に該当する事業者について、割引制度あり

第6編 離島対策

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、離島振興法（昭和28年7月22日法律第72号）に基づき離島振興対策実施地域として指定されている桂島地域について、桂島離島振興計画を基に離島の特殊性を考慮し、当該地域の防災、減災、その他災害を防止し、安全安心を向上するための必要な施策を定める。

第2章 安全安心向上対策

第1節 土砂災害防災対策

台風や集中豪雨等の発生に備えて土砂災害や山地崩壊などの危険性を排除するための土砂災害防災対策を実施する。

1 土砂災害発生時における被害拡大に備えた工作物設置

大雨時等において崩壊の危険性がある箇所において、土砂災害発生時における被害拡大を抑制するための工作物設置による対策を実施するものとする。

2 土砂災害危険箇所等の調査及び住民への周知

土砂災害（山地崩壊、地すべりなど）の発生危険性に対する調査を実施するとともに、その結果に基づき防災ハザードマップ等を作成することで住民への周知徹底を図るものとする。

3 建築物の移転等の勧告

土砂災害等の発生危険性が著しく高い箇所周辺に立地している建築物の所有者等（特に空き家）に対して移転等の指導を行うものとする。

第2節 高潮災害等の防災対策

夏季の台風や冬季の季節風の影響などによる高潮や越波等に伴う災害発生に備え、それらを防止するための対策を実施する。

1 高潮被害等の軽減措置

高潮や越波等による被害を軽減するため、消波ブロック設置等の対策を実施するものとする。

2 防波堤等の防護施設の点検

防波堤等の防護施設に対して、耐震性や老朽度に関する点検を定期的実施し、点検結果に基づく応急対策を実施するものとする。

3 浸水時における排水機能の確保

高潮や越波等に伴う浸水に対して、排水可能な機能を確保するための対策を実施するものとする。

4 浸水時の避難における嵩上げ対策

災害発生時において一時避難所と成り得る小学校への避難路に対して、浸水対策の一貫として盛土等によって嵩上げを実施し、避難路を確保するものとする。

5 高潮災害を含む防災ハザードマップの作成及び周知

高潮災害を含む防災ハザードマップを作成することで住民への周知徹底を図るものとする。

6 浸水対策の常備

災害発生時における一時的な浸水対策として各世帯において止水板や土のうを常備するものとする。

第3節 火災防災対策及び消防体制の強化

火災を未然に防止するための対策に加え、火災発生時における被害拡大を防止するための消防体制を強化する。

1 空き家等の撤去・解体

火災発生時の未然防止等を図るため、老朽化している木造の空き家等を撤去又は解体するための対策について取り組むものとする。

2 オープンスペースの確保

空き家等を撤去・解体することでオープンスペースを確保し、延焼拡大等の予防を図るとともに、消防活動などの拠点を確保するものとする。

3 火災発生時における連絡体制の強化

火災発生時の特に初動期において、漁に出ている地域住民や本土等への情報伝達手法として、発煙筒などの消防設備を設置するものとする。また、その他地域住民が火災報知器を設置することで、火災発生時において感知器から自動的に消防へ知らせる仕組みの構築を検討するものとする。

4 地域住民の初期消火活動の育成

火災発生時の初期において地域住民のみで消火活動が可能となる技術の普及などを目的に、定期的な消防訓練等を実施するものとする。

5 広域的な消防体制との連絡体制強化及び周知徹底

市及び県全体における広域的な消防体制と連携し、火災発生時の連絡体制を強化するとともに、地

域住民への周知徹底を図るものとする。

6 自衛消防隊の強化及び消防資機材の整備

自衛消防隊の格付けや自衛消防隊への財政的支援、さらには活動服や防火服等の装備の整備を図ることで隊員の安全を確保するとともに、小型動力ポンプ・消火ホース等、定期的な更新及び資機材の整備を図ることで自衛消防隊を強化するものとする。

第4節 公共施設等の耐災害性の強化

災害発生時においても地域住民に対して安全安心なサービス等を供給すべき公共施設等に対して、耐災害性を強化する。

1 一時避難所となる施設の点検及び補修

塩害等の影響により老朽化している米ノ津東小学校及び米ノ津中学校の桂島分校に対して施設の点検を行うとともに、点検結果を踏まえ補修（応急対策）を実施するものとする。

2 水道施設の点検及び補修

水道施設に対する定期的な点検を行い、点検結果を踏まえた補修を実施するものとする。

3 迅速な給水体制の構築

海底送水管の破断など、給水困難な状況を想定した船舶等による迅速な給水体制を構築するものとする。

第5節 防災組織の強化

災害発生時における被害拡大を防止するため、災害発生時においても実際に機能する防災組織を強化する。

1 自主防災組織の強化

図上での避難訓練や定期的に住民が集まり、災害時のイメージトレーニングを実施するなど、自主防災組織を強化するものとする。

2 防災資機材の配備

自主防災組織として、防災資機材を適切な箇所に配備するとともに、備品台帳等を作成し、適切な管理を実施するものとする。

※情報伝達用資機材（トランシーバーやメガホン等）、救助用資機材（バール、スコップ、つるはし、ペンチ、ハンマー、ジャッキ、ロープ等）、初期消火用資材（消火器、バケツ）、避難生活用資機材（強力ライト、標旗、腕章、発電機、炊き出し釜、テント、ビニールシート、燃料、毛布等）

3 空き家等所有者などを含めた連絡体制の構築

災害発生時における円滑な対応等が可能となるよう、空き家などの所有者などを含めた連絡体制を構築するものとする。

4 外部組織との連携強化及び環境整備

人手を確保し、迅速な対応を図るため、防災ボランティアなどの外部組織との連携を強化するとともに、ボランティア活動等が円滑に可能な環境を整備するものとする。

5 応急活動実施体制の強化

動員・配備体制の強化、運営体制の整備、マニュアル作成、配備要員の育成など、市の応急活動実施体制を強化するものとする。

第6節 避難体制の強化

災害発生時もしくは発生前において地域住民が迅速かつ円滑に避難できる体制を強化する。

1 避難に対する意識の醸成

自然災害への認識欠如による被害拡大を防止するため、災害に対する被害等を住民に認識してもらい、避難に対する意識の醸成を図る（避難情報が発令されているときに各戸に閉じこもらないよう早目の避難を促す。）。

2 避難に関する情報の住民への周知徹底

指定緊急避難場所等や避難経路などの情報について定期的な説明会等を開催し、住民へ周知徹底するものとする。

3 自主避難体制の整備

隣近所において安否確認や声の掛け合いができるような体制を整備するものとする。

なお、高齢者が多いことから、安全かつ円滑に避難するため、災害発生時に一緒に避難する人などを事前に取り決めを行うものとする。

4 指定緊急避難場所等までの二次交通手段の確保

地域から船舶で最寄りの港（米ノ津港、野口漁港等）に移動した後、指定緊急避難場所等までの交通手段について、本土側の防災組織や市の応急活動実施体制と連携し、確保するものとする。

第7節 災害応急対策事前措置体制の強化

災害発生時における被害拡大を防止するとともに、災害発生時の事前措置として、生活物資の備蓄や救護・医療活動が迅速かつ円滑に実施できるような災害応急対策事前措置体制を強化する。

1 生活物資の一時避難所への確保

一時的に島内で避難生活を送れるための必要最低限の生活物質（食料品及び飲料水など）を一時避難所へ確保するものとする。

2 ヘリポートの再整備

確実に離着陸可能なヘリポートとなるよう、路面標示等を行うなど再整備を行うものとする。

3 ドクターヘリによる急患の緊急搬送体制の確立

現在の緊急搬送経路や体制が災害時において十分機能するかを検証し、検証結果を踏まえた緊急搬送体制を確立するものとする。

4 船舶保有者等との災害協定締結による緊急輸送・物資調達ルートの確保

本土側に船舶を保有する個人もしくは企業と災害協定を締結し、災害発生時において地域への緊急輸送や物資調達が可能なルートを確保するものとする。

第8節 地域防災力の向上

災害発生時の被害を最小限に抑えるよう、平素から防災に対する知識の普及・啓発や防災訓練などを通じた地域防災力の向上を図る。

1 防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等を通じて、市民の防災意識を高め、防災知識の普及啓発を図るものとする。

2 防災訓練の効果的実施

時々の状況に応じたテーマを設定し、参加住民がより実践的な防災活動のノウハウを習得できるための効果的な防災訓練の実施を図るものとする。